

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2021年12月



MERCURIA
INVESTMENT

株式会社マーキュリアホールディングス

この目論見書により行う株式2,133,760,000円（見込額）の募集（一般募集）及び株式337,680,000円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年12月6日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、発行価格及び売出価格等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

- 1 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下、「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下、「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<https://mercuria-hd.jp/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
 - 2 募集又は売出しの公表後における空売りについて
 - (1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（注1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金融商品取引法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、一般募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注3）の決済を行うことはできません。
 - (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（注2）に係る有価証券の借入れ（注3）の決済を行うために一般募集又は売出しに応じる場合には、一般募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
- (注) 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2021年12月7日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2021年12月14日から2021年12月16日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
- 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除きます。）等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

発行価格 未定

売出価格 未定

株式会社マーキュリアホールディングス

東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル

ミッション、経営理念、グループ概要

ミッション及び経営理念



■ ミッション

“ファンドの力で、
日本の今を変える”

■ 三つの経営理念

クロスボーダー（国の壁、心の壁、世代の壁を超えて）
～Cross Border～

世界に冠たる投資グループへ
～Global Reach～

5年後の常識
～Undiscovered Common～

グループ概要

会社概要（2021年10月31日現在）

- 会 社 名：株式会社マーキュリアホールディングス
- 本社所在地：東京都千代田区内幸町1-3-3 内幸町ダイビル
- 設 立：2021年7月1日
（前身の株式会社マーキュリアインベストメントは2005年10月5日設立）
- 資 本 金：30億円
- 事 業 内 容：ファンド運用事業及び自己投資事業
- 経 営 陣：代表取締役CEO 豊島 俊弘
取締役COO資産投資統括 石野 英也
取締役CIO事業投資統括 小山 潔人
- 従 業 員 数：連結 65名
- 上 場 区 分：東京証券取引所市場第一部
（証券コード7347）
- 主 要 株 主：株式会社日本政策投資銀行
伊藤忠商事株式会社
三井住友信託銀行株式会社
- 主要関係会社：
 - 株式会社マーキュリアインベストメント（東京）
バイアウトファンド、グロースファンド、インフラファンド、
航空機リースファンド等、プライベートエクイティファンド
の運用
 - Spring Asset Management Limited（香港）
Spring REIT（香港証券取引所上場）の運用
 - MIBJ Consulting（Beijing）Co., Ltd.（中国）
China Central Place（Spring REIT保有施設）の管理、及
び中国における各種投資コンサルティング
 - Mercuria（Thailand）Co., Ltd.（タイ）
タイに事業展開する日本企業の現地サポート、及びタイにお
ける各種投資コンサルティング
 - エネクス・アセットマネジメント株式会社（東京）
エネクス・インフラ投資法人（東京証券取引所上場）の運用
 - 株式会社ビジネスマーケット（東京）
インターネットを活用した事業承継支援

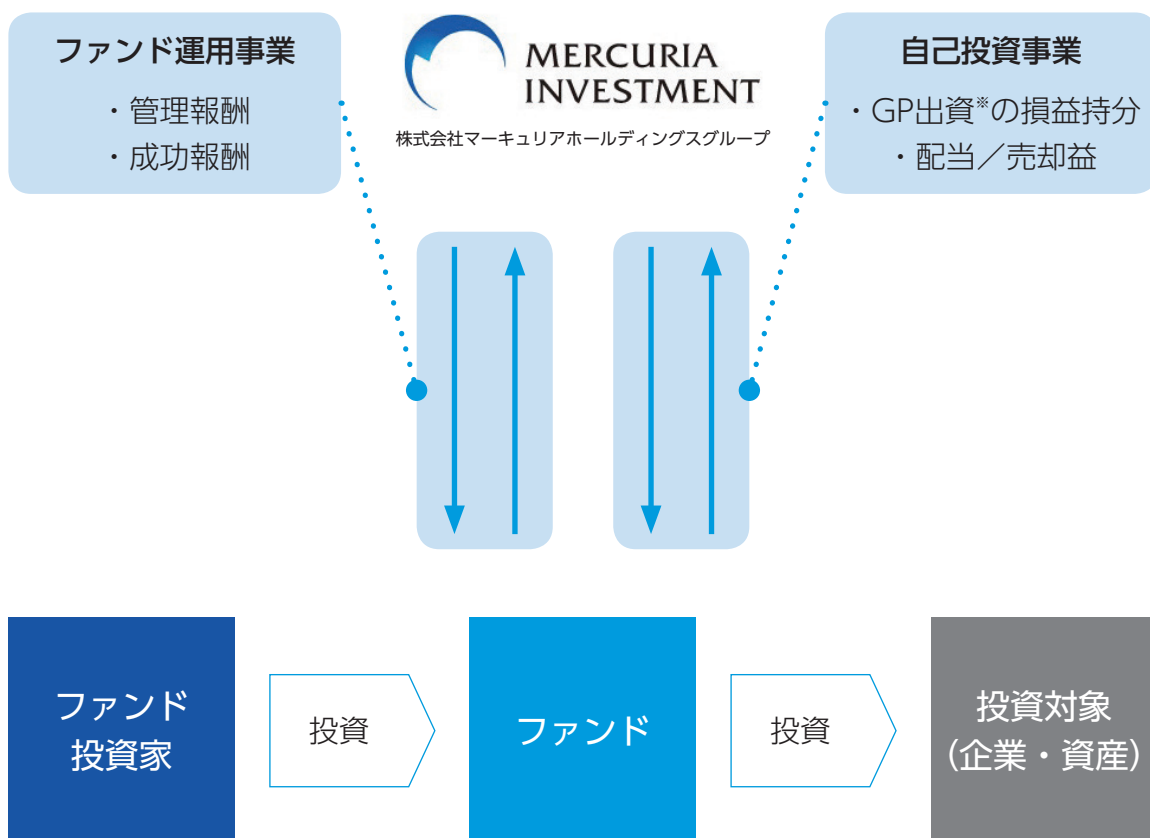
事業概要

投資ファンドとは？



投資ファンドとは一般的に、投資家から出資を受けたファンドが事前に定めた領域（企業や資産など）に投資を行い、そのリターンを投資家に対して分配するものです。

当社グループでは、ファンドを通じて社会における課題解決を図り「ファンドの力で、日本の今を変える」ことを目指しています。



※ファンドの運営責任者（General Partner）として、ファンドに対するリスク責任を持つべく出資を行うもの。

※ファンド運用事業の「成功報酬」、自己投資事業の「配当／売却益」について、成功報酬・配当／売却益が生じない場合があります。

投資領域、戦略

当社グループの投資領域と投資戦略

- 当社グループは、「クロスボーダー」を基本コンセプトに、国境や既成概念などの枠を超えることで拡がるビジネスチャンスに着目し成長が期待できる事業や高い収益性が見込める資産に対する投資を行います。
- いずれの戦略においても当社グループは品質ある投資管理にコミットしています。

投資領域

事業投資



- 成長ステージや承継ステージに位置する企業などのエクイティ・ホルダーとなり、経営陣と共に事業成長や将来を考えて企業価値の向上を図ることで、投資家のリターンを高めることを目的とします。
- 投資戦略：
成長投資／バイアウト・承継投資／バリュー投資

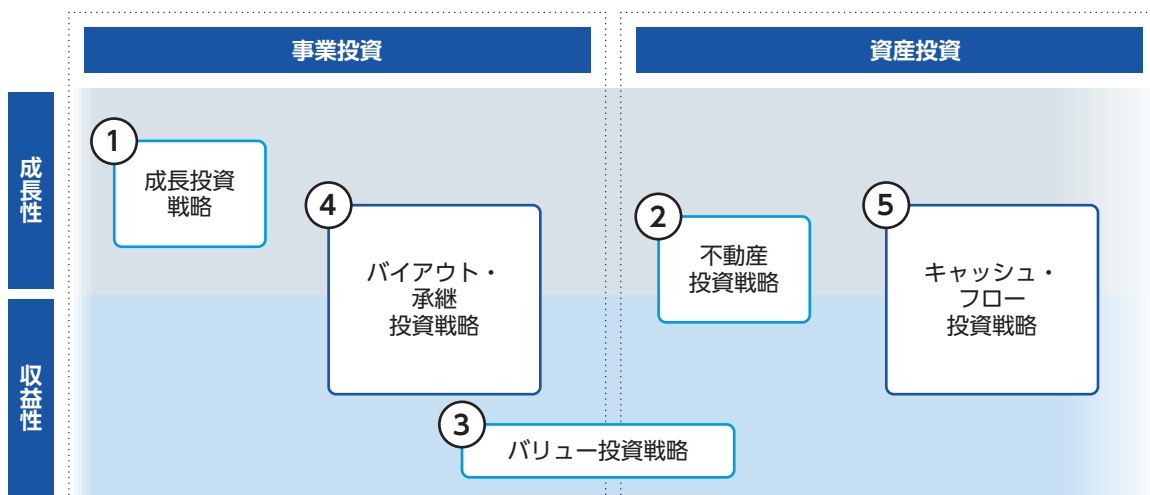
資産投資



- 物が使用される対価として支払われるキャッシュ・フローに着目し、それを確実に受け取ることができる体制を構築し、金融商品とすることで、投資家に安定的なリターンを提供することを目的とします。
- 投資戦略：
不動産／航空機リース・インフラファンド等のキャッシュ・フロー投資／バリュー投資

投資戦略

基本投資コンセプト：CROSS BORDER



投資戦略①

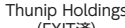
戦略 1

① 成長投資戦略：[事業投資]

当社グループの成長投資戦略は、例えば伝統的な金融業と新たな技術の融合といった、既存のビジネスの枠組みにとらわれずに挑戦する事業への投資を行っています。中でも主に次のような要素に着目しています。

- ・ マクロ経済の成長に伴い需要の伸びが予想される新しいサービスの展開
- ・ 社会構造の変化に伴い変化が求められる既存産業における新たなビジネスモデル
- ・ モノ造りに関する管理の技術やノウハウ等の日本の優れた特性を活かすことができる分野の海外市場への展開

当社グループでは、このような観点で主要プレーヤーとなりうる企業に対し、中長期的な視野による投資を行い、一時的な状況の変化に左右されない資金面、事業面等の分野での継続的なサポートを提供します。

国内	 ライフネット生命保険 (東証マザーズ上場)	 ミナミ・ジ・インフォノイド (東証マザーズ上場)	 ビットキー (未上場)	ほけんの窓口 (EXIT済)
	 ループ (未上場)	 PIAZZA (未上場)	 Rapyuta Robotics (未上場)	 Room Clip (未上場)
海外	 Nippon Wealth Limited (未上場)			
	 Propy (未上場)			
	 Thunip Holdings (EXIT済)			
	 STELLAR WORKS Stellarworks Holdings Limited (未上場)			

戦略 2

② 不動産投資戦略：[資産投資]

当社グループでは、地域毎に異なる経済発展レベルや経済環境に照らし合わせた不動産投資によりリスクに見合ったリターンが見込まれる不動産投資を目指しています。

経済が成長局面にあるアジア地域においては、中国国内の個人消費の拡大とともに北京の貸オフィスビルへの需要が拡大することを見越し、北京市の中心的なオフィス街にあるオフィスビル2棟にいち早く投資を行いました。当社グループでは、当社子会社であるSpring Asset Management Limitedにおいて、香港証券取引所へ上場しているリート（不動産投資信託）であるSpring REITの管理運営を行うなどの実績を上げています。

日本やその他の先進国においても、主にバリュー投資やキャッシュ・フロー投資戦略のアプローチも取り込んでおります。



戦略 3

③ バリュー投資戦略：[事業投資] [資産投資]

バリュー投資とは理論的な価格より安く取引される事業・資産への投資です。金融法人、事業法人、個人といった様々な投資家の投資サイクル等の関係で、安定的な資産及び事業であっても理論的な価格よりも安い価格で取引されることがあります。当社グループは、グループ会社のネットワークや役職員のネットワークを活用することでそのような機会を見つけ、ローン債権（流動化された貸付金）や不動産などキャッシュ・フローを伴う投資資産を中心にバリュー投資を行っています。

Project SWEEP, Project CS
(EXIT済)

④ バイアウト投資戦略：[事業投資]

バイアウト投資とは、企業への株式投資を行うことにより、経営に参画し、事業の拡大や再編、構造改革などにより企業価値の向上を目指す投資です。経営を改善することで企業価値の向上の余地のある企業を友好的に買収することにより、投資先経営陣と共に経営改革の推進、投資先企業の成長および企業価値向上を目指します。特に当社グループでは、グループ会社のネットワークやリソースも活用した新たな成長シナリオを描くことで企業価値の向上を図ります。



泉精器製作所
(EXIT済)



ツノダ
(EXIT済)



水谷産業
(未上場)



イーテック物流
(未上場)



東京電解
(未上場)

べんてる
(EXIT済)

マーク電子
(未上場)

⑤ キャッシュ・フロー投資戦略 (CF投資戦略)：[資産投資]

社会インフラ関連、賃貸不動産など、安定的なキャッシュ・フロー収入が期待できる資産に対するファンド投資を通じ、一定のキャッシュ・フローをもたらす金融商品として投資家へ提供しています。安定したリターン確保には、資産の種類だけでなく、資産管理体制も重要なファクターであり、当社グループではそれぞれの分野でグローバルなフランチャイズや実績を持つパートナーと組み、投資機会の発掘や運用管理を行っています。

キャッシュ・フロー投資戦略は、従前は不動産投資戦略と一体として取り組んで参りましたが、今後は国内外の投資家に対して安定運用機会を提供すべく、独立した戦略としてより強化していく分野となります。



航空機リース1号ファンド
JVによる航空機ファイナンス



エネクスインフラファンド

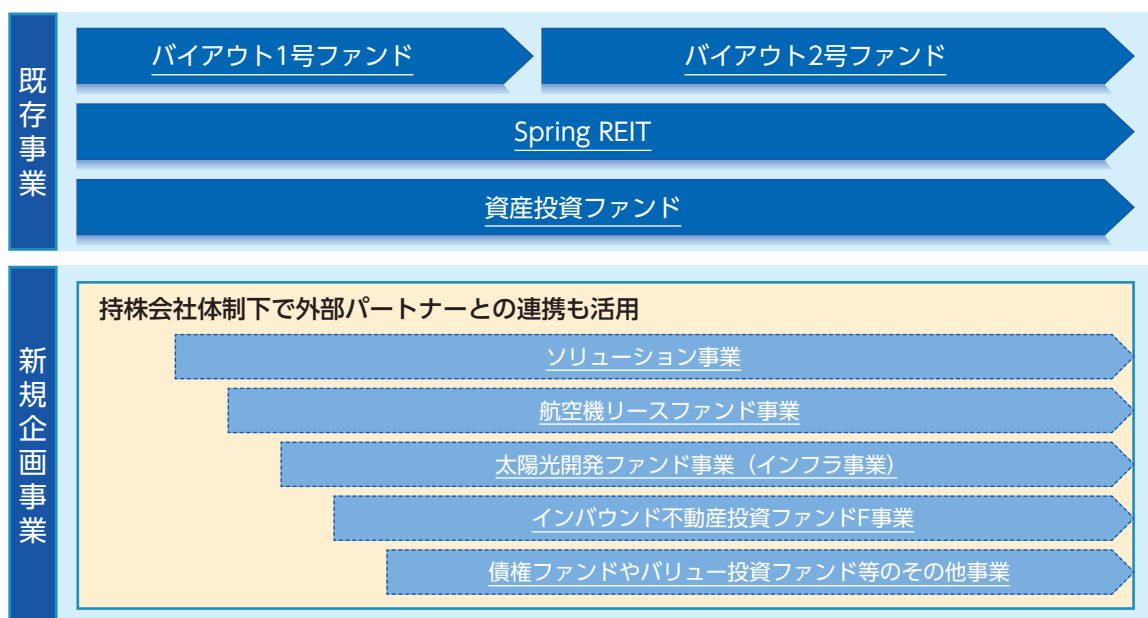


タイ・コンサル事業

中期経営計画の概要、持株会社体制への移行

中期経営計画の概要

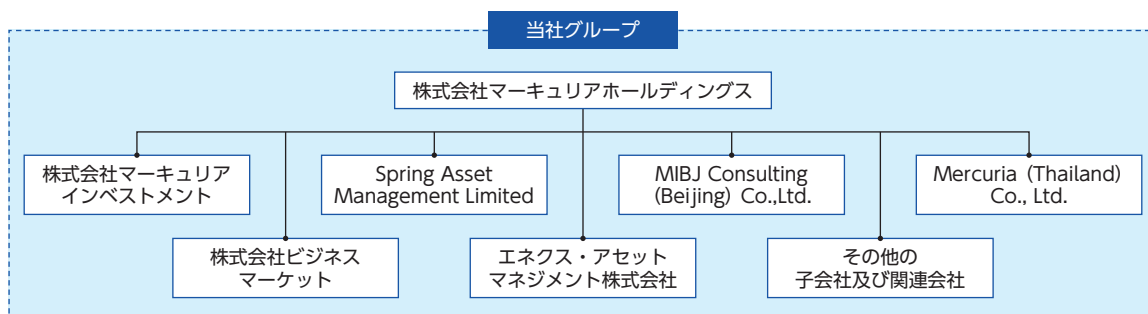
- 今後の5年間は、①上場前後に組成した基幹ファンドからの成功報酬最大化を図るとともに、②新ファンド組成による管理報酬の底上げを図り、③運営ファンドへの自己投資（セიმボート投資）に係る収益の更なる拡大を図る期間と位置付けております。
- 具体的には当社グループの基幹ファンド（コアファンド）であるバイアウトファンドにおけるファンドレイズ、Spring REITにおける新規資産の組入、資産投資分野のファンドにおける新たな基幹ファンド（コアファンド）の組成及びファンドレイズに加えて、事業法人の戦略投資に対応したソリューション事業、航空機リースファンド事業、太陽光開発ファンド事業（インフラ事業）、インバウンド不動産投資ファンド事業、債権ファンドやバリュー投資ファンド事業等の新規企画事業も推進することにより、成功報酬の最大化、管理報酬の底上げ及び自己投資の拡大を図っていく方針です。



※バイアウト2号ファンドは2022年に組成予定です。

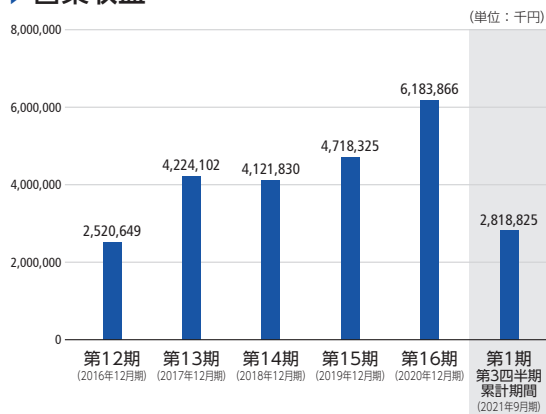
持株会社体制への移行

- 2021年7月1日に持株会社である株式会社マーキュリアホールディングスを設立し、持株会社体制への移行を実施しております。

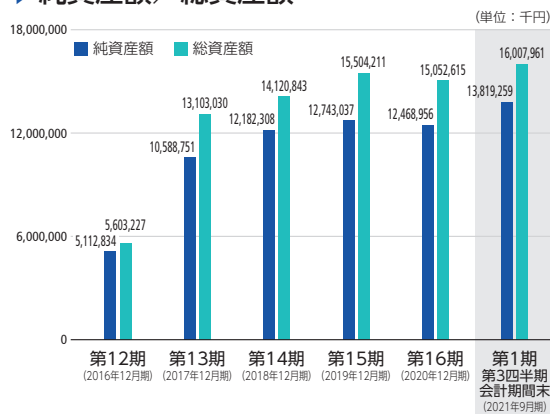


連結業績等の推移

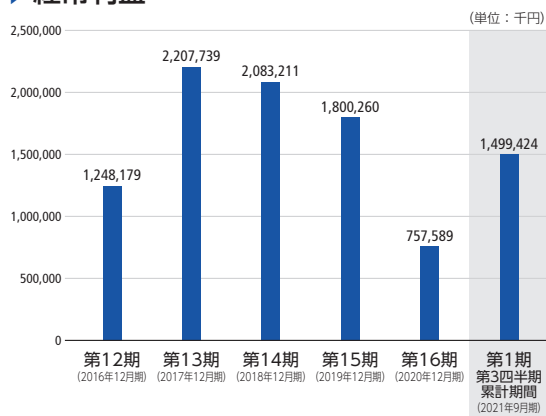
▶ 営業収益



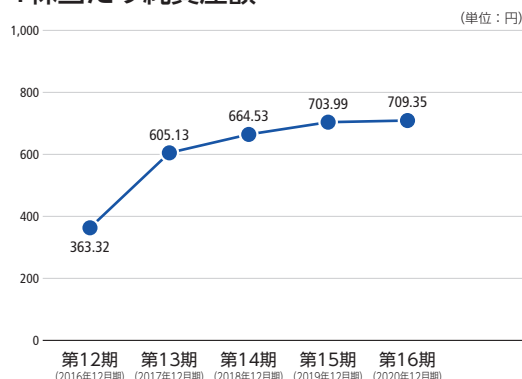
▶ 純資産額／総資産額



▶ 経常利益

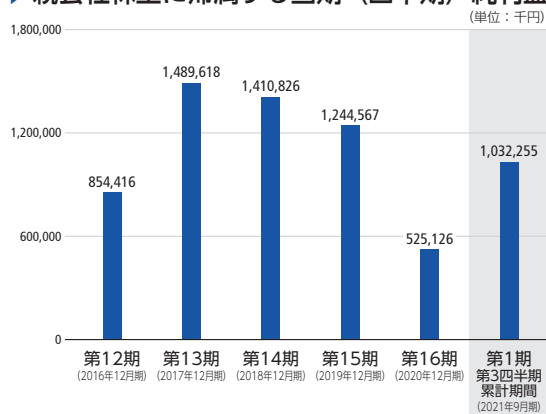


▶ 1株当たり純資産額

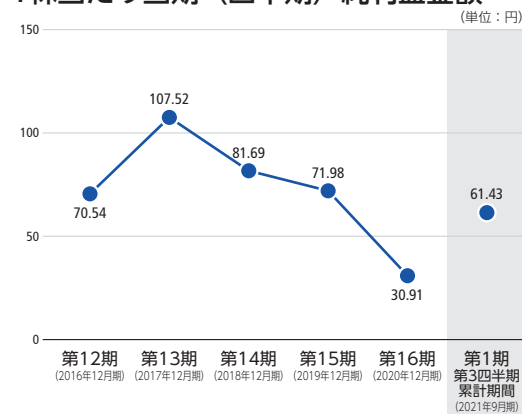


(注) 株式会社マーキュラインベストメントは、2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額を算定しております。

▶ 親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益



▶ 1株当たり当期（四半期）純利益金額



(注) 株式会社マーキュラインベストメントは、2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

※2020年12月期までは株式会社マーキュラインベストメントの数値を記載しております。

目次

頁

【表紙】

(株価情報等)

1 【株価、PER及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	2
第一部 【証券情報】	3
第1 【募集要項】	3
1 【新規発行株式】	3
2 【株式募集の方法及び条件】	3
3 【株式の引受け】	5
4 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	7
2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	7
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	7
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	8
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	9
第三部 【追完情報】	9
第四部 【組込情報】	32

有価証券報告書（第16期）

【表紙】	33
第一部 【企業情報】	34
第1 【企業の概況】	34
1 【主要な経営指標等の推移】	34
2 【沿革】	37
3 【事業の内容】	38
4 【関係会社の状況】	41
5 【従業員の状況】	42
第2 【事業の状況】	43
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	43
2 【事業等のリスク】	45
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	51
4 【経営上の重要な契約等】	57
5 【研究開発活動】	57
第3 【設備の状況】	58
1 【設備投資等の概要】	58
2 【主要な設備の状況】	58
3 【設備の新設、除却等の計画】	58
第4 【提出会社の状況】	59
1 【株式等の状況】	59
2 【自己株式の取得等の状況】	71
3 【配当政策】	71
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	72
第5 【経理の状況】	85
1 【連結財務諸表等】	86
2 【財務諸表等】	125

第6【提出会社の株式事務の概要】	136
第7【提出会社の参考情報】	137
1【提出会社の親会社等の情報】	137
2【その他の参考情報】	137
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	138
監査報告書	139
四半期報告書（第1期第3四半期）	
【表紙】	144
第一部【企業情報】	145
第1【企業の概況】	145
1【主要な経営指標等の推移】	145
2【事業の内容】	146
第2【事業の状況】	149
1【事業等のリスク】	149
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	149
3【経営上の重要な契約等】	150
第3【提出会社の状況】	151
1【株式等の状況】	151
2【役員の状況】	158
第4【経理の状況】	163
1【四半期連結財務諸表】	164
2【その他】	173
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	174
四半期レビュー報告書	175
第五部【提出会社の保証会社等の情報】	177
第六部【特別情報】	177

【表紙】

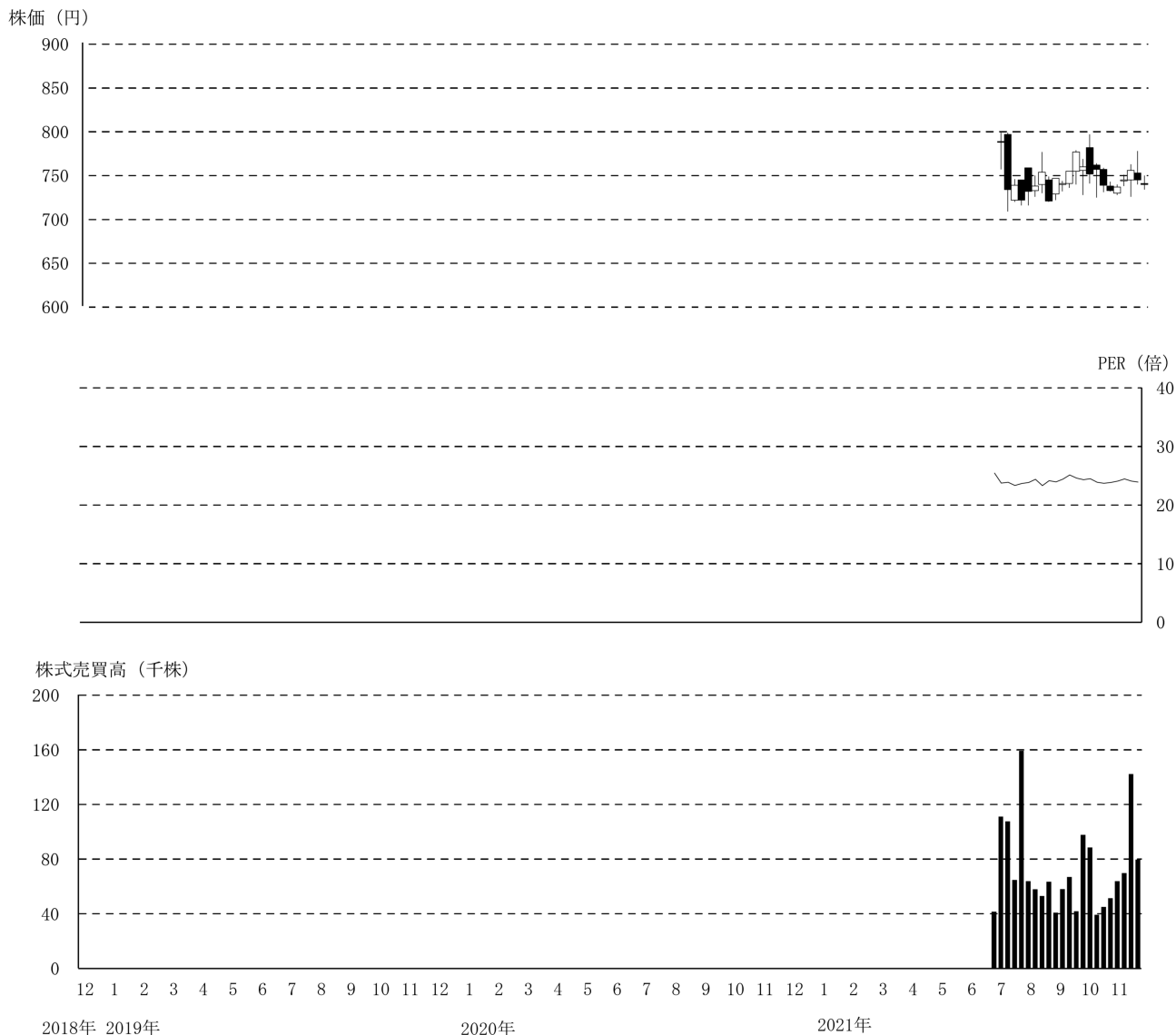
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年12月 6 日
【会社名】	株式会社マーキュリアホールディングス
【英訳名】	Mercuria Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 豊島 俊弘
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目 3 番 3 号内幸町ダイビル
【電話番号】	03-3500-9870（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理統括 滝川 祐介
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目 3 番 3 号内幸町ダイビル
【電話番号】	03-3500-9870（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理統括 滝川 祐介
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 2,133,760,000円 オーバーアロットメントによる売出し 337,680,000円 （注） 1．募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、2021年11月29日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2．売出金額は、売出価額の総額であり、2021年11月29日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1．今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2021年7月1日から2021年11月26日までの株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下の通りであります。

なお、当社株式は、2021年7月1日付で単独株式移転の方法により、株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立され、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R及び株式売買高について該当事項はありません。



- (注) 1
- ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 - ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

- ・ 1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。

2021年7月1日から2021年11月26日については、株式会社マーキュリアインベストメントの2020年12月期有価証券報告書の2020年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

2021年6月6日から2021年11月29日までの間における当社（2021年7月1日以前は株式会社マーキュリアインベストメント）株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、下記のとおりであります。

提出者（大量保有者）の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数（株）	株券等保有割合（％）
株式会社日本政策投資銀行	2021年7月1日	2021年7月6日	大量保有報告書	4,200,000	23.77
伊藤忠商事株式会社	2021年7月1日	2021年7月6日	大量保有報告書	2,426,000	13.73
株式会社ヴァレックス・パートナーズ	2021年7月1日	2021年7月8日	大量保有報告書	1,149,200	6.50
ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社	2021年7月1日	2021年7月8日	大量保有報告書	1,190,700	6.74
合同会社ユニオン・ベイ	2021年7月1日	2021年7月9日	大量保有報告書 （注1）	424,000	2.40
豊島 俊弘				608,000	3.43
三井住友信託銀行株式会社	2021年7月15日	2021年7月21日	大量保有報告書 （注2）	582,000	3.29
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社				225,700	1.28
日興アセットマネジメント株式会社				109,900	0.62
合同会社ユニオン・ベイ	2021年10月5日	2021年10月6日	変更報告書 （注1、4）	424,000	2.40
豊島 俊弘				608,000	3.43

（注）1 合同会社ユニオン・ベイ及び豊島俊弘は共同保有者であります。

2 三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社は共同保有者であります。

3 上記の大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場している株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

4 当該変更報告書は合同会社ユニオン・ベイの住所変更を提出事由として提出されたものです。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3, 200, 000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2021年12月6日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集(以下、「一般募集」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、480,000株を上限として一般募集の主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
3. 一般募集とは別に、当社は2021年12月6日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式480,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
4. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

2021年12月14日(火)から2021年12月16日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	—	—	—
一般募集	3, 200, 000株	2, 133, 760, 000	1, 066, 880, 000
計(総発行株式)	3, 200, 000株	2, 133, 760, 000	1, 066, 880, 000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2021年11月29日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注) 1. 2.	未定 (注) 1.	100株	自 2021年12月17日(金) 至 2021年12月20日(月) (注) 3.	1株につき発行価格と同一の金額	2021年12月22日(水) (注) 3.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2021年12月14日(火)から2021年12月16日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの払込金額として受取る金額)及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下、「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下、「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://mercuria-hd.jp/>) (以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の通り、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記の通り内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2021年12月10日(金)から2021年12月16日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2021年12月14日(火)から2021年12月16日(木)までを予定しております。

したがって、

- ① 発行価格等決定日が2021年12月14日(火)の場合、申込期間は「自 2021年12月15日(水) 至 2021年12月16日(木)」、払込期日は「2021年12月21日(火)」
- ② 発行価格等決定日が2021年12月15日(水)の場合、申込期間は「自 2021年12月16日(木) 至 2021年12月17日(金)」、払込期日は「2021年12月21日(火)」
- ③ 発行価格等決定日が2021年12月16日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日の通り、となりますので、ご注意下さい。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

① 発行価格等決定日が2021年12月14日（火）の場合、受渡期日は「2021年12月22日（水）」

② 発行価格等決定日が2021年12月15日（水）の場合、受渡期日は「2021年12月22日（水）」

③ 発行価格等決定日が2021年12月16日（木）の場合、受渡期日は「2021年12月23日（木）」

となりますので、ご注意下さい。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 丸ノ内支店	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	3,040,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	160,000株	4. 引受人は、左記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。
計	—	3,200,000株	—

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,133,760,000	19,000,000	2,114,760,000

- (注) 1. 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。なお、発行諸費用の概算額は、登録免許税、株式会社東京証券取引所に対して支払う新株式発行に係る上場費用、監査法人報酬、印刷費用その他の諸費用の見積額を合計したものです。
2. 払込金額の総額（発行価額の総額）は、2021年11月29日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,114,760,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限317,064,000円と合わせた手取概算額合計上限2,431,824,000円（以下、「本件調達資金」という。）について、手取金の使途は主に下記のとおりとなります。なお、具体的な支払いが発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

資金使途	金額（百万円）	支出予定時期
① バイアウトファンドへの自己投資（セイムポート投資）資金	2,000	2022年12月期～2023年12月期
② インフラファンドへの自己投資（セイムポート投資）資金	431	2022年12月期
計	2,431	—

具体的な本件調達資金の使途は以下のとおりです。

① バイアウトファンドへの自己投資（セイムポート投資）資金

当社のファンド運用事業（事業投資）の一部であるバイアウトファンド事業は、日本における少子高齢化の中で、中堅・中小企業の後継者不足による事業承継ニーズを背景に、バイアウト1号ファンドを2016年に組成しました。

バイアウト1号ファンドは運用面においても投資進捗面においてもともに順調であることから、引き続き見込まれる事業承継ニーズへの対応を目指すべく、バイアウト1号ファンドの既存投資家を中心に、海外投資家を含めた、バイアウト2号ファンドの組成準備を進めております。

バイアウト2号ファンドは2022年にファーストクローズを開始し、最終的にはファンド総額400億円から500億円程度の規模とすることを予定しております。当社グループではバイアウト2号ファンドに対して、ファンド運営者として2,000百万円の自己投資（セイムポート投資）を行う予定ですが、当該自己投資は、ファンド投資家に対して当社の強いコミットメントを示すことによりファンド投資家が出資し易い環境を整えることに加えて、ファンドへの自己投資からの相応のリターンを獲得することにより、当社の事業面及び財務面の双方における成長に繋がるものと考えております。

② インフラファンドへの自己投資（セイムポート投資）資金

当社のファンド運用事業（資産投資）の一部であるインフラファンド事業は、世界的なグリーンエネルギーへのシフトが求められる中、日本においては既に当該事業パートナーとエネクス・インフラ投資法人の共同運営等を行っておりますが、直近では、アジア圏内において信用力が強く、法制度が安定しており、一定の投資環境が整っている一方で、太陽光発電において未だ市場黎明期である台湾において、事業パートナーと共に台湾太陽光発電開発ファンドの組成準備を進めております。

台湾太陽光発電開発ファンドはメザニンファンドとエクイティファンドにより構成されますが、共に2022年に組成を予定し、メザニンファンドは最終的には120億円程度の規模とすることを予定しております。当社グループではエクイティファンドに対して、431百万円の自己投資（セイムポート投資）を行う予定ですが、当該自己投資は、上記のバイアウト2号ファンドと同様に相応のリターンが見込まれることから、当社の事業面及び財務面の双方における成長に繋がるものと考えております。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	480,000株	337,680,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券

（注）1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、480,000株を上限として一般募集の主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、新聞等において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3. 売出価額の総額は、2021年11月29日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1.	自 2021年12月17日（金） 至 2021年12月20日（月） （注）1.	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	株式会社SBI 証券の本支 店及び営業所	—	—

（注）1. 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」における株式の受渡期日と同日とします。

5. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、480,000株を上限として一般募集の主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は2021年12月6日（月）開催の取締役会において、一般募集とは別に、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式480,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を2021年12月27日（月）を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一の金額とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

株式会社SBI証券は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、株式会社SBI証券は、申込期間終了日の翌日から2021年12月22日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社SBI証券による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が2021年12月14日（火）の場合、「2021年12月17日（金）から2021年12月22日（水）までの間」
 - ② 発行価格等決定日が2021年12月15日（水）の場合、「2021年12月18日（土）から2021年12月22日（水）までの間」
 - ③ 発行価格等決定日が2021年12月16日（木）の場合、「2021年12月21日（火）から2021年12月22日（水）までの間」
- となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社日本政策投資銀行、伊藤忠商事株式会社、豊島俊弘及び合同会社ユニオン・ベイは、株式会社SBI証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は、株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 沿革

当社は、2021年7月1日に単独株式移転により株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立されました。設立から現在に至るまでの沿革は、次のとおりであります。

2021年7月 株式会社マーキュリアインベストメントが単独株式移転により当社を設立、テクニカル上場により東京証券取引所市場第一部に上場

なお、2021年7月1日に単独株式移転により当社の完全子会社となった株式会社マーキュリアインベストメントの設立から現在に至るまでの沿革は、次のとおりであります。

2005年10月 東京都港区に株式会社日本政策投資銀行（DBJ）とあすかアセットマネジメント株式会社との合併会社として株式会社あすかDBJパートナーズ設立

2005年10月 当社1号ファンドとして、「あすかDBJ投資事業有限責任組合（グロース1号ファンド）」を組成

2009年7月 本社所在地を東京都千代田区に移転

2011年2月 金融商品取引業者（投資助言業及び代理業）として登録

2011年8月 北京に日開華創（北京）投資諮詢有限公司（AD Capital (Beijing) Investment Consulting Co., Ltd.）（現MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.）を設立

2011年9月 ケイマン諸島にファンド運用会社として、ADC International Ltd. を設立

2012年4月 グロース1号ファンド投資先であるライフネット生命保険株式会社が東京証券取引所マザーズ市場に上場

2013年1月 2013年1月1日付で株式会社ADキャピタルに商号変更

2013年1月 香港に香港アセットマネジメントライセンスを保有するREIT運営会社として、Spring Asset Management Limited（SAML）を設立

2013年8月 「ADC Fund 2013 L.P.（グロース2号ファンド）」を組成

2013年12月 当社子会社のSpring Asset Management Limitedが管理・運営する「Spring Real Estate Investment Trust（Spring REIT）」が香港証券取引所に上場

2014年9月 DBJとタイ大手華僑財閥チャロン・ポカパン（CP）グループの共同ファンド（Enファンド）の運営業務を受託

2014年12月 投資運用業及び第二種金融商品取引業を登録

2015年5月 伊藤忠商事株式会社に対して第三者割当増資を実施

2015年12月 三井住友信託銀行株式会社に対して第三者割当増資を実施

2016年1月 2016年1月1日付で株式会社マーキュリアインベストメントに商号変更

2016年8月 「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（バイアウト1号ファンド）」を組成

2016年10月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場

2017年12月 東京証券取引所市場第一部に市場変更

2018年2月 航空機リースファンドを組成

2019年2月 伊藤忠エネクス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社を中心に共同組成した「エネクス・インフラ投資法人」が東京証券取引所インフラファンド市場に上場

2020年12月 インフラ・ウェアハウジングファンドを組成

2021年7月 持株会社体制への移行に伴う完全親会社の株式会社マーキュリアホールディングス設立および同社の東京証券取引所市場第一部へのテクニカル上場により上場廃止

2 事業の内容

当社は、2021年7月1日に単独株式移転により株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立されました。

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びこれに附随する業務を行っております。また、当社グループの事業の内容は以下の通りであります。

当社グループは、当社、連結子会社11社、非連結子会社18社、持分法適用関連会社1社、及び持分法非適用関連会社7社により構成されております。

当社グループは、国内外投資家の資金を投資事業組合等のファンドを通じて運用を行うファンド運用事業、自己資金の運用を行う自己投資事業を主たる業務としております。

当社グループの報告セグメントは投資運用事業の単一セグメントとなっておりますが、以下では投資運用事業を投資戦略ごとに分類して記載しております。

当社グループではクロスボーダー（国や地域を超えること、既存のビジネスの枠組みにとらわれずに挑戦すること）をコンセプトとした投資運用を行っており、投資対象の性質により事業投資と資産投資に大別されます。

事業投資は成長ステージや承継ステージに位置する企業等のエクイティホルダーとなり、経営陣と共に事業成長や将来を考えて企業価値の向上を図ることで、投資家のリターンを高めることを目的とします。

資産投資は物が使用される対価として支払われるキャッシュ・フローに着目し、それを確実に受け取ることができる体制を構築し、金融商品とすることで、投資家に安定的なリターンを提供することを目的とします。

① 成長投資戦略：〔事業投資〕

当社グループの成長投資戦略は、例えば伝統的な金融業と新たな技術の融合といった、既存のビジネスの枠組みにとらわれずに挑戦する事業への投資を行い、投資リターンをもたらしています。中でも主に次のような要素に着目しています。

- ・マクロ経済の成長に伴い需要の伸びが予想される新しいサービスの展開
- ・社会構造の変化に伴い変化が求められる既存産業における新たなビジネスモデル
- ・モノ造りに関する管理の技術やノウハウ等の日本の優れた特性を活かすことができる分野の海外市場への展開

当社グループでは、このような観点で主要プレーヤーとなりうる企業に対し、中長期的な視野による投資を行い、一時的な状況の変化に左右されない資金面、事業面等の分野での継続的なサポートを提供します。

② バリューストック投資戦略：〔事業投資〕〔資産投資〕

バリューストック投資とは理論的な価格より安く取引される事業・資産への投資です。金融法人、事業法人、個人といった様々な投資家の投資サイクル等の関係で、安定的な資産及び事業であっても理論的な価格よりも安い価格で取引されることがあります。当社グループは、グループ会社のネットワークや役職員のネットワークを活用することでそのような機会を見つけ、ローン債権（流動化された貸付金）や不動産などキャッシュ・フローを伴う投資資産を中心にバリューストック投資を行っております。

③ バイアウト投資戦略：〔事業投資〕

バイアウト投資とは、企業への株式投資を行うことにより、経営に参画し、事業の拡大や再編、構造改革などにより企業価値の向上を目指す投資です。経営を改善することで企業価値の向上の余地のある企業を友好的に買収することにより、投資先経営陣と共に経営改革の推進、投資先企業の成長および企業価値向上を目指します。特に当社グループでは、グループ会社のネットワークやリソースも活用した新たな成長シナリオを描くことで企業価値の向上を図ります。

④ 不動産投資戦略：〔資産投資〕

当社グループでは、地域毎に異なる経済発展レベルや経済環境に照らし合わせた不動産投資によりリスクに見合ったリターンが得られる不動産投資を目指しています。

経済が成長局面にあるアジア地域においては、中国国内の個人消費の拡大とともに北京の貸オフィスビルへの需要が拡大することを見越し、北京市の中心的なオフィス街にあるオフィスビル2棟にいち早く投資を行いました。当社グループでは、当社子会社であるSpring Asset Management Limitedにおいて、香港証券取引所へ上場しているリート（不動産投資信託）であるSpring REITの管理運営を行うなどの実績を上げています。

日本やその他の先進国においても、主にバリューストック投資やキャッシュ・フロー投資戦略のアプローチも取り込んでおります。

⑤ キャッシュ・フロー投資戦略（CF投資戦略）：〔資産投資〕

社会インフラ関連、賃貸不動産など、安定的なキャッシュ・フロー収入が期待できる資産に対するファンド投資

を通じ、一定のキャッシュ・フローをもたらす金融商品として投資家へ提供しています。安定したリターン確保には、資産の種類だけでなく、資産管理体制も重要なファクターであり、当社ではそれぞれの分野でグローバルなフランチャイズや実績を持つパートナーと組み、投資機会の発掘や運用管理を行っています。

キャッシュ・フロー投資戦略は、従前は不動産投資戦略と一体として取り組んで参りましたが、今後は国内外の投資家に対して安定運用機会を提供すべく、独立した戦略としてより強化していく分野となります。

当社グループの主な収益は以下のとおりです。

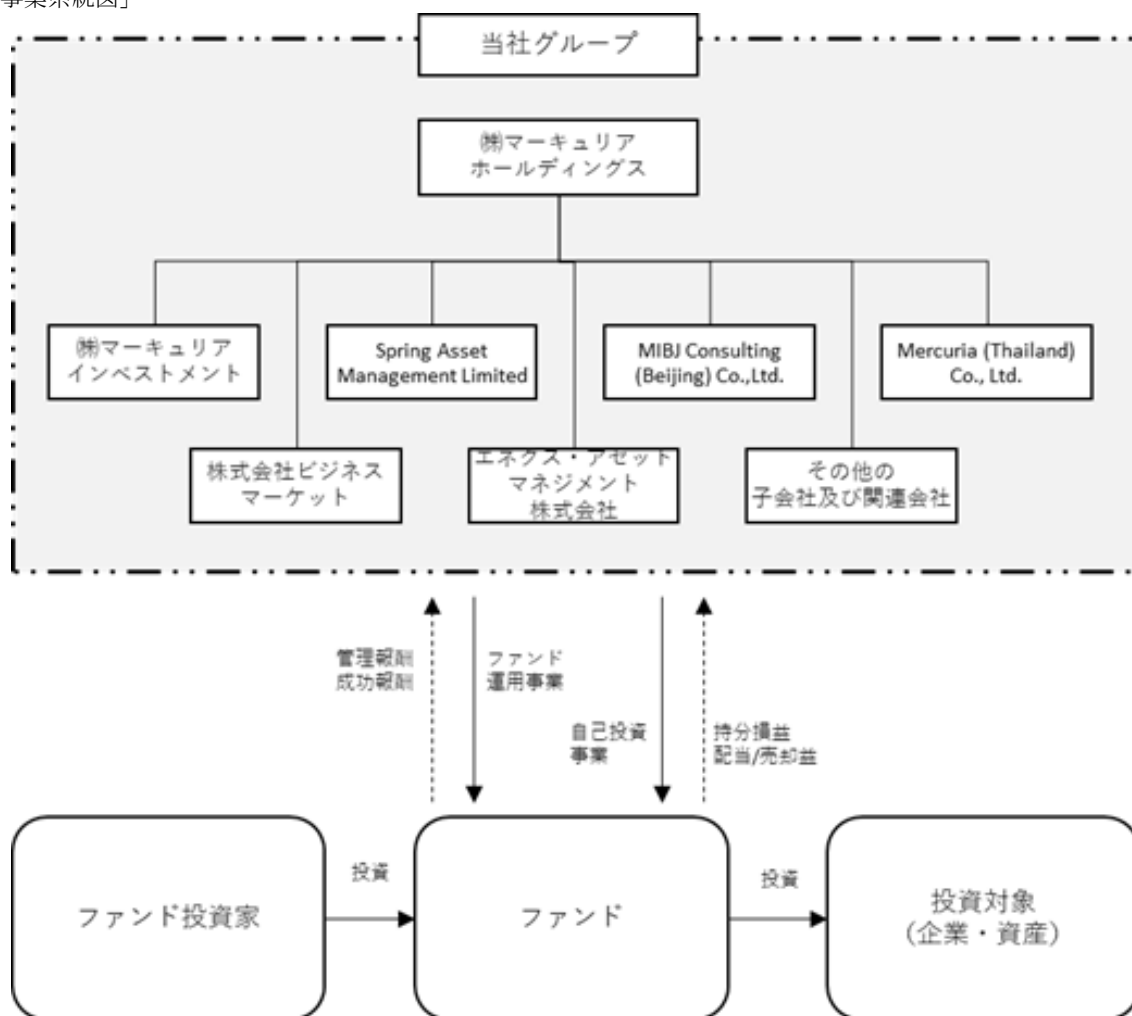
(1) ファンド運用事業

当社グループは、投資事業組合等のファンドを組成し、国内外投資家から資金調達、投資対象の発掘、投資対象への投資実行、投資対象のモニタリング、投資対象の売却等による投資回収等の管理運営業務を行うことでファンドより管理報酬を得ております。また、投資家に対する分配実績や投資家の投資採算等に応じてファンドより成功報酬を得ております。

(2) 自己投資事業

当社グループは、管理運営を行うファンドに対して自己投資を実行し、当該ファンドにおける持分損益を得ております。また、自己投資対象からの配当や自己投資対象の売却による売却益を得ております。

[事業系統図]



3 関係会社の状況

本有価証券届出書提出日（2021年12月6日）現在の関係会社の状況は以下の通りとなります。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容（注）1	議決権の所有割合又は被所有割合（%）	関係内容
（連結子会社） 株式会社マーキュリアインベストメント（注）2. 5	東京都千代田区	100,000千円	投資運用事業	100.0	経営指導 役員の兼任4名
Spring Asset Management Limited（注）6	Hong Kong, China	HK\$9,000千	投資運用事業	80.4	役員の兼任2名
MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.	Beijing, China	RMB827千	投資運用事業	100.0	役員の兼任2名
ADC International Ltd.	Cayman Islands	51,537千円	投資運用事業	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
一般社団法人イズミ	東京都千代田区	1,000千円	投資運用事業	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
China Fintech L.P.（注）2	Cayman Islands	1,350,000千円	投資運用事業	63.0 (63.0)	自己投資事業における投資ビークル
CF Focus Limited	Cayman Islands	28,300円	投資運用事業	100.0 (100.0)	役員の兼務1名
ZKJ Focus Limited	Cayman Islands	218円	投資運用事業	100.0 (100.0)	自己投資事業における投資ビークル
互金（蘇州）投资管理有限公司（注）2	Suzhou, China	RMB67,002千	投資運用事業	100.0 (100.0)	自己投資事業における投資ビークル
MIC International Limited	Cayman Islands	108円	投資運用事業	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
SR Target, L.P.（注）2. 7	Cayman Islands	3,148,229千円	投資運用事業	100.0	自己投資事業における投資ビークル
（持分法適用関係会社） Flight Plan Aviation Capital 2017-1 Limited	Ireland	USD 1	投資運用事業	8.6 (8.6)	—
（その他の関係会社） 株式会社日本政策投資銀行（注）4	東京都千代田区	1,000,424百万円	金融業	被所有 24.5	役員の兼任1名

（注）1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

4. 有価証券報告書を提出しております。

5. 株式会社マーキュリアインベストメントについては、営業収益（連結会社相互間の内部営業収益を除く。）の連結営業収益（2020年12月期の株式会社マーキュリアインベストメントの連結営業収益）に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益 5,057,848千円

(2) 経常利益 1,089,524千円

(3) 当期純利益 1,287,403千円

(4) 純資産額 11,282,747千円

(5) 総資産額 13,738,628千円

6. Spring Asset Management Limitedについては、営業収益（連結会社相互間の内部営業収益を除く。）の連結営業収益（2020年12月期の株式会社マーキュリアインベストメントの連結営業収益）に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益	855,136千円
(2) 経常利益	598,282千円
(3) 当期純利益	511,623千円
(4) 純資産額	579,626千円
(5) 総資産額	699,563千円

7. SR Target, L.P.については、営業収益（連結会社相互間の内部売上収益を除く。）の連結営業収益（2020年12月期の株式会社マーキュリアインベストメントの連結営業収益）に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益	2,068,096千円
(2) 経常利益	△207,424千円
(3) 当期純利益	△207,424千円
(4) 純資産額	2,497,589千円
(5) 総資産額	3,731,716千円

4 従業員の状況

(1) 連結会社の状況

2021年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
全社（共通）	65 (0)

（注） 1. 従業員数は就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、使用人兼務役員は含まれております。臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社グループは、単一セグメントであるため、全社（共通）としております。

(2) 提出会社の状況

2021年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
15 (0)	42	5.8	12,675

セグメントの名称	従業員数（人）
全社（共通）	15 (0)

（注） 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、使用人兼務役員は含まれております。臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、単一セグメントであるため、全社（共通）としております。

(3) 労働組合状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

5 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

後記「第四部 組込情報」に記載の株式会社マーキュリアインベストメント提出の第16期有価証券報告書及び当社提出の第1期第3四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2021年12月6日）までの間において変更及び追加がありました。

以下の内容は、当該「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」を一括して記載したものです。

当該「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（2021年12月6日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

なお、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

(1) 経営方針

当社グループは、「ファンドの力で日本の今を変える」をミッションに掲げ、3つの経営理念「クロスボーダー（国の壁、心の壁、世代の壁を超えて）」、「世界に冠たる投資グループへ」、「5年後の常識」の下、経営に取り組んでおります。

「クロスボーダー（国の壁、心の壁、世代の壁を超えて）」では、あらゆる垣根を超え、日本の強みを基盤として世界に広がる成長分野や成長可能性への投資を中心に、産業界・投資業界の幅広いネットワークを通じ、ユニークな投資機会を見出すことを目的としています。

「世界に冠たる投資グループへ」では、オルタナティブ（代替）投資でのアルファ（超過利得）の獲得を追求し、投資資金が有効に使われて循環することで、ファンドの投資家のみならず、投資先並びに当社グループの株主をはじめ様々なステークホルダーの皆様にリターンを分配する、世界に冠たる投資グループを目指します。

「5年後の常識」では、今は意識されていないけれども、5年後には当たり前になっている、そういった分野に取り組み開発していくことが、当社グループの将来を切り開いていくものと考えます。

(2) 中長期的な経営戦略及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、東京証券取引所への上場時及び市場変更時の新株発行により調達した自己投資資金を活用し、新たにバイアウト投資戦略及びキャッシュ・フロー投資戦略を策定するとともに、当該戦略に基づく新規ファンドを組成することで、マルチストラテジーのファンド運用会社の基盤を確立してまいりました。

当該実績を踏まえ、今後の5年間は、①上場前後に組成した基幹ファンドからの成功報酬最大化を図るとともに、②新ファンド組成による管理報酬の底上げを図り、③運営ファンドへの自己投資（セიმボート投資）に係る収益の更なる拡大を図る期間と位置付け、5年後の最終連結会計年度において、5年平均当期純利益を20億円以上、及び自己資本を2018年12月末の1.5倍とすることを目標としております。

具体的には当社グループの基幹ファンド（コアファンド）であるバイアウトファンドにおけるファンドレイズ、Spring REITにおける新規資産の組入、資産投資分野におけるエネクス・インフラ投資法人やインフラ・ウェアハウジングファンド等の新たな基幹ファンド（コアファンド）の組成及びファンドレイズに注力します。加えて、外部パートナーとの連携による、その他のアセットクラスを含めた取り組みとして、事業法人の戦略投資に対応したソリューション事業（BizTechファンド事業やタイを含むASEAN地域への投資管理サポート事業）、航空機リースファンド事業（事業会社に航空機投資の機会を提供）、太陽光開発ファンド事業（海外インフラ事業への展開）、インバウンド不動産投資ファンド事業、債権ファンドやバリュート投資ファンド事業等の新規企画事業（既存プロダクトからの横展開を含む）も推進することにより、成功報酬の最大化、管理報酬の底上げ及び自己投資の拡大を図っていく方針です。

（単位：億円）

	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
5年平均当期純利益	5.8	8.3	10.2	11.2	11.0
自己資本	49.8	104.3	115.2	121.7	119.1

- （注）1. 5年平均当期純利益は、5年平均の親会社株主に帰属する当期純利益であり、当社の事業サイクル及び成功報酬等が損益へ与える影響を考慮した結果、単年度損益よりも5年間の平準化された損益が、当社業績の実態を把握する指標として有用と考えております。
2. 自己資本は、株主資本及びその他の包括利益累計額の合計額であり、親会社株主に帰属する当期純利益の積み上げであることから、ファンド運用会社としての安定性を把握する指標として有用と考えております。
3. 2014年12月期以降の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき有限責任あずさ監査法人により監査を受けておりますが、2013年12月期以前につきましては監査を受けておりませ

ん。このため、2017年12月期以前の5年平均当期純利益は、一部監査を受けていない数値をもとに算定しております。

4. 当社は、2021年7月1日に単独株式移転により株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立されたため、株式会社マーキュリアインベストメントの連結財務諸表をもとに算定しております。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国内外経済の下振れリスクや金融市場の変動など、先行き不透明な状況が続いております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業構造の変化というマクロ環境の大きな変化に加えて、東京証券取引所の市場区分の見直しも予定されています。

このような環境を踏まえ、当社グループでは中長期的な成長を目指し、既存ファンドにおいては投資リターンの向上による成功報酬の最大化を図るべく、引き続き投資先企業の支援やモニタリングの強化に努めていくとともに、新規ファンドにおいては、管理報酬の底上げを行うべく、マクロ環境に沿った投資戦略に基づく事業企画を行い、投資家層を拡大することで基幹ファンド化を進めることが必要であると考えております。併せて、今後の事業拡大を見据え、業務運営の効率化、上場会社及び金融商品取引業者としての法令遵守、リスク管理、投資家とのコミュニケーションを図るための経営管理体制の充実が必要であると考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、常態化するとの想定により、現時点においては、営業投資有価証券及び営業貸付金の評価を通じた短期的な業績への影響はあるものの、長期的な業績への影響は限定的であるものと判断しております。

① 事業機会の機動的な獲得による更なる成長機会の追求

当社グループは設立以来、国境や既存概念などの枠組みにとらわれずに挑戦する「クロスボーダー」を基本コンセプトに、マクロ環境に沿って、Ⅰ成長投資戦略、Ⅱバリュー投資戦略、Ⅲパイアウト・承継投資戦略、Ⅳ不動産投資戦略及びⅤキャッシュ・フロー投資戦略等の多様な投資戦略を策定するとともに、当該投資戦略に基づく新規ファンドを組成し、運用することで、マルチストラテジーのファンド運用会社としての基盤を確立して参りました。

現在においては、企業の事業承継、非公開化、ノンコア事業の売却等の企業の支配構造の変化を支援することを目的に、株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行株式会社を中心に組成した「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（パイアウト1号ファンド）」、不動産・物流分野におけるテクノロジーによる成長を支援することを目的に伊藤忠商事株式会社とともに組成した「マーキュリア・ビズテック投資事業有限責任組合」、再生可能エネルギー発電設備等に対して投資を行い、着実な資産規模の拡大と安定したキャッシュ・フローの創出を目的に、伊藤忠エネクス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社などの事業パートナーと共同で組成した「エネクス・インフラ投資法人（東京証券取引所インフラファンド市場上場）」、中国北京市の中心的なオフィスビル等へ投資を行う「Spring Real Estate Investment Trust（香港証券取引所上場）」等のファンド運用を行っております。

今後においては、引き続き「クロスボーダー」を基本コンセプトとした従前のファンド運用を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業構造の変化というマクロ環境の大きな変化に加えて、東京証券取引所の市場区分の見直しも予定されている中において、事業機회를機動的に獲得することにより、更なる成長機会を追求することが重要な経営課題と考えております。

これらの課題に対処するために、成長戦略の一つとして事業パートナーとの連携やM&A等による企業再編の可能性を視野に入れるべく、迅速かつ柔軟な経営判断ができる体制を構築することが必要不可欠と考えております。

② 経営管理体制の強化

現在、当社グループの経営管理体制は会社規模に応じた適正なものとなっております。今後、上述の事業機会の機動的な獲得による更なる成長機会の追求を見据える中で、拡大する事業毎への経営資源の有効活用、事業毎の採算性の管理、事業責任の明確化、投資家とのコミュニケーション等の経営管理機能の更なる強化が重要な経営課題であると考えております。

これらの課題に対処するために、組織上における経営管理体制の明確化に加えて、既存人材を適正に配置し、必要に応じて人材を適時に採用し、社内教育を充実させることで経営管理体制を整備することが必要不可欠と考えております。

これらを実現するために、持株会社体制へ移行することが最適と判断し、2021年7月1日付で単独株式移転の方法により株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社となる当社を設立し、持株会社体制へ移行いたしました。

6 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の株式会社マーキュリアインベストメント提出の第16期有価証券報告書及び当社提出の第1期第3四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（2021年12月6日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものです。

また、当該「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（2021年12月6日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

なお、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

〔事業等のリスク〕

当社グループは、事業の性質上様々なリスクにさらされており、これらのリスクは将来の当社グループの財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。以下に、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しておりますが、当社グループの事業遂行上発生しうるすべてのリスクを網羅しているものではありません。

なお、文中の将来に関する事項の記述は、本有価証券届出書提出日（2021年12月6日）において入手可能な情報に基づき、当社グループが判断したものであります。

■事業環境に関するリスク

(1) 経済環境及び投資環境に係るリスク

① 株式環境

当社グループは、自己資金及び当社グループが管理運営するファンドの資金により投資を行い、投資先企業の株式上場による株式市場での売却や第三者等への売却によるキャピタルゲイン、並びに管理運営するファンドからの管理報酬及び成功報酬を得ることを基幹業務としております。

このため、当社グループの経営成績及び財政状態は世界各国の株式市場及び投資対象地域の経済環境の影響を受けることとなります。世界経済が不況に陥った場合、投資先企業の業績の不振が当社グループの投資資産価値の減価につながる可能性がある他、投資資金を回収する局面において株式市場が活況でなく新規株式上場市場も低調である場合や、地震、火災、テロ、戦争等の災害の発生により経済環境が低迷し、売却交渉に悪影響を与える場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 不動産環境

当社グループは、現在、中国にて不動産を対象としたファンドの管理運営を行っております。このため、中国での不動産市況の影響を受けることとなります。

今後、経済のファンダメンタルズの急速な悪化や税制・金融政策の大幅な変更が行われた場合、地震、火災、テロ、戦争等（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む）の災害が発生した場合には、不動産投資市場も中期的に悪影響を受け、投資環境が悪化し、国内外の投資家の投資マインドの低迷等が生ずる可能性があります。そのような事態が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、不動産には土壤汚染や建物の構造上の欠陥など、不動産固有の瑕疵が存在している可能性があります。当社グループは、投資不動産の瑕疵等による損害を排除するため、投資前には専門業者によるエンジニアリングレポート（対象不動産の施設設備等の詳細情報や建物の修繕履歴、地震リスクや地盤調査の結果等を記したもの）等を取得するなど十分なデューデリジェンス（投資対象の調査）を実施しておりますが、投資不動産取得後に瑕疵が判明し、それを治癒するために追加の費用負担が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響

直近の経営環境においては、①株式環境及び②不動産環境におけるリスクの一つとして、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が挙げられます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、常態化するとの想定により、現時点においては、短期的な業績への影響はあるものの、長期的な業績への影響は限定的であるものと判断しております。

短期的な影響については、当社グループが主にファンドへのセიმボート投資として保有する営業投資有価証券及び営業貸付金について、投資先の業績の悪化や株式価値の低下を通じた、評価損失の影響があります。

また、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりが想定よりも悪化した際には、営業投資有価証券及

び営業貸付金に係る追加の評価損失計上の可能性、ファンド投資家の投資意欲の低下による新規ファンド組成の遅れによる将来の管理報酬への影響、既存ファンドにおける投資先の業績悪化、株式価値下落や投資先売却時期の遅れ等による将来の成功報酬への影響等により、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 業績変動リスク

当社グループは、投資先企業の株式上場による株式市場での売却や第三者等への株式等売却によるキャピタルゲインを主たる収益の1つとしております。売却時における売却価額は、収益計上される会計年度の株式市況や個々の投資先企業の特徴、その他様々な要因の影響を受けて想定外に変動する可能性があります。また、当社グループがファンドから受け取る成功報酬は、ファンドごとに受け取る時期が異なり、ファンドの満期が十分に分散していない現状においては、その年により受け取る成功報酬の額が大きく変動する可能性があります。その結果、会計年度によって得られるキャピタルゲインの金額が大きく変動し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 未上場株式等への投資に係るリスク

当社グループは、未上場株式等を投資対象としており、未上場株式等への投資については以下のようなリスクがあります。

- ① 当社グループが投資対象とする未上場企業は、成長過程にある企業であるため、収益基盤や財務基盤が不安定であったり、経営資源も限られるといったリスク要因を内包しております。そのため、投資後に企業価値が低下したり、倒産するなどして損失が発生する可能性があります。
- ② 当社グループによる未上場株式等への投資から株式上場もしくは第三者等への売却に至るまでには通常長期間を要するため、途中で業績悪化等により当該投資先の企業価値が当初の見込みと異なって変動する可能性がある他、経済環境や株式市場動向等外部要因の影響を受けて投資採算が当初の見込みと大幅に異なり、キャピタルゲインの減少、もしくはキャピタルロスや評価損が発生する可能性があります。
- ③ 当社グループが投資対象とする未上場株式等は、上場企業の株式等に比較して流動性が著しく低いため、投資回収において、その取引参加者の意向により取引条件が大きく変動し、当社グループの希望する価額・タイミングで売却できる保証はなく、キャピタルロスが発生したり、長期間売却できない可能性があります。

(4) 株価下落等のリスク

当社グループは、投資先企業の株式上場等により、市場性のある株式を保有しております。株式市場において株価が下落した場合、保有有価証券に評価損が発生する恐れがあるとともに、株式売却によって得られるキャピタルゲインが減少するなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、新規上場銘柄のうち一部の銘柄につきましては、各証券取引所の関連規則又は投資先企業との契約によって上場後一定期間売却が制限されることがあります。当該期間中に株価が上昇した場合には、売却機会を逃すことによる機会損失が発生する可能性があります。

(5) 為替リスク

当社グループは、2020年12月期株式会社マーキュリアインベストメントの連結営業収益に占めるSpring REITの営業収益の割合が、13.8%になります。Spring REITからの営業収益は香港ドルでの取引となりますので、香港ドルの為替の変動によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、海外での地域分散投資を行っているため、保有する外貨建資産につきましては、外国為替の変動の影響を受けます。

(6) 他社との競合に係るリスク

投資運用業、特に投資助言業は、金融業界の他業種に比べると参入障壁が比較的低い業種であり、常に国内外からの新規参入者との競合を覚悟する必要があります。また、グローバルレベルでの資産運用ニーズの高まりは資産運用業界全体にとっての追い風ではありますが、これにより新規参入が将来にわたってさらに促進される可能性がありますと共に、国内外の大手金融機関が資産運用サービスを経営戦略上重要なビジネスと位置づけ、積極的に経営資源を投入してくるケースも想定されます。また、業界内での統廃合によって、当社グループの競合他社の規模や体力が増強されることがあります。さらに、競合他社が当社グループのファンドマネージャーやその他の従業員の移籍・採用を図る可能性もあります。

この様に他社との競合は激化していくことが予想され、その場合には、顧客の獲得や維持に困難が生じるだけでなく、管理報酬率や成功報酬料率の水準にも影響を及ぼし、当社グループの業績に影響が及ぼす可能性があります。

(7) ファンド運用に係る訴訟リスク

当社グループが無限責任組員又はゼネラルパートナーとしての善管注意義務違反により、訴訟等を受ける可能性があり、損害賠償義務を負った場合は、損害賠償に加えて社会的信用が低下し、当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 投資先企業への役員派遣に係る訴訟リスク

当社グループは投資先企業の価値向上のため、役職員を投資先企業の役員として派遣することがあります。その役職員個人に対し役員損害賠償請求等があった場合、当社グループがその個人に生じた経済的損失の全部又は一部を負担する可能性があるほか、当社グループに使用者責任が発生する可能性があります。

(9) 法的規制に係るリスク

① 全般

当社グループは、本邦、香港、ケイマン諸島などのオフショアと呼ばれる地域各国において、ファンド運用事業及び自己投資事業等を行っているため、これらの地域における法的規制（会社法、金融商品取引法、独占禁止法、租税法、投資事業有限責任組合契約に関する法律、外国為替管理法、財務会計関連法規等）の適用による影響を受けるほか、これらの規制との関係で費用が増加する場合があります。当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす場合があります。

② 金融商品取引法

・金融商品取引業登録

当社グループは、ファンドの私募の取扱い又はファンド運用事業につき金融商品取引法第29条に基づき第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業を行うための登録を行っております（有効期限：なし）。当社グループは、金融商品取引法に基づく規制に服しており、現時点において当該事業の業務遂行に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、金融商品取引法第52条第1項（金融商品取引業者に対する監督上の処分）の各号の一つに該当する場合には、金融商品取引業登録を取消されるため、将来的に法令違反その他何らかの理由により、同法第52条第1項に基づき上記の登録について取消等の処分を受けた場合、ファンド運用事業の業務遂行に支障をきたすと共に、当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・適格機関投資家等特例業務及び特例投資運用業務

当社グループは、ファンド運用事業につき金融商品取引法第63条に基づく適格機関投資家等特例業務及び同法附則第48条第1項に基づく特例投資運用業務を営むに当たり、届出を行っております。この届出により当社が運用するファンドは、法律上求められる一定の要件を満たす必要があります。現時点において当該事業の業務遂行に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、将来的にこれらの要件を満たせなくなった場合又は適用法令の解釈の変更その他何らかの理由により適格機関投資家等特例業務又は特例投資運用業務に該当しなくなった場合、当該事業の業務遂行に支障をきたす可能性があり、その場合には当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 不動産投資顧問業登録規程

当社グループは、ファンド運用事業において、不動産投資についての投資助言業務及び不動産投資についての投資一任契約に基づく不動産取引等を行うために、不動産投資顧問業登録規程第3条第1項に基づき不動産投資顧問業の登録を行っています（有効期限：2025年10月）。現時点において当該事業の業務遂行に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、将来的に法令違反その他何らかの理由により、同規程第30条に基づき上記の登録の取消等の処分を受けた場合又は登録の更新を行わないまま登録の有効期限を徒過した場合、ファンド運用事業の業務遂行に支障をきたすと共に、当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 宅地建物取引業法

当社グループは、不動産投資顧問業の登録の前提となる、宅地建物取引業第3条第1項に基づき宅地建物取引業の免許を取得しています（有効期限：2025年8月）。現時点において上記の免許の維持に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、将来的に法令違反その他何らかの理由により、同法第66条に基づき上記

の免許の取消等の処分を受けた場合又は免許の更新を行わないまま免許の有効期限を徒過した場合、宅地建物取引業の免許を失うことにより、不動産投資顧問業の登録が取り消されることになり、ファンド運用事業の業務の遂行に支障を来すと共に、当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 香港証券先物条例 (Securities And Futures Ordinance, Cap. 571)

当社の子会社であるSpring Asset Management Limitedは、香港市場において上場しているSpring Real Estate Investment Trustの管理業務を行うに当たり、香港証券先物委員会よりType 9（アセットマネジメント）のライセンスを受けております（有効期限：なし）。また、Spring Real Estate Investment Trustは、同条例に基づき、上場の認可を得ています。現時点において当該事業の業務遂行に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、Spring Real Estate Investment Trustの認可が取消された場合、Spring Real Estate Investment Trustの運用会社でなくなった場合には、ライセンスを取消されるため、ライセンスの取消等がなされた場合、当該事業の業務遂行に支障をきたすと共に、当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 資金調達に係るリスク

当社グループは、無限責任組員又はゼネラルパートナーとして、ファンドの収益を直接享受する目的で自ら管理運営するファンドに自己資金による投資を行っておりますが、今後、資金調達が想定通りにいかない場合には、ファンドの運用に支障をきたす恐れがあります。また、自己資金による投資資金の調達を多額の借入金により調達する場合には、有利子負債が増加する可能性があり、当社グループの財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

■事業体制及び業績に関するリスク

(1) 小規模組織であることについて

当社は、2021年10月31日現在において、取締役7名、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、グループ全体で従業員数65名と小規模組織であり、内部管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社グループでは、今後の事業拡大に対応すべく人員増強等によりさらなる組織力の充実を図っていく所存であります。人材の確保及び内部管理体制の充実が円滑に進展しない場合、既存の人材が社外に流出した場合には、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定人物への依存について

当社の代表取締役である豊島俊弘は、最高経営責任者として経営方針や事業戦略の決定に加え、投資案件の発掘等、当社グループの事業推進上、重要な役割を果たしております。

このため当社では、代表取締役へ過度に依存しない経営体制を目指し、人材採用、育成による経営体制の強化を図り、経営リスクの軽減に努めておりますが、不測の事態により、同氏が当社の経営者として業務を遂行することが困難になった場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 有能な人材の確保、育成について

当社グループの営む事業は、金融及び不動産の分野において高い専門性と豊富な経験を有する人材により成り立っており、今後の事業展開において有能な人材を確保・育成し、成長への基盤を確固たるものとする方針であります。しかし、必要とする人材の確保・育成が計画どおりに実現できなかった場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、人材の確保・育成が順調に行われた場合でも、採用・研修に係るコスト、人件費等の固定費が増加することが想定され、当該コスト増に見合う収益の成長がない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報の取扱いについて

当社グループでは、事業活動を通じて取得した個人情報及び当社グループの役職員に関する個人情報を保有しております。当社グループでは、個人情報の取扱いについては個人情報保護規程を策定の上、細心の注意を払っております。

しかしながら、万一、当社グループの保有する個人情報が外部に漏洩した場合あるいは不正使用された場合には、信用の失墜又は損害賠償等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特別目的会社の連結に係る方針について

当社グループがファンドの組成のために設立し、管理運営業務を受託している特別目的会社（SPC）については、当社グループの匿名組合出資比率や支配力等の影響度合いを勘案し、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号）、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号）、及び「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第20号）等に基づき、個別に連結の要否を決定しております。

本書提出日現在において、当社グループが顧客の資産を運用するファンドに係るSPCについては、顧客との共同投資（セიმボート投資）の有無にかかわらず、当社グループが実質的な支配力を有していないため、上記の会計基準をふまえ、連結の範囲に含めていないものがあります。

今後、SPCの連結の範囲に関する会計基準が改正された場合には、当社グループの連結の範囲に変更が生じ、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、今後においては、連結の範囲にSPCが含まれることとなるようなセიმボート投資を行うことを想定しておりませんが、個別に連結の要否を判断した結果、セिमボート投資に係るSPCが連結の範囲に含まれることとなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定事業への依存について

当社グループでは、当社子会社であるSpring Asset Management Limitedにおいて香港証券取引所へ上場しているSpring REITの管理運営を行っております。

2020年12月期の株式会社マーキュリアインベストメントの連結財務諸表において、連結営業収益に対してSpring REITの営業収益は13.8%を占めておりますので、Spring REITの業績の変動により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

Spring Asset Management LimitedはSpring REITからの管理報酬の一部をREIT投資口にて受け取っておりますので、香港ドルの為替の変動及びSpring REITの投資口価格の変動により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、Spring REITにおいて管理報酬体系の変更や管理運営会社の変更がなされた場合には、Spring Asset Management Limitedにおいて管理報酬の減額や管理報酬の喪失が生じますので、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自己勘定投資（自己資金による投資）が業績に与える影響について

当社グループは、ファンド組成上の要請に応じて、顧客との共同投資（セिमボート投資）の形で、当社グループが管理運営を行うファンド等に対して投資を行っております。

これらの自己勘定投資については、投資リスクの吟味のため、社内諸規程に従い経営会議、取締役会等により慎重な審議を経た上で行うこととしておりますが、外部環境の悪化等により投資収益が悪化し、あるいは投資対象の評価損が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 配当政策について

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題として認識しており、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、業績に応じた株主への利益還元を継続的に行っていくことを基本方針としております。

2020年12月期の株式会社マーキュリアインベストメントにおける配当金は、この基本方針の下で、1株当たり20円の配当を実施いたしました。

なお、今後の当社における配当実施の可能性及び実施額等については未定であります。

(9) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員及び従業員の業績向上に対する意欲を高めることを目的として、役員及び従業員にストックオプション（新株予約権）を付与しております。2021年10月31日現在、新株予約権による潜在株式数は256,200株であり、同日現在の発行済株式総数17,670,100株の1.4%に相当しており、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

(10) 親会社等との関係について

本書提出日現在において、当社の発行済株式は、(株)日本政策投資銀行に24.5%所有されており、当社は同社の関連会社となっております。同社に関する当社株式への出資は成長投資、パイアウト投資及び不動産投資等の分野において協業を行うための投資であります。当社グループとしては今後も同社との協業を継続していく方針です。

また、同社グループに当社と同様の事業を営む会社はあるものの、事業領域が異なることから、現在競合とならう状況は発生しておらず、今後発生する見込みも現時点ではありません。

今後、同社の経営方針の変更により、出資比率等が変更になる可能性があります。その場合、当社の事業展開及び業績に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

1) 役員の招聘

本書提出日現在において、以下の通り同社の役職員との兼任状況が継続しておりますが、業務・管理両面からの経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の助言を得ることを目的としているものであります。

当社グループにおける役職	氏名	各社における役職
取締役（非常勤）	近藤 健太	(株)日本政策投資銀行 企業投資部課長

2) 従業員の受入れ

当社グループは人事交流のため、同社から2名の出向者を受け入れております。なお、受入出向者は、当社グループの重要な意思決定に大きな影響を与える職位ではありません。

3) ファンドへの出資

当社グループが運営するファンドに対して、同社から出資を受け入れております。

(11) 持株会社体制への移行に関するリスク

当社は2021年7月1日に単独株式移転により株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立されましたが、今後、本件に関り、予期せぬ損失及び費用が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 資金使途について

今回の調達資金の使途は、パイアウトファンドへの自己投資（セイムボート投資）資金及びインフラファンドへの自己投資（セイムボート投資）資金として充当する方針であります。

当社グループは、これらの計画の実現に注力いたしますが、外部環境の変化等により、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初想定通りの時期に投資できない場合や、投資が実現した場合でも、当初想定した収益の確保が困難となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

7 配当政策

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題と認識しており、内部留保を確保しつつ財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、業績に応じた株主への利益還元を継続的に行っていくことを基本方針としております。

株式会社マーキュリアインベストメント第16期の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり20円の配当とさせて頂きました。内部留保資金の使途につきましては、財務体質を考慮しつつ今後の事業展開に向けた戦略投資の資金として充当する方針であります。

当社は、剰余金の配当につき、期末配当の年1回を基本方針としており、その決定機関は株主総会であります。また、当社は、中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款で定めております。

8 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) [コーポレート・ガバナンスの概要]

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値向上のため、株主、取引先、従業員及び地域社会などあらゆる利害関係者に対する経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけて考えており、社会的責任を果たすことが、長期的な業績向上や持続的成長といった目的に整合すると考えております。

そして、コーポレート・ガバナンスを適切に機能させ、公正性と透明性の高い事業活動を行うことで、この社会的責任を果たすことが出来るものと考えております。

当社では、事業活動の適法性、適切性を確保するための経営の監督・監視機能の必要性を十分に認識しており、取締役会の経営監視機能の活性化、社外監査役のモニタリング機能の強化、コンプライアンス体制の強化及び情報開示の徹底に取り組み、取締役・監査役を中心とした経営統治機構の整備・運用を進めることで有効なコーポレート・ガバナンスを機能させるよう努めております。

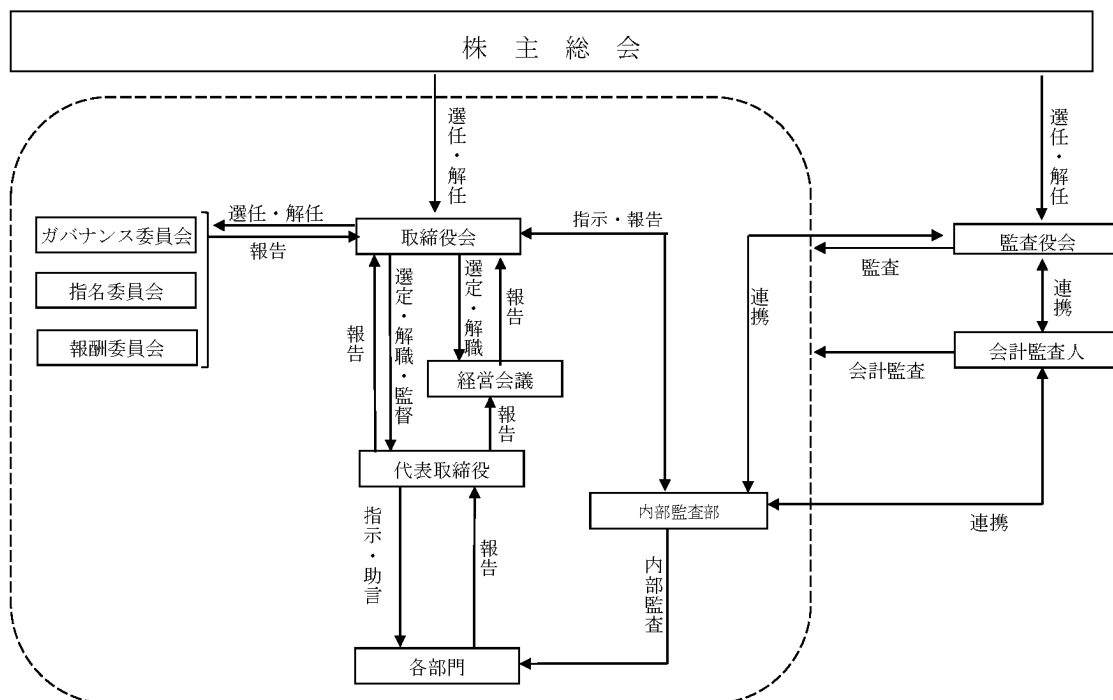
② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

取締役及び監査役会の法定機関のほか、業務執行に関し重要な審議決定を行う経営会議等を設置しております。また、経営監視機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会及び監査役会ともそれぞれ構成員の過半数の社外取締役（7名中4名）、社外監査役（3名中全員）を選任しているほか、ガバナンス委員会、コンプライアンス部及び内部監査部等を設置し、法令等遵守を含むガバナンス状況全般につき常時チェックを行い、定期的に取り締役に報告を行う体制をとっております。更に、取締役会の委嘱により、取締役の選任等について必要な審議を行う指名委員会を設置し、経営の透明性及び監督機能を高めるとともに、取締役の報酬を決定する報酬委員会を設置することにより、取締役の報酬の決定に関する透明性と客観性を高めております。

なお、各構成員につきましては、「a. 会社の機関の基本説明」に記載の通りです。

現時点では、以上の企業統治体制により、当社のコーポレート・ガバナンスは有効に機能しているものと考えております。

当社の経営組織その他コーポレート・ガバナンス体制の模式図



a. 会社の機関の基本説明

イ. 取締役会

当社では、経営の執行に関し、迅速な経営判断を行うため、取締役7名（うち社外取締役4名）で構成した定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、議長は代表取締役が務めており、構成員の氏名につきましては、当社第1期第3四半期報告書に記載した「役員の状況」に記載のとおりです。

取締役会では、法令及び定款に定められた事項のほか重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項を付議しております。

ロ. 監査役・監査役会

当社では、経営に対する監査の強化を図るため、会社の機関として監査役3名（全員社外監査役）から構成される監査役会を設置しております。監査役会は、原則月1回開催し、監査役による監査の向上を図っております。また、監査役は取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は社内の重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べております。なお、議長は常勤監査役が務めており、構成員の氏名につきましては、当社第1期第3四半期報告書に記載した「役員の状況」に記載のとおりです。

監査役会は、監査機能の維持強化を図るとともに、会計監査人及び内部監査部と積極的に情報交換を行い緊密な連携をとっております。

常勤監査役は、当社の業務に精通し、コーポレート・ガバナンスに精通した人物を監査役候補者として選任し、株主総会に諮っております。社外監査役については、コーポレート・ガバナンスの観点から適切と思える人物を社外監査役候補者として選任し、株主総会に諮っております。

ハ. 経営会議

当社では、業務執行に関し重要事項を審議決定し、併せて重要な日常業務の報告を行うため、経営会議を設け、原則として毎月1回以上開催しております。

経営会議は、常勤取締役及び執行役員のうち取締役会で選定されたもので構成されております。なお、議長は代表取締役豊島俊弘が務めており、構成員は代表取締役豊島俊弘、取締役である石野英也、小山潔人、執行役員である中井竜馬、許曉林、滝川祐介の6名により構成されております。

ニ. 内部監査

内部監査については、独立した組織として内部監査部を設けており、専任の内部監査部担当者1名が年間にわたる内部監査実施計画に沿って、当社グループ全体をカバーするように業務全般にわたる効率性、内部統制の有効性及びコンプライアンス状況についての監査を実施しております。監査結果は取締役会及び対象部門長に対して報告され、業務改善の必要性のある項目に関しては、各々監査結果を踏まえた改善対応を行っております。

また、適宜、会計監査人及び監査役と情報交換を行っており、監査効率の向上を図っております。

ホ. ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、会社の業務全体における法令遵守、コンプライアンス及びリスク管理等に関する重要な事項について、関係諸法令、規則、社内規程等の遵守のほか、公共性の観点から審議し、取締役会若しくは経営会議に審議の内容及び結果を報告しております。

ガバナンス委員会は、代表取締役豊島俊弘、社外取締役佐々木敏夫及び社外監査役増田健一の3名により構成されています。

ヘ. 指名委員会

当社は、経営透明性及び監督機能を高めるため、指名委員会を設置し、取締役会の委嘱により、取締役の選任等に必要の審議を行って参ります。

指名委員会は、代表取締役豊島俊弘、社外取締役岡橋輝和及び佐々木敏夫の3名により構成されています。

ト. 報酬委員会

当社は、取締役の報酬の決定に関する透明性と客観性を高めるため、報酬委員会を設置し、株主総会が決定する報酬総額の範囲内において、取締役会の委任を受け、取締役の報酬を決定しております。

報酬委員会は、代表取締役豊島俊弘、社外取締役岡橋輝和及び社外有識者1名の3名により構成され、委員長は代表取締役豊島俊弘が務めております。

b. 内部統制システム整備の状況

当社は、会社法の規定に従い、取締役会決議により「内部統制システムの基本方針」を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他当社の業務並びに当社及び当社の子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図るとともに、その運用の徹底に努めております。

具体的には、取締役の職務が法令及び定款に適合するための体制、損失の危険の管理に関する体制、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、当社及び当社の子会社からなる当社グループにおける業務の適正を確保するための体制、財務報告の信頼性を確保するための体制、監査役を補助すべき使用人とその使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役への報告に関する体制、その他監査役監査の実効性を確保するための体制等につき取締役会決議を行い、必要に応じて、これを改定しております。

当該内部統制システムの整備・運用状況については、監査役・監査役会、コンプライアンス部及び内部監査部等が監視・監査を行い、その徹底及び継続的な改善に努めております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制としては、「コンプライアンス規程」を制定し、ガバナンス委員会及びコンプライアンス部を設置し、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理全般について、関係諸法令や公共性の観点から審議し、企業の社会的責任を深く自覚し、社会の利益及び法令を遵守しながら、収益性をもって事業活動を行っております。

c. 当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」において当社及び子会社からなる当社グループの業務の適正を確保するための体制を定めるとともに、当該体制が適切に確立されるよう必要な措置をとることとしております。そのため、当社グループ全体に適用される企業行動規範を制定するとともに、関係会社管理規程を制定し、職務執行に係る重要な事項の承認及び報告を義務付ける等、指導、監督を行っており、また、子会社からの毎月の財務情報を当社取締役会に報告しております。

また、当社監査役及び内部監査部は、子会社の重要な業務運営について、法令及び定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告しております。

③ リスク管理体制の整備状況

当社は、コンプライアンス部が中心となり各部門にリスク管理責任者を置き業務執行などに関する情報を収集・共有することにより、リスクの迅速な把握と未然防止に努めております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑦ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑧ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

⑨ 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。責任の限度額は法令に規定する額としております。当社は、社外取締役及び社外監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

す。

⑩ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) [役員の状況]

後記「第四部 組込情報」記載の当社第1期第3四半期報告書に記載した[役員の状況]と同様の内容であり、本有価証券届出書提出日（2021年12月6日）現在において変更はございません。

(3) [監査の状況]

① 監査役監査の状況

当社では、経営に対する監査の強化を図るため、会社の機関として監査役3名（全員社外監査役）から構成される監査役会を設置しております。監査役会は、原則月1回開催し、監査役による監査の向上を図っております。また、監査役は取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は社内の重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べております。なお、議長は常勤監査役が務めており、構成員の氏名につきましては、当社第1期第3四半期報告書に記載した[役員の状況]に記載のとおりです。監査役会は、監査機能の維持強化を図るとともに、会計監査人及び内部監査部と積極的に情報交換を行い緊密な連携をとっております。

株式会社マーキュリアインベストメント第16期において監査役会は14回開催されましたが、常勤監査役石堂英也氏及び監査役増田健一氏は全ての監査役会に出席、監査役大谷力氏は2020年3月26日就任後、株式会社マーキュリアインベストメント第16期において開催された監査役会10回の全てに出席しております。監査役会における主な検討事項として、監査報告の作成、監査方針・監査計画・職務分担・報酬、会計監査人の解任・不再任の決定、会計監査人の監査報酬に対する同意、監査役選任議案に対する同意、等に関する審議・決定、社内の重要な会議に出席している常勤監査役からの情報共有等を行っています。

なお、常勤監査役石堂英也氏は、株式会社みずほ銀行を歴任後、監査役としての豊富な知見を有しております。また、監査役増田健一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する豊富な知見に加え、法律事務所におけるパートナーとして、経営管理の知見を有しております。監査役藤村健一氏は、三井住友信託銀行株式会社に所属し、資産運用分野に深い知見を有しております。

② 内部監査の状況

内部監査については、独立した組織として内部監査部を設けており、専任の内部監査部担当者1名が年間にわたる内部監査実施計画に沿って、当社グループ全体をカバーするように業務全般にわたる効率性、内部統制の有効性及びコンプライアンス状況についての監査を実施しております。監査結果は取締役会及び対象部門長に対して報告され、業務改善の必要性のある項目に関しては、各々監査結果を踏まえた改善対応を行っております。

また、適宜、会計監査人及び監査役と情報交換を行っており、それぞれの監査が連携・相互補完しあうことで監査効率の向上に加え、企業経営の健全性をチェックする機能を担っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

7年間

(注) 当社は、2021年7月に株式会社マーキュリアインベストメントが単独株式移転の方法により設立した持株会社であり、上記継続監査期間は株式会社マーキュリアインベストメントの継続監査期間を含んで記載しております。

c. 業務を執行した公認会計士

野島 浩一郎

竹内 知明

d. 監査業務に係る補助者の構成

株式会社マーキュリアインベストメント第16期事業年度の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定に際しては、監査法人の独立性、職務遂行状況等を勘案し、総合的に判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理体制、監査の実施状況等について総合的に検討を行った結果、会計監査人に解任または不再任に該当する事由は認められないと評価しております。

④ 株式会社マーキュリアインベストメント第16期事業年度 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	第15期事業年度		第16期事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	33,000	—	33,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	33,000	—	33,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a. を除く）

区分	第15期事業年度		第16期事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	—	546	—	417
連結子会社	4,471	—	4,263	—
計	4,471	546	4,263	417

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

（第15期事業年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、税務アドバイザリー業務であります。

（第16期事業年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、税務アドバイザリー業務であります。

e. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

f. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) [役員の報酬等]

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬限度額の範囲内において、経営内容、マーケット水準、実績等及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。

取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において取締役会で決定し、必要に応じて社外取締役及び社外有識者が過半を占める報酬委員会で決定しており、監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において監査役の協議により決定することとしております。

取締役の報酬限度額は、2021年3月30日開催の株式会社マーキュリアインベストメント第16回定時株主総会における株式移転計画において、年額500百万円以内（うち、社外取締役分は年額100百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、取締役の員数は7名、うち、社外取締役は4名であります。

監査役の報酬限度額は、2021年3月30日開催の株式会社マーキュリアインベストメント第16回定時株主総会における株式移転計画において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、監査役の員数は3名であります。

当社第1期事業年度に係る報酬等は、当該報酬限度額の範囲内において、取締役の報酬については2021年7月1日開催の取締役会にて報酬委員会への委任を決議した上で、同日開催の報酬委員会にて決定しており、監査役の報酬については、2021年7月1日開催の監査役会にて決定しております。

取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の役員報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型現金報酬、株式報酬及び役員賞与によって構成されています。

a. 基本報酬

各役員の役職毎の職責の大きさに応じて固定報酬として支給します。

b. 業績連動型現金報酬

取締役の業績連動型の現金報酬は、短期的インセンティブとして、取締役の報酬と当社の業績との連動性をより明確にし、取締役が業績の向上に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の業績及び各取締役の役職に応じたポイントをもとに定められた算式によって計算されます。

（業績連動型の現金報酬の計算方法）

業績連動型現金報酬＝評価対象期間（注1）における提出会社の営業利益（注2）×5%×各取締役のポイント÷取締役のポイント合計（注3）（但し、評価対象期間における成功報酬（注4）が5億円以上であることを業績連動型現金報酬の支給条件とする）

取締役の役職別ポイントは下表に基づき計算しています。

役職	ポイント	取締役の数（人）	ポイント計
代表取締役	3	1	3
取締役	2	2	4
合計	—	3	7

当社が当該業績連動報酬に係る指標として提出会社の営業利益を採用した理由は、当社主要事業であるファンド運用事業における成果と考えられる成功報酬とより密接に関係する指標であること、連結子会社における保有有価証券の評価損益の影響を排除することを理由に当該指標を採用しております。

株式会社マーキュリアインベストメント第16期事業年度における提出会社の営業利益の目標は850百万円に対して、実績は157百万円となりました。

c. 株式報酬

株式報酬は、長期的インセンティブとして、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当社では信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しておりますが、本制度は当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が当該取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて当該取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。また、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役退任時です。

d. 役員賞与

当社が管理運営を行うファンドから成功報酬を受領した際には、成功報酬への貢献度に応じて、各々相当と判断される水準の役員賞与が支給される場合があります。

なお、社外取締役及び監査役の役員報酬は役割に鑑み基本報酬のみで構成されています。

(注1) 評価対象期間は毎年、1月1日から12月31日までの期間をいいます。

(注2) 法人税法第34条第1項第3号イに規定する「利益の状況を示す指標」は提出会社の営業利益とします。

(注3) 法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定した額」は代表取締役(1名)は1事業年度あたり1.7億円を、取締役(2名)は1事業年度あたり2.3億円を限度とします。なお、取締役全員に支給する業績連動型金銭報酬の一事業年度における合計額は4億円を限度とし、提出会社の営業利益に5%を乗じた額が4億円を超えた場合は、4億円を各取締役に付与されたポイント数で按分して得られた金額をそれぞれに配分するものとします。

(注4) 「成功報酬」は、株式会社マーキュリアインベストメント提出の第16期有価証券報告書「3. 事業の内容」記載の表「投資戦略別報酬」における「成功報酬」の合計欄に記載される金額を指します。

② 株式会社マーキュリアインベストメント第16期事業年度 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	184,391	84,004	7,500	49,890	42,998	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	28,641	28,641	—	—	—	8

(注) 1. 業績連動型現金報酬の欄には株式会社マーキュリアインベストメント第16期事業年度に係る役員賞与のうち業績連動型現金報酬に係る額を記載しております。

2. 株式報酬の欄には株式会社マーキュリアインベストメント第16期事業年度に係る役員株式報酬引当金繰入額を記載しております。

3. 賞与の欄には株式会社マーキュリアインベストメント第16期事業年度に係る役員賞与のうち役員賞与に係る額を記載しております。

4. 取締役(社外取締役を除く。)2名は、上記表中の基本報酬及び賞与とは別に連結子会社からの報酬等16,020千円が支給されております。

5. 取締役(社外取締役を除く。)2名は、上記表中の基本報酬及び賞与とは別に当社使用人給与69,976千円が支給されております。

③ 株式会社マーキュリアインベストメント第16期事業年度 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (千円)				合計 (千円)
			基本報酬	業績連動型 現金報酬	株式報酬	賞与	
豊島 俊弘	代表取締役	提出会社	51,646	3,214	21,381	27,204	113,058
	Director	Spring Asset Management Limited	9,612	—	—	—	

(注) 1. 業績連動型現金報酬の欄には株式会社マーキュリアインベストメント第16期事業年度に係る役員賞与のうち業績連動型現金報酬に係る額を記載しております。

2. 株式報酬の欄には株式会社マーキュリアインベストメント第16期事業年度に係る役員株式報酬引当金繰入額を記載しております。

3. 賞与の欄には株式会社マーキュリアインベストメント第16期事業年度に係る役員賞与のうち役員賞与に係る

額を記載しております。

(5) [株式の保有状況]

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式に区分し、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社マーキュリアインベストメントについて、以下のとおりです。

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の事業発展および企業価値向上につながるか否か総合的に検討のうえ、投資の可否を決定し、その効果について定期的にモニタリングのうえ保有継続の是非を判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	1	9,250
非上場株式以外の株式	—	—

（当社第1期事業年度において株式数が増加した銘柄）

該当事項はありません。

（当社第1期事業年度において株式数が減少した銘柄）

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当社第1期事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当社第1期事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

9 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の株式会社マーキュリアインベストメント有価証券報告書（第16期）の提出日（2021年3月30日）以後、本有価証券届出書提出日（2021年12月6日）までの間において、以下のとおり臨時報告書を提出しております。

（2021年3月31日提出の株式会社マーキュリアインベストメント臨時報告書）

1 提出理由

2021年3月30日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

2021年3月30日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、豊島俊弘、石野英也、小山潔人、近藤健太、赤松和人、岡橋輝和、佐々木敏夫を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、藤村健一を選任するものであります。

第4号議案 株式移転計画承認の件

2021年7月1日（予定）を期日として、当社単独による株式移転により持株会社（完全親会社）である「株式会社マーキュリアホールディングス」を設立し、持株会社体制へ移行することについての株式移転計画を承認するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	139,738	755	—	(注) 1	可決 98.93
第2号議案				(注) 2	
豊島 俊弘	136,654	3,846	—		可決 96.74
石野 英也	139,064	1,436	—		可決 98.44
小山 潔人	139,065	1,435	—		可決 98.44
近藤 健太	125,940	14,560	—		可決 89.15
赤松 和人	126,033	14,467	—		可決 89.22
岡橋 輝和	139,036	1,464	—		可決 98.42
佐々木 敏夫	138,939	1,561	—		可決 98.35
第3号議案				(注) 2	
藤村 健一	135,030	5,463	—		可決 95.59
第4号議案	138,965	1,535	—	(注) 3	可決 98.37

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(2021年7月1日提出の株式会社マーキュリアインベストメント臨時報告書)

1 提出理由

2021年3月30日開催の当社定時株主総会において、当社の単独株式移転により完全親会社である「株式会社マーキュリアホールディングス」を設立することが承認可決され、2021年7月1日付で同社が設立されました。これに伴い、親会社及び主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2 報告内容

(1) 親会社の異動

① 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社マーキュリアホールディングス
住所	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル
代表者の氏名	代表取締役 豊島 俊弘
資本金の額	3,000百万円
事業の内容	グループ会社の経営管理及びこれに附帯する一切の業務

- ② 当該異動の前後における当社の親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合
- | | |
|-----|----------------|
| 異動前 | 一個（―％） |
| 異動後 | 171,366個（100％） |
- ③ 当該異動の理由及びその年月日
- | | |
|--------|-----------------|
| 異動の理由 | 株式移転による完全親会社の設立 |
| 異動の年月日 | 2021年7月1日 |

(2) 主要株主の異動

① 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの	株式会社マーキュリアホールディングス
主要株主でなくなるもの	株式会社日本政策投資銀行 伊藤忠商事株式会社

② 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの

株式会社マーキュリアホールディングス	
異動前	一個（―％）
異動後	171,366個（100％）

主要株主でなくなるもの

株式会社日本政策投資銀行	
異動前	42,000個（24.51％）
異動後	一個（―％）
伊藤忠商事株式会社	
異動前	24,260個（14.16％）
異動後	一個（―％）

(注) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」については、2021年6月30日現在の発行済株式総数17,670,100株から、同日現在の議決権を有しない株式数533,500株を控除した株式に係る総株主の議決権の数171,366個を基準として計算しております。

なお、「総株主等の議決権に対する割合」は小数第3位を四捨五入しております。

③ 当該異動の年月日

2021年7月1日

④ その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	3,030百万円
-------	----------

発行済株式総数	普通株式	17,670,100株
---------	------	-------------

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	2021年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第1期第3四半期)	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	2021年11月11日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用して提出したデータを出力・印刷したものであります。

なお、当社株式は2021年7月1日付で単独株式移転の方法により、株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立され、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場いたしましたので、第16期有価証券報告書の提出者は株式会社マーキュリアインベストメントであります。

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月30日
【事業年度】	第16期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社マーキュリアインベストメント
【英訳名】	Mercuria Investment Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 豊島 俊弘
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル
【電話番号】	03-3500-9870（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 営業IR部長 中井 竜馬
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル
【電話番号】	03-3500-9870（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 営業IR部長 中井 竜馬
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
営業収益 (千円)	2, 520, 649	4, 224, 102	4, 121, 830	4, 718, 325	6, 183, 866
経常利益 (千円)	1, 248, 179	2, 207, 739	2, 083, 211	1, 800, 260	757, 589
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	854, 416	1, 489, 618	1, 410, 826	1, 244, 567	525, 126
包括利益 (千円)	894, 563	1, 507, 305	1, 445, 900	1, 060, 351	210, 610
純資産額 (千円)	5, 112, 834	10, 588, 751	12, 182, 308	12, 743, 037	12, 468, 956
総資産額 (千円)	5, 603, 227	13, 103, 030	14, 120, 843	15, 504, 211	15, 052, 615
1株当たり純資産額 (円)	363.32	605.13	664.53	703.99	709.35
1株当たり当期純利益金額 (円)	70.54	107.52	81.69	71.98	30.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	66.28	103.37	80.18	71.22	30.66
自己資本比率 (%)	88.9	79.6	81.6	78.5	79.1
自己資本利益率 (%)	20.8	19.3	12.9	10.5	4.4
株価収益率 (倍)	26.50	13.41	8.31	10.50	21.48
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	506, 415	764, 533	△4, 205, 249	△454, 360	△176, 087
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△102, 310	△19, 309	△101, 504	△28, 089	△389, 852
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	893, 340	4, 672, 627	131, 095	△5, 984	△149, 855
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2, 871, 146	8, 258, 708	4, 051, 857	3, 551, 409	2, 810, 262
従業員数 (人)	38	46	55	57	61
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(1)	(1)	(1)	(0)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社株式は2016年10月17日に東京証券取引所市場第二部に上場したため、第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から当連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員をいう）は、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

4. 2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 第14期以後の1株当たり純資産額の算定上、株主資本において自己株式として計上している信託に残存する自社の株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の算定において控除する自己株式に含めております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
営業収益 (千円)	1, 145, 580	3, 121, 003	2, 989, 986	2, 901, 945	5, 057, 848
経常利益 (千円)	389, 306	1, 710, 084	1, 785, 094	2, 160, 205	1, 089, 524
当期純利益 (千円)	316, 117	1, 193, 886	1, 308, 535	1, 740, 130	1, 287, 403
資本金 (千円)	875, 753	2, 961, 872	2, 997, 886	3, 020, 087	3, 026, 174
発行済株式総数 (株)	4, 572, 100	17, 234, 500	17, 466, 100	17, 606, 500	17, 644, 900
純資産額 (千円)	3, 619, 009	8, 759, 738	9, 791, 926	10, 937, 183	11, 282, 747
総資産額 (千円)	4, 066, 195	10, 489, 104	10, 941, 792	13, 436, 647	13, 738, 628
1株当たり純資産額 (円)	263.74	508.19	564.61	632.87	672.05
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	45 (－)	17 (－)	18 (－)	19 (－)	20 (－)
1株当たり当期純利益金額 (円)	26.10	86.17	75.77	100.63	75.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	24.52	82.85	74.37	99.59	75.17
自己資本比率 (%)	89.0	83.5	89.5	81.4	82.1
自己資本利益率 (%)	10.5	19.3	14.1	16.8	11.6
株価収益率 (倍)	71.62	16.73	8.96	7.51	8.76
配当性向 (%)	57.5	19.7	23.8	18.9	26.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	25 (2)	31 (1)	40 (1)	41 (1)	46 (0)
株主総利回り (%)	100.8	78.9	39.0	44.1	40.3
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(112.4)	(137.4)	(115.5)	(136.4)	(130.7)
最高株価 (円)	4, 500 ※1, 990	2, 259	1, 558	834	757
最低株価 (円)	1, 362 ※1, 360	1, 135	627	619	423

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社株式は2016年10月17日に東京証券取引所市場第二部に上場したため、第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員をいう）は、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

4. 2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 第14期以後の1株当たり純資産額の算定上、株主資本において自己株式として計上している信託に残存する自社の株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の算定において控除する自己株式に含めております。

6. 第12期以降の株主総利回りについては第12期事業年度末日における株価を基準に算定しております。

7. 最高・最低株価は、2017年12月17日以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであり、2017年12月18日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、2016年10月17日をもって同取引所に株式を上場しましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。また、第12期の※印につきましては、株式分割（2017年1月1日、1株→3株）による権利落後の株価であります。

2 【沿革】

2005年10月	東京都港区に株式会社日本政策投資銀行（ＤＢＪ）とあすかアセットマネジメント株式会社との合弁会社として株式会社あすかＤＢＪパートナーズ設立
2005年10月	当社１号ファンドとして、「あすかＤＢＪ投資事業有限責任組合（グロース１号ファンド）」を組成
2009年７月	本社所在地を東京都千代田区に移転
2011年２月	金融商品取引業者（投資助言業及び代理業）として登録
2011年８月	北京に日開華創（北京）投資諮詢有限公司（AD Capital（Beijing）Investment Consulting Co.,Ltd.）（現MIBJ Consulting（Beijing）Co., Ltd.）を設立
2011年９月	ケイマン諸島にファンド運用会社として、ADC International Ltd.を設立
2012年４月	グロース１号ファンド投資先であるライフネット生命保険株式会社が東京証券取引所マザーズ市場に上場
2013年１月	2013年１月１日付で株式会社ADキャピタルに商号変更
2013年１月	香港に香港アセットマネジメントライセンスを保有するREIT運営会社として、Spring Asset Management Limited（SAML）を設立
2013年８月	「ADC Fund 2013 L.P.（グロース２号ファンド）」を組成
2013年12月	当社子会社のSpring Asset Management Limitedが管理・運営する「Spring Real Estate Investment Trust（Spring REIT）」が香港証券取引所に上場
2014年９月	ＤＢＪとタイ大手華僑財閥チャロン・ボカパン（ＣＰ）グループの共同ファンド（Ｅｎファンド）の運営業務を受託
2014年12月	投資運用業及び第二種金融商品取引業を登録
2015年５月	伊藤忠商事株式会社に対して第三者割当増資を実施
2015年12月	三井住友信託銀行株式会社に対して第三者割当増資を実施
2016年１月	2016年１月１日付で株式会社マーキュリアインベストメントに商号変更
2016年８月	「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（パイアウト１号ファンド）」を組成
2016年10月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
2017年12月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2018年２月	航空機リースファンドを組成
2019年２月	伊藤忠エネクス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社を中心に共同組成した「エネクス・インフラ投資法人」が東京証券取引所インフラファンド市場に上場
2020年12月	インフラ・ウェアハウジングファンドを組成

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社11社、非連結子会社18社、及び持分法非適用関連会社9社により構成されています。

当社グループは、国内外投資家の資金を投資事業組合等のファンドを通じて運用を行うファンド運用事業、自己資金の運用を行う自己投資事業を主たる業務としております。

当社グループの報告セグメントは投資運用事業の単一セグメントとなっておりますが、以下では投資運用事業を投資戦略ごとに分類して記載しております。

当社グループではクロスボーダー（国や地域を超えること、既存のビジネスの枠組みにとらわれずに挑戦すること）をコンセプトとした投資運用を行っており、投資対象の性質により事業投資と資産投資に大別されます。

① 成長投資戦略：[事業投資]

当社グループの成長投資戦略は、例えば伝統的な金融業と新たな技術の融合といった、既存のビジネスの枠組みにとらわれずに挑戦する事業への投資を行い、投資リターンをもたらしています。中でも主に次のような要素に着目しています。

- ・マクロ経済の成長に伴い需要の伸びが予想される新しいサービスの展開
- ・社会構造の変化に伴い変化が求められる既存産業における新たなビジネスモデル
- ・モノ造りに関する管理の技術やノウハウ等の日本の優れた特性を活かすことができる分野の海外市場への展開

当社グループでは、このような観点で主要プレーヤーとなりうる企業に対し、中長期的な視野による投資を行い、一時的な状況の変化に左右されない資金面、事業面等の分野での継続的なサポートを提供します。

② バリューストック投資戦略：[事業投資][資産投資]

バリューストック投資とは理論的な価格より安く取引される事業・資産への投資です。金融法人、事業法人、個人といった様々な投資家の投資サイクル等の関係で、安定的な資産及び事業であっても理論的な価格よりも安い価格で取引されることがあります。当社グループは、グループ会社のネットワークや役職員のネットワークを活用することでそのような機会を見つけ、ローン債権（流動化された貸付金）や不動産などキャッシュ・フローを伴う投資資産を中心にバリューストック投資を行っております。

③ バイアウト投資戦略：[事業投資]

バイアウト投資とは、企業への株式投資を行うことにより、経営に参画し、事業の拡大や再編、構造改革などにより企業価値の向上を目指す投資です。経営を改善することで企業価値の向上の余地のある企業を友好的に買収することにより、投資先経営陣と共に経営改革の推進、投資先企業の成長および企業価値向上を目指します。特に当社グループでは、グループ会社のネットワークやリソースも活用した新たな成長シナリオを描くことで企業価値の向上を図ります。

④ 不動産投資戦略：[資産投資]

当社グループでは、地域毎に異なる経済発展レベルや経済環境に照らし合わせた不動産投資によりリスクに見合ったリターンが得られる不動産投資を目指しています。

経済が成長局面にあるアジア地域においては、中国国内の個人消費の拡大とともに北京の貸オフィスビルへの需要が拡大することを見越し、北京市の中心的なオフィス街にあるオフィスビル2棟にいち早く投資を行いました。当社グループでは、当社子会社であるSpring Asset Management Limitedにおいて、香港証券取引所へ上場しているリート（不動産投資信託）であるSpring REITの管理運営を行うなどの実績を上げています。

日本やその他の先進国においても、主にバリューストック投資やキャッシュ・フロー投資戦略のアプローチも取り込んでおります。

⑤ キャッシュ・フロー投資戦略（CF投資戦略）：[資産投資]

社会インフラ関連、賃貸不動産など、安定的なキャッシュ・フロー収入が期待できる資産に対するファンド投資を通じ、一定のキャッシュ・フローをもたらす金融商品として投資家へ提供しています。安定したリターンの確保には、資産の種類だけでなく、資産管理体制も重要なファクターであり、当社ではそれぞれの分野でグローバルなフランチャイズや実績を持つパートナーと組み、投資機会の発掘や運用管理を行っています。

キャッシュ・フロー投資戦略は、従前は不動産投資戦略と一体として取り組んで参りましたが、今後は国内外の投資家に対して安定運用機会を提供すべく、独立した戦略としてより強化していく分野となります。

(単位：億円)

投資戦略別AUM推移	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
成長投資戦略	222	121	72	39
バリュー投資戦略	2	0	0	0
パイアウト投資戦略	47	101	21	66
不動産投資戦略／CF投資戦略	1,682	1,716	1,840	1,718
合計	1,952	1,938	1,934	1,824

[用語説明]

- ・AUM (Asset Under Management) : 運用資産残高

(単位：億円)

投資戦略別報酬	2017年12月期		2018年12月期		2019年12月期		2020年12月期	
	管理報酬	成功報酬	管理報酬	成功報酬	管理報酬	成功報酬	管理報酬	成功報酬
成長投資戦略	4.4	4.3	3.1	14.3	2.9	12.5	3.4	5.5
バリュー投資戦略	0.1	16.3	—	0.3	—	—	—	0.1
パイアウト投資戦略	2.7	—	5.9	—	4.3	—	4.2	—
不動産投資戦略／CF投資戦略	10.5	—	10.8	—	9.8	—	9.9	—
合計	17.7	20.5	19.8	14.6	17.0	12.5	17.5	5.6

※成功報酬はファンド契約に基づき決定されますが、主にファンドの投資家に対する分配額のうちファンドの投資家から出資を受けた額を超える額に一定料率を乗じた金額が成功報酬となります。

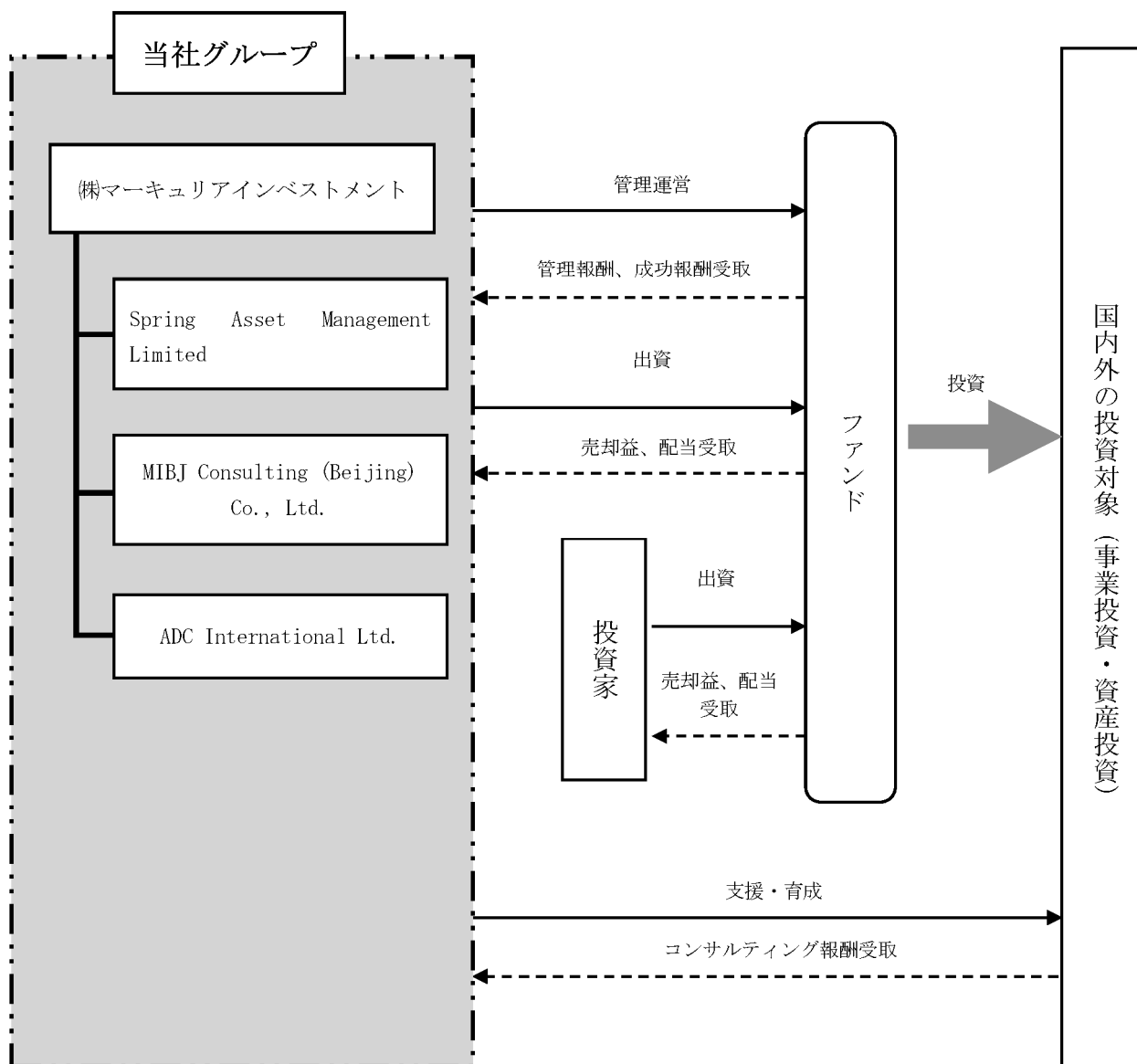
当社グループの主な収益は以下のとおりです。

(1) ファンド運用事業

当社グループは、投資事業組合等のファンドを組成し、国内外投資家から資金調達、投資対象の発掘、投資対象への投資実行、投資対象のモニタリング、投資対象の売却等による投資回収等の管理運営業務を行うことでファンドより管理報酬を得ております。また、投資家に対する分配実績や投資家の投資採算等に応じてファンドより成功報酬を得ております。

(2) 自己投資事業

当社グループは、主に当社が管理運営を行うファンドに対して自己投資を実行し、当該ファンドにおける持分損益を得ております。また、自己投資対象からの配当や自己投資対象の売却による売却益を得ております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Spring Asset Management Limited (注) 2. 5	Hong Kong, China	HK \$ 9,000千	投資運用事業	80.4	経営指導料の受取 役員の兼任2名
MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.	Beijing, China	RMB827千	投資運用事業	100.0	コンサルティング報酬の 支払 役員の兼任2名
ADC International Ltd.	Cayman Islands	51,537千円	投資運用事業	100.0	投資助言の提供 役員の兼任1名
合同会社イズミ	東京都千代田区	500千円	投資運用事業	100.0 (100.0)	自己投資事業における投 資ビークル
一般社団法人イズミ	東京都千代田区	1,000千円	投資運用事業	100.0	自己投資事業における投 資ビークル 役員の兼任1名
China Fintech L.P.	Cayman Islands	1,350,000千円	投資運用事業	63.0	自己投資事業における投 資ビークル
CF Focus Limited	Cayman Islands	28,300円	投資運用事業	100.0	管理報酬の受取
ZKJ Focus Limited	Cayman Islands	218円	投資運用事業	100.0 (100.0)	自己投資事業における投 資ビークル
互金（蘇州）投資管理有 限公司	Suzhou, China	RMB67,002千	投資運用事業	100.0 (100.0)	自己投資事業における投 資ビークル
MIC International Limited	Cayman Islands	108円	投資運用事業	100.0	投資助言の提供 役員の兼任1名
SR Target, L.P. (注) 6	Cayman Islands	3,148,229千円	投資運用事業	100.0	自己投資事業における投 資ビークル
(その他の関係会社) 株式会社日本政策投資銀 行 (注) 4	東京都千代田区	1,000,424 百万円	金融業	被所有 24.5	役員の兼任1名 出向者の受入2名

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. 有価証券報告書を提出しております。

5. Spring Asset Management Limitedについては、営業収益（連結会社相互間の内部営業収益を除く。）の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益	855,136千円
(2) 経常利益	598,282千円
(3) 当期純利益	511,623千円
(4) 純資産額	579,626千円
(5) 総資産額	699,563千円

6. SR Target, L.P.については、営業収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益	2,068,096千円
(2) 経常利益	△207,424千円
(3) 当期純利益	△207,424千円
(4) 純資産額	2,497,589千円
(5) 総資産額	3,731,716千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
全社（共通）	61 (0)

（注） 1. 従業員数は就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、使用人兼務役員は含まれております。臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社グループは、単一セグメントであるため、全社（共通）としております。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
46 (0)	41	4.2	12,641

セグメントの名称	従業員数（人）
全社（共通）	46 (0)

（注） 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、使用人兼務役員は含まれております。臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、単一セグメントであるため、全社（共通）としております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、国境や既成概念などの枠組みにとらわれずに挑戦する「クロスボーダー」を基本コンセプトに、あらゆる垣根を超え、日本の強みを基盤として世界に広がる成長分野や成長可能性への投資を中心に、産業界・投資業界の幅広いネットワークを通じ、ユニークな投資機会を見出すことを目的としています。

(2) 中長期的な経営戦略及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、東京証券取引所への上場時及び市場変更時の新株発行により調達した自己投資資金を活用し、新たにバイアウト投資戦略及びキャッシュ・フロー投資戦略を策定するとともに、当該戦略に基づく新規ファンドを組成することで、マルチストラテジーのファンド運用会社の基盤を確立してまいりました。

当該実績を踏まえ、今後の5年間は、①上場前後に組成した基幹ファンドからの成功報酬最大化を図るとともに、②新ファンド組成による管理報酬の底上げを図る期間と位置付け、5年後の最終連結会計年度において、5年平均当期純利益を20億円以上、及び自己資本を2018年12月末の1.5倍とすることを目標としております。

具体的には当社グループの基幹ファンド（コアファンド）であるバイアウトファンドにおけるファンドレイズ、Spring REITにおける新規資産の組入、資産投資分野のファンドにおける新たな基幹ファンド（コアファンド）の組成及びファンドレイズにより、成功報酬の最大化及び管理報酬の底上げを図っていく方針です。

（単位：億円）

	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
5年平均当期純利益	5.8	8.3	10.2	11.2	11.0
自己資本	49.8	104.3	115.2	121.7	119.1

- （注） 1. 5年平均当期純利益は、5年平均の親会社株主に帰属する当期純利益であり、当社の事業サイクル及び成功報酬等が損益へ与える影響を考慮した結果、単年度損益よりも5年間の平準化された損益が、当社業績の実態を把握する指標として有用と考えております。
2. 自己資本は、株主資本及びその他の包括利益累計額の合計額であり、親会社株主に帰属する当期純利益の積み上げであることから、ファンド運用会社としての安定性を把握する指標として有用と考えております。
3. 2014年12月期以降の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、2013年12月期以前につきましては監査を受けておりません。このため、2017年12月期以前の5年平均当期純利益は、一部監査を受けていない数値をもとに算定しております。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国内外経済の下振れリスクや金融市場の変動など、先行き不透明な状況が続いております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業構造の変化というマクロ環境の大きな変化に加えて、東京証券取引所の市場区分の見直しも予定されています。

このような環境を踏まえ、当社グループでは中長期的な成長を目指し、既存ファンドにおいては投資リターンの向上による成功報酬の最大化を図るべく、引き続き投資先企業の支援やモニタリングの強化に努めていくとともに、新規ファンドにおいては、管理報酬の底上げを行うべく、マクロ環境に沿った投資戦略に基づく事業企画を行い、投資家層を拡大することで基幹ファンド化を進めることが必要であると考えております。併せて、今後の事業拡大を見据え、業務運営の効率化、上場会社及び金融商品取引業者としての法令遵守、リスク管理、投資家とのコミュニケーションを図るための経営管理体制の充実が必要であると考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。2021年12月末には収束し、経済は正常化するとの想定により、現時点においては、営業投資有価証券及び営業貸付金の評価を通じた短期的な業績への影響はあるものの、長期的な業績への影響は限定的であるものと判断しております。

①事業機会の機動的な獲得による更なる成長機会の追求

当社グループは設立以来、国境や既存概念などの枠組みにとらわれずに挑戦する「クロスボーダー」を基本コンセプトに、マクロ環境に沿って、Ⅰ成長投資戦略、Ⅱバリュー投資戦略、Ⅲパイアウト・承継投資戦略、Ⅳ不動産投資戦略及びⅤキャッシュ・フロー投資戦略等の多様な投資戦略を策定するとともに、当該投資戦略に基づく新規ファンドを組成し、運用することで、マルチストラテジーのファンド運用会社としての基盤を確立して参りました。

現在においては、企業の事業承継、非公開化、ノンコア事業の売却等の企業の支配構造の変化を支援することを目的に、株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行株式会社を中心に組成した「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（パイアウト1号ファンド）」、不動産・物流分野におけるテクノロジーによる成長を支援することを目的に伊藤忠商事株式会社とともに組成した「マーキュリア・ビズテック投資事業有限責任組合」、再生可能エネルギー発電設備等に対して投資を行い、着実な資産規模の拡大と安定したキャッシュ・フローの創出を目的に、伊藤忠エネクス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社などの事業パートナーと共同で組成した「エネクス・インフラ投資法人（東京証券取引所インフラファンド市場上場）」、中国北京市の中心的なオフィスビル等へ投資を行う「Spring Real Estate Investment Trust（香港証券取引所上場）」等のファンド運用を行っております。

今後においては、引き続き「クロスボーダー」を基本コンセプトとした従前のファンド運用を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業構造の変化というマクロ環境の大きな変化に加えて、東京証券取引所の市場区分の見直しも予定されている中において、事業機会を機動的に獲得することにより、更なる成長機会を追求することが重要な経営課題と考えております。

これらの課題に対処するために、成長戦略の一つとして事業パートナーとの連携やM&A等による企業再編の可能性を視野に入れるべく、迅速かつ柔軟な経営判断ができる体制を構築することが必要不可欠と考えております。

②経営管理体制の強化

現在、当社グループの経営管理体制は会社規模に応じた適正なものとなっております。今後、上述の事業機会の機動的な獲得による更なる成長機会の追求を見据える中で、拡大する事業毎への経営資源の有効活用、事業毎の採算性の管理、事業責任の明確化、投資家とのコミュニケーション等の経営管理機能の更なる強化が重要な経営課題であると考えております。

これらの課題に対処するために、組織上における経営管理体制の明確化に加えて、既存人材を適正に配置し、必要に応じて人材を適時に採用し、社内教育を充実させることで経営管理体制を整備することが必要不可欠と考えております。

2【事業等のリスク】

当社グループは、事業の性質上様々なリスクにさらされており、これらのリスクは将来の当社グループの財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。以下に、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しておりますが、当社グループの事業遂行上発生しうるすべてのリスクを網羅しているものではありません。

なお、文中の将来に関する事項の記述は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき、当社グループが判断したものであります。

■事業環境に関するリスク

(1) 経済環境及び投資環境に係るリスク

① 株式環境

当社グループは、自己資金及び当社グループが管理運営するファンドの資金により投資を行い、投資先企業の株式上場による株式市場での売却や第三者等への売却によるキャピタルゲイン、並びに管理運営するファンドからの管理報酬及び成功報酬を得ることを基幹業務としております。

このため、当社グループの経営成績及び財政状態は世界各国の株式市場及び投資対象地域の経済環境の影響を受けることとなります。世界経済が不況に陥った場合、投資先企業の業績の不振が当社グループの投資資産価値の減価につながる可能性がある他、投資資金を回収する局面において株式市場が活況でなく新規株式上場市場も低調である場合や、地震、火災、テロ、戦争等の災害の発生により経済環境が低迷し、売却交渉に悪影響を与える場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 不動産環境

当社グループは、現在、中国にて不動産を対象としたファンドの管理運営を行っております。このため、中国での不動産市況の影響を受けることとなります。

今後、経済のファンダメンタルズの急速な悪化や税制・金融政策の大幅な変更が行われた場合、地震、火災、テロ、戦争等（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む）の災害が発生した場合には、不動産投資市場も中期的に悪影響を受け、投資環境が悪化し、国内外の投資家の投資マインドの低迷等が生ずる可能性があります。そのような事態が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、不動産には土壤汚染や建物の構造上の欠陥など、不動産固有の瑕疵が存在している可能性があります。当社グループは、投資不動産の瑕疵等による損害を排除するため、投資前には専門業者によるエンジニアリングレポート（対象不動産の施設設備等の詳細情報や建物の修繕履歴、地震リスクや地盤調査の結果等を記したもの）等を取得するなど十分なデューデリジェンス（投資対象の調査）を実施しておりますが、投資不動産取得後に瑕疵が判明し、それを治癒するために追加の費用負担が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響

直近の経営環境においては、①株式環境及び②不動産環境におけるリスクの一つとして、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が挙げられます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、2021年12月末には収束し、経済は正常化するとの想定により、現時点においては、短期的な業績への影響はあるものの、長期的な業績への影響は限定的であるものと判断しております。

短期的な影響については、当社が主にファンドへのセიმボート投資として保有する営業投資有価証券及び営業貸付金について、投資先の業績の悪化や株式価値の低下を通じた、評価損失の影響があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が想定よりも長期化した際には、営業投資有価証券及び営業貸付金に係る追加の評価損失計上の可能性、ファンド投資家の投資意欲の低下による新規ファンド組成の遅れによる将来の管理報酬への影響、既存ファンドにおける投資先の業績悪化、株式価値下落や投資先売却時期の遅れ等による将来の成功報酬への影響等により、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 業績変動リスク

当社グループは、投資先企業の株式上場による株式市場での売却や第三者等への株式等売却によるキャピタルゲインを主たる収益の1つとしております。売却時における売却価額は、収益計上される会計年度の株式市況や個々の投資先企業の特長、その他様々な要因の影響を受けて想定外に変動する可能性があります。また、当社グループがファンドから受け取る成功報酬は、ファンドごとに受け取る時期が異なり、ファンドの満期が十分に分散していない現状においては、その年により受け取る成功報酬の額が大きく変動する可能性があります。その結

果、会計年度によって得られるキャピタルゲインの金額が大きく変動し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 未上場株式等への投資に係るリスク

当社グループは、未上場株式等を投資対象としており、未上場株式等への投資については以下のようなリスクがあります。

- ① 当社グループが投資対象とする未上場企業は、成長過程にある企業であるため、収益基盤や財務基盤が不安定であったり、経営資源も限られるといったリスク要因を内包しております。そのため、投資後に企業価値が低下したり、倒産するなどして損失が発生する可能性があります。
- ② 当社グループによる未上場株式等への投資から株式上場もしくは第三者等への売却に至るまでには通常長期間を要するため、途中で業績悪化等により当該投資先の企業価値が当初の見込みと異なって変動する可能性がある他、経済環境や株式市場動向等外部要因の影響を受けて投資採算が当初の見込みと大幅に異なり、キャピタルゲインの減少、もしくはキャピタルロスや評価損が発生する可能性があります。
- ③ 当社グループが投資対象とする未上場株式等は、上場企業の株式等に比較して流動性が著しく低いいため、投資回収において、その取引参加者の意向により取引条件が大きく変動し、当社グループの希望する価額・タイミングで売却できる保証はなく、キャピタルロスが発生したり、長期間売却できない可能性があります。

(4) 株価下落等のリスク

当社グループは、投資先企業の株式上場等により、市場性のある株式を保有しております。株式市場において株価が下落した場合、保有有価証券に評価損が発生する恐れがあるとともに、株式売却によって得られるキャピタルゲインが減少するなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、新規上場銘柄のうち一部の銘柄につきましては、各証券取引所の関連規則又は投資先企業との契約によって上場後一定期間売却が制限されることがあります。当該期間中に株価が上昇した場合には、売却機会を逃すことによる機会損失が発生する可能性があります。

(5) 為替リスク

当社グループは、Spring REITの営業収益が連結営業収益に占める割合は当連結会計年度において、13.8%になります。Spring REITからの営業収益は香港ドルでの取引となりますので、香港ドルの為替の変動によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、海外での地域分散投資を行っているため、保有する外貨建資産につきましては、外国為替の変動の影響を受けます。

(6) 他社との競合に係るリスク

投資運用業、特に投資助言業は、金融業界の他業種に比べると参入障壁が比較的低い業種であり、常に国内外からの新規参入者との競合を覚悟する必要があります。また、グローバルレベルでの資産運用ニーズの高まりは資産運用業界全体にとっての追い風ではありますが、これにより新規参入が将来にわたってさらに促進される可能性があると共に、国内外の大手金融機関が資産運用サービスを経営戦略上重要なビジネスと位置づけ、積極的に経営資源を投入してくるケースも想定されます。また、業界内での統廃合によって、当社グループの競合他社の規模や体力が増強されることがあります。さらに、競合他社が当社グループのファンドマネージャーやその他の従業員の移籍・採用を図る可能性もあります。

この様に他社との競合は激化していくことが予想され、その場合には、顧客の獲得や維持に困難が生じるだけでなく、管理報酬率や成功報酬料率の水準にも影響を及ぼし、当社グループの業績に影響が及ぼす可能性があります。

(7) ファンド運用に係る訴訟リスク

当社グループが無限責任組員又はゼネラルパートナーとしての善管注意義務違反により、訴訟等を受ける可能性があり、損害賠償義務を負った場合は、損害賠償に加えて社会的信用が低下し、当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 投資先企業への役員派遣に係る訴訟リスク

当社は投資先企業の価値向上のため、役職員を投資先企業の役員として派遣することがあります。その役職員個人に対し役員損害賠償請求等があった場合、当社がその個人に生じた経済的損失の全部又は一部を負担する可能性があるほか、当社グループに使用者責任が発生する可能性があります。

(9) 法的規制に係るリスク

①全般

当社グループは、本邦、香港、ケイマン諸島などのオフショアと呼ばれる地域各国において、ファンド運用事業及び自己投資事業等を行っているため、これらの地域における法的規制（会社法、金融商品取引法、独占禁止法、租税法、投資事業有限責任組合契約に関する法律、外国為替管理法、財務会計関連法規等）の適用による影響を受けるほか、これらの規制との関係で費用が増加する場合があります、当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす場合があります。

②金融商品取引法

・金融商品取引業登録

当社は、ファンドの私募の取扱い又はファンド運用事業につき金融商品取引法第29条に基づき第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業を行うための登録を行っております（有効期限：なし）。当社は、金融商品取引法に基づく規制に服しており、現時点において当該事業の業務遂行に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、金融商品取引法第52条第1項（金融商品取引業者に対する監督上の処分）の各号の一つに該当する場合には、金融商品取引業登録を取消されるため、将来的に法令違反その他何らかの理由により、同法第52条第1項に基づき上記の登録について取消等の処分を受けた場合、ファンド運用事業の業務遂行に支障をきたすと共に、当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・適格機関投資家等特例業務及び特例投資運用業務

当社は、ファンド運用事業につき金融商品取引法第63条に基づく適格機関投資家等特例業務及び同法附則第48条第1項に基づく特例投資運用業務を営むに当たり、届出を行っております。この届出により当社が運用するファンドは、法律上求められる一定の要件を満たす必要があります。現時点において当該事業の業務遂行に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、将来的にこれらの要件を満たせなくなった場合又は適用法令の解釈の変更その他何らかの理由により適格機関投資家等特例業務又は特例投資運用業務に該当しなくなった場合、当該事業の業務遂行に支障をきたす可能性があり、その場合には当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③不動産投資顧問業登録規程

当社は、ファンド運用事業において、不動産投資についての投資助言業務及び不動産投資についての投資一任契約に基づく不動産取引等を行うために、不動産投資顧問業登録規程第3条第1項に基づき不動産投資顧問業の登録を行っています（有効期限：2025年10月）。現時点において当該事業の業務遂行に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、将来的に法令違反その他何らかの理由により、同規程第30条に基づき上記の登録の取消等の処分を受けた場合又は登録の更新を行わないまま登録の有効期限を徒過した場合、ファンド運用事業の業務遂行に支障をきたすと共に、当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④宅地建物取引業法

当社は、不動産投資顧問業の登録の前提となる、宅地建物取引業第3条第1項に基づき宅地建物取引業の免許を取得しています（有効期限：2025年8月）。現時点において上記の免許の維持に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、将来的に法令違反その他何らかの理由により、同法第66条に基づき上記の免許の取消等の処分を受けた場合又は免許の更新を行わないまま免許の有効期限を徒過した場合、宅地建物取引業の免許を失うことにより、不動産投資顧問業の登録が取り消されることになり、ファンド運用事業の業務の遂行に支障を来すと共に、当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤香港証券先物条例（Securities And Futures Ordinance, Cap. 571）

当社の子会社であるSpring Asset Management Limitedは、香港市場において上場しているSpring Real Estate Investment Trustの管理業務を行うに当たり、香港証券先物委員会よりType9（アセットマネジメント）のライセンスを受けております（有効期限：なし）。また、Spring Real Estate Investment Trustは、同条例に基づき、上場の認可を得ています。現時点において当該事業の業務遂行に支障を来す要因は発生していません。しかしながら、Spring Real Estate Investment Trustの認可が取消された場合、Spring Real Estate Investment Trustの運用会社でなくなった場合には、ライセンスを取消されるため、ライセンスの取消等がなされた場合、当該事業の業務遂行に支障をきたすと共に、当社グループの社会的信用力が低下し、事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 資金調達に係るリスク

当社グループは、無限責任組員又はゼネラルパートナーとして、ファンドの収益を直接享受する目的で自ら管理運営するファンドに自己資金による投資を行っておりますが、今後、資金調達が想定通りにいかない場合には、ファンドの運用に支障をきたす恐れがあります。また、自己資金による投資資金の調達を多額の借入金により調達する場合には、有利子負債が増加する可能性があり、当社グループの財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

■事業体制及び業績に関するリスク

(1) 小規模組織であることについて

当社は、当連結会計年度末現在において、取締役7名、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、グループ全体で従業員数61名と小規模組織であり、内部管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社グループでは、今後の事業拡大に対応すべく人員増強等によりさらなる組織力の充実に図っていく所存ではありますが、人材の確保及び内部管理体制の充実が円滑に進展しない場合、既存の人材が社外に流出した場合には、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定人物への依存について

当社の代表取締役である豊島俊弘は、最高経営責任者として経営方針や事業戦略の決定に加え、投資案件の発掘等、当社グループの事業推進上、重要な役割を果たしております。

このため当社では、代表取締役へ過度に依存しない経営体制を目指し、人材採用、育成による経営体制の強化を図り、経営リスクの軽減に努めておりますが、不測の事態により、同氏が当社の経営者として業務を遂行することが困難になった場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 有能な人材の確保、育成について

当社グループの営む事業は、金融及び不動産の分野において高い専門性と豊富な経験を有する人材により成り立っており、今後の事業展開において有能な人材を確保・育成し、成長への基盤を確固たるものとする方針であります。しかし、必要とする人材の確保・育成が計画どおりに実現できなかった場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、人材の確保・育成が順調に行われた場合でも、採用・研修に係るコスト、人件費等の固定費が増加することが想定され、当該コスト増に見合う収益の成長がない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報の取扱いについて

当社グループでは、事業活動を通じて取得した個人情報及び当社グループの役職員に関する個人情報を保有しております。当社グループでは、個人情報の取扱いについては個人情報保護規程を策定の上、細心の注意を払っております。

しかしながら、万一、当社グループの保有する個人情報が外部に漏洩した場合あるいは不正使用された場合には、信用の失墜又は損害賠償等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特別目的会社の連結に係る方針について

当社グループがファンドの組成のために設立し、管理運営業務を受託している特別目的会社（SPC）については、当社グループの匿名組合出資比率や支配力等の影響度合いを勘案し、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号）、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号）、及び「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第20号）等に基づき、個別に連結の要否を決定しております。

当連結会計年度末現在において、当社グループが顧客の資産を運用するファンドに係るSPCについては、顧客との共同投資（セიმボート投資）の有無にかかわらず、当社グループが実質的な支配力を有していないため、上記の会計基準をふまえ、連結の範囲に含めていないものがあります。

今後、SPCの連結の範囲に関する会計基準が改正された場合には、当社グループの連結の範囲に変更が生じ、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、今後においては、連結の範囲にSPCが含まれることとなるようなセिमボート投資を行うことを想定しておりませんが、個別に連結の要否を判断した結果、セिमボート投資に係るSPCが連結の範囲に含まれることとなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定事業への依存について

当社グループでは、当社子会社であるSpring Asset Management Limitedにおいて香港証券取引所へ上場しているSpring REITの管理運営を行っております。

2020年12月期連結財務諸表において、当社グループ連結営業収益に対してSpring REITの営業収益は13.8%を占めておりますので、Spring REITの業績の変動により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

Spring Asset Management LimitedはSpring REITからの管理報酬の一部をREIT投資口にて受け取っておりますので、香港ドルの為替の変動及びSpring REITの投資口価格の変動により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、Spring REITにおいて管理報酬体系の変更や管理運営会社の変更がなされた場合には、Spring Asset Management Limitedにおいて管理報酬の減額や管理報酬の喪失が生じますので、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自己勘定投資（自己資金による投資）が業績に与える影響について

当社グループは、ファンド組成上の要請に応じて、顧客との共同投資（セიმポート投資）の形で、当社グループが管理運営を行うファンド等に対して投資を行っております。

これらの自己勘定投資については、投資リスクの吟味のため、社内諸規程に従い経営会議、取締役会等により慎重な審議を経た上で行うこととしておりますが、外部環境の悪化等により投資収益が悪化し、あるいは投資対象の評価損が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 配当政策について

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題のとして認識しており、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、業績に応じた株主への利益還元を継続的に行っていくことを基本方針としております。

当期の配当金は、この基本方針の下で、1株当たり20円の配当を実施することを決定いたしました。

なお、今後の配当実施の可能性及び実施額等については未定であります。

(9) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員及び従業員の業績向上に対する意欲を高めることを目的として、役員及び従業員にストックオプション（新株予約権）を付与しております。当連結会計年度末現在、新株予約権による潜在株式数は281,400株であり、同日現在の発行済株式総数17,644,900株の1.6%に相当しており、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

(10) 親会社等との関係について

本書提出日現在において、当社の発行済株式は、㈱日本政策投資銀行に24.5%所有されており、当社は同社の関連会社となっております。同社に関する当社株式への出資は成長投資、パイアウト投資及び不動産投資等の分野において協業を行うための投資であります。当社グループとしては今後も同社との協業を継続していく方針です。

また、同社グループに当社と同様の事業を営む会社はあるものの、事業領域が異なることから、現在競合となりうる状況は発生しておらず、今後発生する見込みも現時点ではありません。

今後、同社の経営方針の変更により、出資比率等が変更になる可能性があります。その場合、当社の事業展開及び業績に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

1) 役員の招聘

本書提出日現在において、以下の通り同社の役職員との兼任状況が継続しておりますが、業務・管理両面からの経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の助言を得ることを目的としているものであります。

当社グループにおける役職	氏名	各社における役職
取締役（非常勤）	近藤 健太	㈱日本政策投資銀行 企業投資部課長

2) 従業員の受入れ

当社グループは人事交流のため、同社から2名の出向者を受け入れております。なお、受入出向者は、当社グループの重要な意思決定に大きな影響を与える職位ではありません。

3) ファンドへの出資

当社グループが運営するファンドに対して、同社から出資を受け入れております。

(11) 資金使途について

新規上場及び東証一部への市場変更時における公募増資等の調達資金の使途は、キャッシュ・フロー投資戦略に基づく新規ファンドへの自己投資資金（間接投資となる場合を含みます）、航空機リースファンドへの自己投資資金（間接投資となる場合を含みます）、キャッシュ・フロー投資及び事業投資において投資を予定している投資案件への自己投資資金（ファンド経由の出資となる場合を含みます）として各々充当する方針であります。

当社グループは、これらの計画の実現に注力いたしますが、外部環境の変化等により、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初想定通りの時期に投資できない場合や、投資が実現した場合でも、当初想定した収益の確保が困難となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 持株会社体制への移行に関するリスク

当社グループは2021年7月1日に持株会社を設立する予定ですが、今後、本件に関り、予期せぬ損失及び費用が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国内外経済の下振れリスクや金融市場の変動など、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下で、株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行株式会社を中心に組成した「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（パイアウト1号ファンド）」において事業会社への新たな投資を行いました。また、伊藤忠商事株式会社と主に不動産・物流分野におけるテクノロジーによる成長支援をする「マーキュリア・ビズテック投資事業有限責任組合（ビズテックファンド）」においては、中間クローズを完了しました。

更に、当社が管理運営を行う「あすかDBJ投資事業有限責任組合（グロース1号ファンド）」にて保有する株式の売却による投資回収を行うことで成功報酬を計上しました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を主要因とする市場価格の下落により、当社グループが保有する営業投資有価証券にかかる損失を計上することとなりました。

新たなファンドとしては、伊藤忠エネクス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社などの事業パートナーと共同で組成した「エネクス・インフラ投資法人」のメガソーラーの追加取得による規模拡大を受け、同投資法人への売却を基本戦略とするインフラ・ウェアハウジングファンドを新たに組成しました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は6,183,866千円（前連結会計年度比31.1%増）、営業利益は772,439千円（前連結会計年度比58.4%減）、経常利益は757,589千円（前連結会計年度比57.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は525,126千円（前連結会計年度比57.8%減）となりました。

なお、当社グループは投資運用事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

②キャッシュ・フローの状況

（単位：千円）

	2019年12月期実績	2020年12月期実績
営業活動によるキャッシュ・フロー	△454,360	△176,087
投資活動によるキャッシュ・フロー	△28,089	△389,852
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,984	△149,855
換算差額他	△12,015	△22,291
現金及び現金同等物の期末残高	3,551,409	2,810,262

当社グループでは2016年12月期の東京証券取引所への上場時及び2017年12月期の東京証券取引所市場第一部への市場変更時の公募増資により調達した資金について、当社が運営するファンドへのセიმボート投資及び先行投資（タイミングブリッジ投資）に充当して参りました。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末からが741,147千円減少し、2,810,262千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローについては、新たに組成したインフラウェアハウジングファンドへのセიმボート投資等のファンド組成に付随する投資を行ったこともあり、当連結会計年度において営業活動の結果使用した資金は176,087千円となりました（前期は454,360千円の使用）。その他の主な要因としては、税金等調整前当期純利益757,589千円を計上したものの、営業貸付金が216,833千円増加し、法人税等の支払額649,326千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローについては、関係会社（非連結子会社）にて、海外進出を目指す事業会社等に対する戦略的ソリューションとして共同投資を行うべく、関係会社（非連結子会社）にて対する貸付（585,300千円）を行ったこともあり、当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は389,852千円となりました（前期は28,089千円の使用）。その他の主な要因としては、拘束性預金の預入による支出70,000千円、投資有価証券の取得による支出22,500千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローについては、投資資金の一部を金融機関から調達（287,300千円）しましたが、配当基本方針に従い配当金の支払い（334,521千円）、資本効率の向上と機動的な資本政策を目的として自己株式の取得（299,209千円）を行ったことこともあり、当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は149,855千円となりました（前期は5,984千円の使用）。その他の主な要因としては、長期借入れによる収入1,003,500千円、長期借入金の返済による支出1,202,500千円があったことによるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

当社グループで行う事業につきましては、投資運用事業の単一セグメントであり、生産、受注、販売実績を定義することが困難であるため、これらに代わるものとして、投資残高、営業収益及び営業総利益を記載しております。

a. 投資業務の実績

投資残高

科目	当連結会計年度末 (2020年12月31日現在)	前年同期比 (%)
運用資産残高 (千円)	182,416,490	△5.7

b. 営業収益及び営業総利益

① 営業収益

科目	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前年同期比 (%)
ファンド運用事業 (千円)	2,313,281	△21.5
自己投資事業 (千円)	3,724,430	114.1
その他 (千円)	146,154	352.3
合計 (千円)	6,183,866	31.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の営業収益及び当該営業収益の総営業収益に対する割合は次のとおりであります。

営業収益計上先	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
SR Focus L.P.	58,451	1.2	2,869,068	46.4
Spring Real Estate Investment Trust	1,091,199	23.1	1,095,715	17.7
あすかDBJ投資事業有限責任組合	1,479,057	31.3	549,130	8.9
マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合	524,754	11.1	382,000	6.2
Origin Property Public Co.,Ltd.	863,887	18.3	—	—

② 営業総利益

科目	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前年同期比 (%)
ファンド運用事業 (千円)	2,313,281	△22.2
自己投資事業 (千円)	△33,145	—
その他 (千円)	146,154	352.3
合計 (千円)	2,426,290	△35.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

重要な会計方針及び見積りについては、「第5 経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。営業投資有価証券及び営業貸付金に係る重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼす場合があります。

当社グループでは、運営するファンドに対するセイムポート投資として、営業投資有価証券及び営業貸付金を保有しております。

時価のある営業投資有価証券については、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行っております。時価を把握することが極めて困難と認められる営業投資有価証券については、投資先の財政状態の悪化による実質価額の著しい低下の有無等により減損処理の要否を、営業貸付金については、回収可能性の判断に基づき貸倒引当金の要否を検討しております。

減損処理の要否を検討する際の投資先の実質価額の見積り、及び貸倒引当金の要否を検討する際の回収可能性の見積りについては、投資先の財政状態、損益の状況、投資時事業計画との乖離状況、将来キャッシュ・フローの状況等を勘案して、検討を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、2021年12月末には収束し、経済は正常化すると想定により、現時点においては、営業投資有価証券及び営業貸付金の評価を通じた短期的な業績への影響はあるものの、長期的な業績への影響は限定的であるものと判断しております。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 経営成績の分析

(単位：千円)

	2019年12月期 実績	2020年12月期 実績	対前期比	2020年12月期 業績予想	対業績 予想比
ファンド運用事業	2,946,688	2,313,281	79%		
管理報酬	1,700,668	1,750,042	103%		
成功報酬	1,246,020	563,239	45%		
自己投資事業	1,739,323	3,724,430	214%		
その他	32,313	146,154	452%		
営業収益	4,718,325	6,183,866	131%	5,900,000	105%
営業原価	983,066	3,757,575	382%		
営業総利益	3,735,259	2,426,290	65%		
販売費及び一般管理費	1,879,066	1,653,851	88%		
営業利益	1,856,193	772,439	42%	750,000	103%
経常利益	1,800,260	757,589	42%	750,000	101%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,244,567	525,126	42%	500,000	105%

(営業収益)

ファンド運用事業において、管理報酬についてはビズテックファンド及びインフラウェアハウジングファンド等のファンドレイズもあり対前期比において増加しましたが、成功報酬については当社が設立時より管理運営を行う「あすかDBJ投資事業有限責任組合（グロース1号ファンド）」にて投資回収が順調に進み成功報酬が発生しましたが、2019年12月期が高水準であったことの反動もあり対前期比において減少しました。全体としては、ファンド運用事業の営業収益は2,313,281千円（前期比21.5%減）となりました。

また、自己投資事業において、当社グループが保有するSpring REITユニットの運営ファンドへの譲渡が行われ、当該取引がその方法により営業収益が純額ではなく、総額にて計上されたこともあり、対前期比において増加し、自己投資事業の営業収益は3,724,430千円（前期比114.1%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は6,183,866千円（前期比31.1%増）となりました。

(営業原価)

営業原価は、新型コロナウイルス感染症の拡大を主要因とした市場価格の下落もあり、自己投資事業において行った運営ファンドへのSpring REITユニットの譲渡取引において損失が生じたこと、保有営業投資有価証券において評価損失を計上したことにより、営業原価は3,757,575千円（前期比282.2%増）となりました。

この結果、営業総利益は前連結会計年度より1,308,969千円減少し2,426,290千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度は、前連結会計年度と比較して225,214千円減少し、1,653,851千円となりました。

この結果、営業利益は前連結会計年度より1,083,754千円減少し772,439千円となりました。

(営業外損益)

当連結会計年度は、前連結会計年度と比較して営業外収益は64,032千円増加し66,945千円となりました。これは主に受取配当金47,261千円の計上によるものであります。

また、営業外費用は22,949千円増加し81,795千円となりました。これは主に為替差損51,282千円及び融資関連費用16,330千円の計上によるものであります。

この結果、経常利益は前連結会計年度より1,042,671千円減少し、757,589千円となりました。

(特別損益)

当連結会計年度における特別損益の発生はありませんでした。

税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ1,042,449千円減少し757,589千円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度より719,441千円減少し525,126千円となりました。

(b) 財政状態の分析

(単位：千円)

資産	2019年12月 末残高	2020年12月 末残高	2020年12月 末構成比	負債/純資産	2019年12月 末残高	2020年12月 末残高	2020年12月 末構成比
現金及び預金	3,551,409	2,880,262	19%	借入金	1,202,500	1,296,750	9%
営業未収入金	253,683	373,914	2%	その他負債	1,558,675	1,286,908	9%
営業投資有価証券/営業貸付金	10,814,846	10,270,016	68%	負債合計	2,761,175	2,583,658	17%
投資有価証券	282,685	305,185	2%	自己資本	12,165,503	11,908,432	79%
その他資産	601,588	1,223,238	8%	その他純資産	577,534	560,524	4%
資産合計	15,504,211	15,052,615	100%	純資産合計	12,743,037	12,468,956	83%

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比較して451,597千円減少して15,052,615千円となりました。

現金及び預金は、主に新たに組成したインフラウェアハウジングファンドへのセიმボート投資等のファンド組成に付随する投資を行ったこと、配当基本方針に従い配当金の支払い、資本効率の向上と機動的な資本政策を目的として自己株式の取得を行ったこともあり、前連結会計年度から671,147千円減少し、2,880,262千円となりました。

営業投資有価証券/営業貸付金は、新たに組成したインフラウェアハウジングファンドへのセიმボート投資等のファンド組成に付随する投資を行った一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を主要因とした市場価格の下落もあり、自己投資事業において行った運営ファンドへのSpring REITユニットの譲渡取引において損失が生じたこと、保有営業投資有価証券において評価損失を計上したこともあり、前連結会計年度から544,830千円減少し、10,270,016千円となりました。

その他の主な要因としては、関係会社短期貸付金が293,250千円、繰延税金資産（長期）が346,721千円増加しました。

(負債)

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末と比較して177,516千円減少して2,583,658千円となりました。

借入金は、金融機関からの借入が期間満了を迎えたため借換を行うとともに、投資資金の一部を金融機関から調達（287,300千円）したこともあり、前連結会計年度から94,250千円増加し、1,296,750千円となりました。

その他の主な要因としては、未払法人税等が183,551千円、未払金/長期未払金が123,977千円減少しました。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末と比較し274,081千円減少して12,468,956千円となりました。

自己資本は、当連結会計年度における親会社に帰属する当期純利益525,126千円を計上しましたが、配当基本方針に従い配当金の支払い、資本効率の向上と機動的な資本政策を目的として自己株式の取得を行ったこと、加えて新型コロナウイルス感染症の拡大を主要因とした市場価格の下落もあり、その他有価証券評価差額金が減少したこともあり、前連結会計年度から257,071千円減少し、11,908,432千円となりました。

その他純資産は、前連結会計年度から17,010千円減少し、560,524千円となりました。

(c) キャッシュ・フローの状況

第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況に記載のとおりであります。

(d) 資本の財源及び資金の流動性の状況

当社グループの資金需要のうち主なものは、投資対象への自己投資資金（間接投資やファンド経由の出資となる場合を含みます）及び人件費をはじめとした販売費及び一般管理費等であります。

これらの資金需要に対応するための財源は、営業活動によるキャッシュ・フローで得られる自己資金、並びに上場時及び市場変更時の新株発行により調達した資金とすることを基本方針としておりますが、必要に応じて金融機関からの借入等により調達していく考えであります。

4 【経営上の重要な契約等】

（単独株式移転による持株会社体制への移行について）

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、当社の定時株主総会における承認決議等の所定の手続が得られることを前提として、2021年7月1日（予定）を期日として、当社単独による株式移転により持株会社（完全親会社）である「株式会社マーキュリアホールディングス」を設立し、持株会社体制へ移行することについて決議いたしました。

なお、2021年3月30日に開催された当社の定時株主総会において、株式移転計画について承認されております。その内容につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりです。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額（敷金及び保証金は含まない）は5,837千円となりました。設備投資の主な内容は、従業員数の増加に対応するため、PCの購入及びオフィス機器の購入を行ったものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具器具備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	投資運用事業	事業所	7,211	5,837	13,048	46

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

2. 上記のほか、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社	事業所	42,484

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

(2) 在外子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				建物 (千円)	工具器具備品 (千円)	合計 (千円)	
Spring Asset Management Limited	本社 (香港)	投資運用事業	事業所	69,932	—	69,932	8
MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.	本社 (中国北京)	投資運用事業	事業所	—	1,014	1,014	7

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

2. 上記のほか、連結会社以外から賃借している設備の内容は下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.	本社 (中国北京)	事業所	16,437

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	45,000,000
計	45,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （2020年12月31日）	提出日現在発行数 （株） （2021年3月30日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,644,900	17,657,500	東京証券取引所 （市場第一部）	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であります。ま た、1単元の株式数は 100株であります。
計	17,644,900	17,657,500	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第1回新株予約権（2015年3月31日定時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 16 当社子会社役職員 11	同左
新株予約権の数（個）	338	338
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	202,800 (注1、6)	202,800 (注1、6)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	311 (注2、6)	311 (注2、6)
新株予約権の行使期間	自 2017年12月1日 至 2025年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 311 資本組入額 156 (注6)	発行価格 311 資本組入額 156 (注6)
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる当社普通株式の数（以下、「付与株式数」という。）は600株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。

2. 決議日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／株式分割又は株式併合の比率

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

調整後行使価額＝調整前行使価額×（既発行株式数＋新規発行株式数×1株当たり払込金額／時価）
／（既発行株式数＋新規発行株式数）

i 行使価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。

ア 当社の株式公開（下記 イ）に定める場合をいう）の日の前日以前の場合

調整後行使価額を適用する日（以下、「適用日」という）の前日における調整前行使価額

イ 当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合（「株式公開」という）

適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式の上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出するものとする。

- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とするものとする。
 - iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
3. (1) 新株予約権の割り当てを受けた当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役及び使用人又は当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではないものとする。
- (2) 新株予約権の割り当てを受けた当社の受入出向者は、新株予約権行使時において、当社への出向を継続していること、あるいは当社への転籍を行っていることを要するものとする。
- (3) 新株予約権の割り当てを受けた外部協力者は、新株予約権行使時において、当社の外部協力者の地位にあることを要するものとする。
- (4) 当社普通株式にかかる株式公開があった場合、新株予約権を行使することができるものとする。
- (5) 当社普通株式にかかる株式公開を取り止める旨の取締役会決議、もしくは、株式公開を取り止める旨の取締役会への報告がなされた場合、新株予約権を行使することができるものとする。
- (6) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
以下の(i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (v) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記に準じて決定する。

6. 2016年7月5日開催の取締役会決議により、2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2016年12月16日開催の取締役会決議により、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

また、当社はストックオプション制度に準じた制度として第2回新株予約権を発行しております。

②第2回新株予約権（2015年12月18日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 24	同左
新株予約権の数（個）	131	110
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	78,600 (注1、6)	66,000 (注1、6)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	311 (注2、6)	311 (注2、6)
新株予約権の行使期間	自 2017年12月1日 至 2025年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 317 資本組入額 159 (注6)	発行価格 317 資本組入額 159 (注6)
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる当社普通株式の数（以下、「付与株式数」という。）は600株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。

2. 決議日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／株式分割又は株式併合の比率

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）
- $$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} / \text{時価})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。
- ア 当社の株式公開（下記 イ）に定める場合をいう）の日の前日以前の場合
調整後行使価額を適用する日（以下、「適用日」という）の前日における調整前行使価額
- イ 当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合（「株式公開」という）
適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式の上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出するものとする。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とするものとする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
3. (1) 新株予約権の割り当てを受けた当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役及び使用人又は当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではないものとする。
- (2) 当社普通株式にかかる株式公開があった場合、新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 当社普通株式にかかる株式公開を取り止める旨の取締役会決議、もしくは、株式公開を取り止める旨の取締役会への報告がなされた場合、新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使することができないものとする。
- ① 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項、第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
- ② 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- ③ 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。
- ④ 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本(5)④への該当を判断するものとする。）。
4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約

権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

① 以下の(i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(v) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(5)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

6. 2016年7月5日開催の取締役会決議により、2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2016年12月16日開催の取締役会決議により、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2016年8月1日 (注) 1	3,886,470	3,906,000	—	429,050	—	399,050
2016年10月14日 (注) 2	531,000	4,437,000	356,101	785,151	356,101	755,151
2016年11月16日 (注) 3	135,100	4,572,100	90,601	875,753	90,601	845,753
2017年1月1日 (注) 4	9,144,200	13,716,300	—	875,753	—	845,753
2017年12月15日 (注) 5	2,500,000	16,216,300	1,666,875	2,542,628	1,666,875	2,512,628
2017年12月26日 (注) 6	510,000	16,726,300	340,043	2,882,671	340,043	2,852,671
2017年12月1日～ 2017年12月31日 (注) 7	508,200	17,234,500	79,202	2,961,872	79,202	2,931,872
2018年1月1日～ 2018年12月31日 (注) 7	231,600	17,466,100	36,014	2,997,886	36,014	2,967,886
2019年1月1日～ 2019年12月31日 (注) 7	140,400	17,606,500	22,201	3,020,087	22,201	2,990,087
2020年1月1日～ 2020年12月31日 (注) 7	38,400	17,644,900	6,086	3,026,174	6,086	2,996,174

(注) 1. 株式分割 (1 : 200) によるものであります。

2. 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,450円
引受価額 1,341.25円
資本組入額 670.625円
払込金総額 712,204千円

3. 有償第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,450円
引受価額 1,341.25円
資本組入額 670.625円
払込金総額 181,203千円

4. 株式分割 (1 : 3) によるものであります。

5. 有償一般募集

発行価格 1,406円
引受価額 1,333.5円
資本組入額 666.75円
払込金総額 3,333,750千円

6. 有償第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,406円
引受価額 1,333.5円
資本組入額 666.75円
払込金総額 680,085千円

7. 新株予約権の行使による増加であります。

8. 2021年1月1日から2021年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が12,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,997千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	17	19	25	42	8	3,664	3,775	－
所有株式数（単元）	－	64,737	2,226	28,876	29,907	278	50,405	176,429	2,000
所有株式数の割合（％）	－	36.69	1.26	16.37	16.95	0.16	28.57	100.00	－

（注）自己株式531,511株は、「個人その他」に5,315単元、「単元未満株式の状況」に11株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町1-9-6	4,200,000	24.54
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	2,426,000	14.18
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U. K.	1,048,863	6.13
GOLDMAN SACHS & CO. REG	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA	962,900	5.63
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1-8-12	679,100	3.97
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	582,000	3.40
豊島俊弘	東京都大田区	526,400	3.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	481,000	2.81
合同会社ユニオン・ベイ	東京都千代田区九段南3-9-4	424,000	2.48
石野英也	東京都港区	326,400	1.91
計	—	11,656,663	68.11

- （注）1. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数のうち、325,600株は株式報酬制度の信託財産であり、連結財務諸表において自己株式として表示しております。
2. 2020年8月7日付で、ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社より当社株式に係る大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2020年7月31日現在で同社が1,087,900株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2020年12月31日現在における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。
3. 2020年8月7日付で、株式会社ヴァレックス・パートナーズより当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2020年8月3日現在で同社が920,100株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2020年12月31日現在のける実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 531,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 17,111,400	171,114	—
単元未満株式	普通株式 2,000	—	—
発行済株式総数	17,644,900	—	—
総株主の議決権	—	171,114	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の普通株式数には、株式報酬制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式325,600株 (議決権の数3,256個) が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社 マーキュリア インベストメント	東京都千代田区内 幸町一丁目3番3号	531,500	—	531,500	3.01
計	—	531,500	—	531,500	3.01

(注) 株式報酬制度の信託財産として株式会社カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式325,600株は、上記の自己株式等には含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(取締役に対する株式報酬制度)

当社は、2018年3月29日開催の第13回定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除きます）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます）を導入しております。

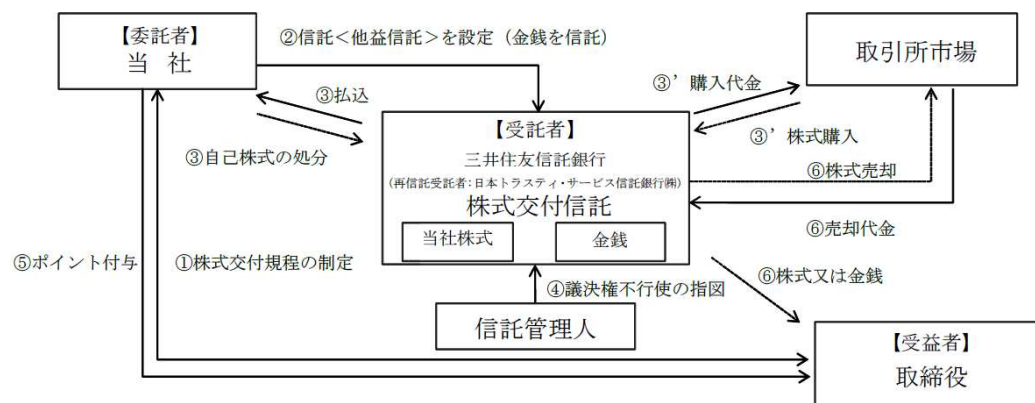
1. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます）が当社株式を取得し、当社が当該取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該取締役に交付される、という株式報酬制度です。

また、本制度においては、2018年12月31日で終了する事業年度から2020年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」といいます）の間に在任する当社取締役に対して当社株式が交付されます。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

<本制度の仕組み>



- ①当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ②当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。
- ③受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者としてします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

<本信託の概要>

- ①委託者：当社
- ②受託者：三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
- ③受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者
- ④信託管理人：当社及び当社役員と利害関係のない第三者を選定しております
- ⑤議決権行使：信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
- ⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦信託契約日：2018年5月15日
- ⑧信託の期間：2018年5月15日～2021年5月末日（予定）
- ⑨信託の目的：株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

2. 取締役取得させる予定の株式の総数

125,700株

3. 当該株式給付信託による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役のうち受益者要件を満たす者

（従業員に対する株式報酬制度）

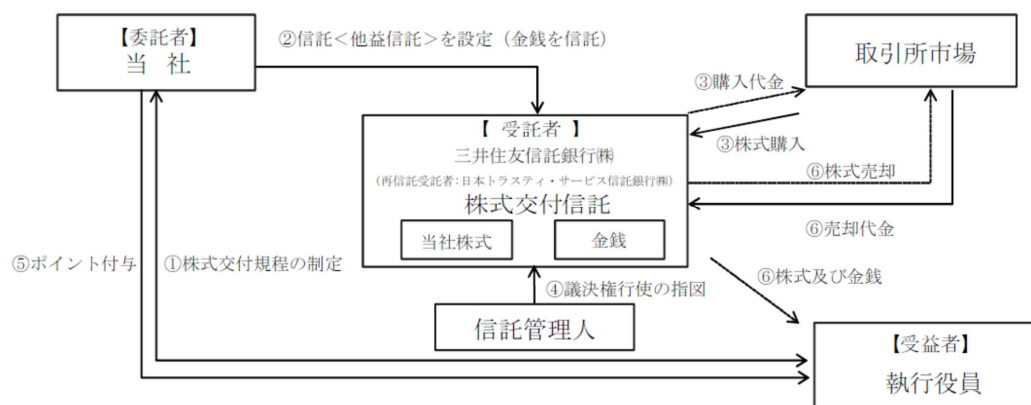
当社は、2019年5月17日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、従業員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます）を導入しております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます）が当社株式を取得し、当社が従業員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該従業員に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時です。

＜本制度の仕組み＞



①当社は従業員を対象とする株式交付規程を制定します。

②当社は従業員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。

③受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

④信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者として）を定めます。本信託内の当社株式については、信託管理人が受託者に対して議決権行使等の指図を行います

⑤株式交付規程に基づき、当社は従業員に対しポイントを付与していきます。

⑥株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした従業員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

<本信託の概要>

- ①委託者：当社
- ②受託者：三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
- ③受益者：株式交付規程に定める受益者要件を満たす者
- ④信託管理人：当社及び当社役員と利害関係のない第三者を選定しております
- ⑤議決権行使：本信託内の株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います
- ⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦信託契約日：2019年6月3日
- ⑧信託の期間：2019年6月3日～2029年5月末日（予定）
- ⑨信託の目的：株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

2. 従業員に取得させる予定の株式の総数

199,900株

3. 当該株式給付信託による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式交付規程に定める受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2020年3月19日) での決議状況 (取得期間2020年3月23日～2020年12月31日)	上限880,000	上限616,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	531,400	297,753,300
残存決議株式の総数及び価額の総額	348,600	318,246,700
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	39.6	51.7
当期間における取得自己株式	531,400	297,753,300
提出日現在の未行使割合 (%)	39.6	51.7

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (一)	-	-	-	-
保有自己株式数	531,511	-	531,511	-

(注) 1 当期間における保有自己株式数には、2021年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

2 株式報酬制度に係る信託が取得した当社株式は、上記に含めておりません。

3 【配当政策】

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題と認識しており、内部留保を確保しつつ財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、業績に応じた株主への利益還元を継続的に行っていくことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり20円の配当とさせて頂きました。内部留保資金の使途につきましては、財務体質を考慮しつつ今後の事業展開に向けた戦略投資の資金として充当する方針であります。

当社は、剰余金の配当につき、期末配当の年1回を基本方針としており、その決定機関は株主総会であります。また、当社は、中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款で定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2021年3月30日 定時株主総会決議	342	20

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値向上のため、株主、取引先、従業員及び地域社会などあらゆる利害関係者に対する経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけて考えており、社会的責任を果たすことが、長期的な業績向上や持続的成長といった目的に整合すると考えております。

そして、コーポレート・ガバナンスを適切に機能させ、公正性と透明性の高い事業活動を行うことで、この社会的責任を果たすことが出来るものと考えております。

当社では、事業活動の適法性、適切性を確保するための経営の監督・監視機能の必要性を十分に認識しており、取締役会の経営監視機能の活性化、社外監査役のモニタリング機能の強化、コンプライアンス体制の強化及び情報開示の徹底に取り組み、取締役・監査役を中心とした経営統治機構の整備・運用を進めることで有効なコーポレート・ガバナンスを機能させるよう努めております。

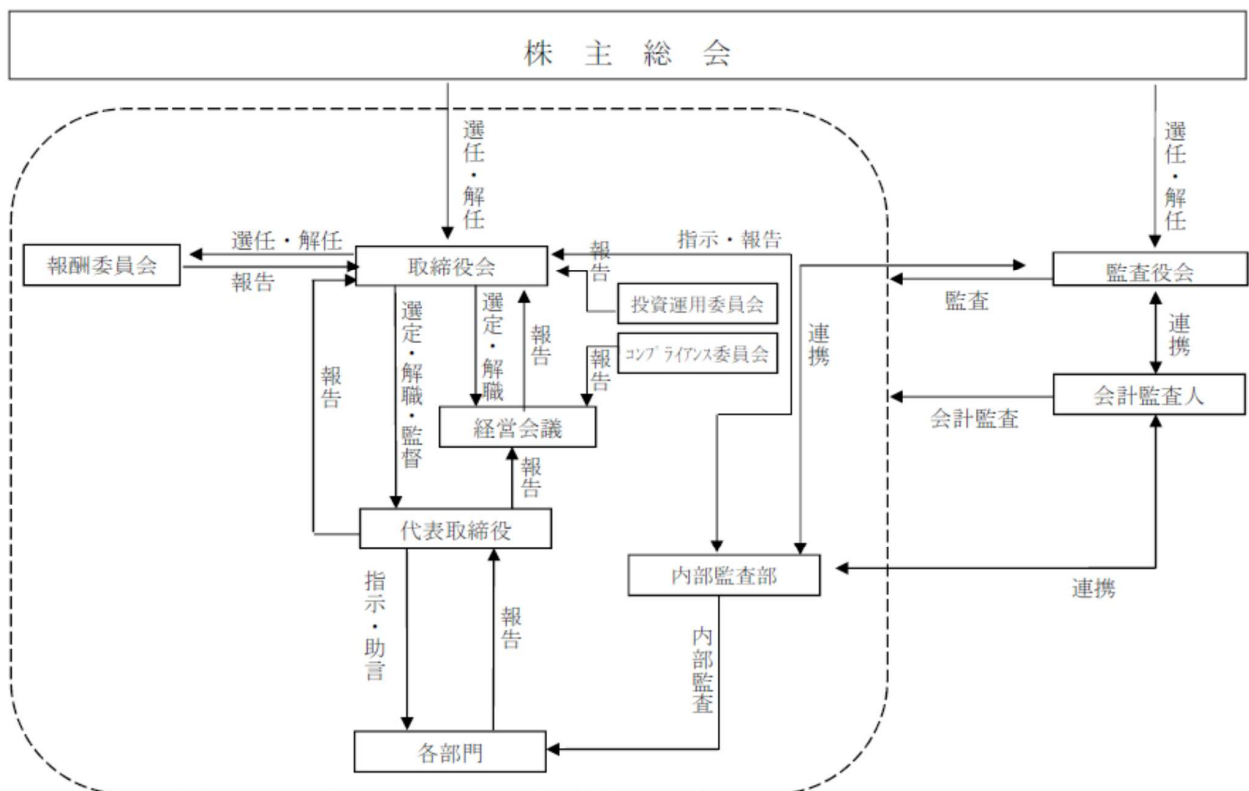
② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

取締役及び監査役会の法定機関のほか、業務執行に関し重要な審議決定を行う経営会議等を設置しております。また、経営監視機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会及び監査役会ともそれぞれ構成員の過半数の社外取締役（7名中4名）、社外監査役（3名中全員）を選任しているほか、コンプライアンス委員会、コンプライアンス部及び内部監査部等を設置し、法令等遵守を含むガバナンス状況全般につき常時チェックを行い、定期的に取り締役に報告を行う体制をとっております。更に、取締役の報酬を決定する報酬委員会を設置することにより、取締役の報酬の決定に関する透明性と客観性を高めております。

なお、各構成員につきましては、「a. 会社の機関の基本説明」に記載の通りです。

現時点では、以上の企業統治体制により、当社のコーポレート・ガバナンスは有効に機能しているものと考えております。

当社の経営組織その他コーポレート・ガバナンス体制の模式図



ア. 会社の機関の基本説明

イ. 取締役会

当社では、経営の執行に関し、迅速な経営判断を行うため、取締役7名（うち社外取締役4名）で構成した定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、議長は代表取締役が務めており、構成員の氏名につきましては、「（2）役員の状況 ①役員一覧」に記載のとおりです。

取締役会では、法令及び定款に定められた事項のほか重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項を付議しております。

ロ. 監査役・監査役会

当社では、経営に対する監査の強化を図るため、会社の機関として監査役3名（全員社外監査役）から構成される監査役会を設置しております。監査役会は、原則月1回開催し、監査役による監査の向上を図っております。また、監査役は取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は社内の重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べております。なお、議長は常勤監査役が務めており、構成員の氏名につきましては、「（2）役員の状況 ①役員一覧」に記載のとおりです。

監査役会は、監査機能の維持強化を図るとともに、会計監査人及び内部監査部と積極的に情報交換を行い緊密な連携をとっております。

常勤監査役は、当社の業務に精通し、コーポレート・ガバナンスに精通した人物を監査役候補者として選任し、株主総会に諮っております。社外監査役については、コーポレート・ガバナンスの観点から適切と思える人物を社外監査役候補者として選任し、株主総会に諮っております。

ハ. 経営会議

当社では、業務執行に関し重要事項を審議決定し、併せて重要な日常業務の報告を行うため、経営会議を設け、原則として毎月1回以上開催しております。

経営会議は、常勤取締役及び執行役員のうち取締役会で選定されたもので構成されております。なお、議長は代表取締役豊島俊弘が務めており、構成員は代表取締役豊島俊弘、取締役である石野英也、小山潔人、執行役員である中井竜馬、許曉林、滝川祐介の6名により構成されております。

二. 内部監査

内部監査については、独立した組織として内部監査部を設けており、専任の内部監査部担当者1名が年間にわたる内部監査実施計画に沿って、当社グループ全体をカバーするように業務全般にわたる効率性、内部統制の有効性及びコンプライアンス状況についての監査を実施しております。監査結果は取締役会及び対象部門長に対して報告され、業務改善の必要性のある項目に関しては、各々監査結果を踏まえた改善対応を行っております。

また、適宜、会計監査人及び監査役と情報交換を行っており、監査効率の向上を図っております。

ホ. 投資運用委員会

投資運用委員会は、当社の投資判断・運用業務について、投資方針、投資対象選定基準、運用ガイドライン、IR、ディスクロージャー、資産の運用及び管理等に関する重要な事項等の適切性等を審議・決定し、当該審議の内容及び結果を「職務権限規程」に従い、取締役会若しくは経営会議に報告しております。投資運用委員会は、代表取締役、執行役員（資産投資部、事業投資部、コンプライアンス部若しくは管理部を管掌する者に限る。）、資産投資部長、事業投資部長、投資運用責任者、営業IR部長、コンプライアンス部長、管理部長をもって構成しております。

ヘ. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、会社の業務全体における法令遵守、コンプライアンス及びリスク管理全般、コンプライアンス関連規程及びリスク管理規程の制定・改廃、利害関係人との取引の妥当性、当社の投資判断・運用業務に関する重要な事項について、関係諸法令、規則、社内規程等の遵守のほか、公共性の観点から審議し、「職務権限規程」に従い、取締役会若しくは経営会議に審議の内容及び結果を報告しております。

その他、金融商品取引法を中心とした法令やガイドラインその他に対する遵守体制を構築しております。コンプライアンス委員会は、代表取締役、執行役員（コンプライアンス部若しくは管理部を管掌する者に限る。）、資産投資部長、事業投資部長、営業IR部長、コンプライアンス部長、管理部長をもって構成しております。

ト．報酬委員会

当社は、取締役の報酬の決定に関する透明性と客観性を高めるため、報酬委員会を設置し、株主総会が決定する報酬総額の範囲内において、取締役会の委任を受け、取締役の報酬を決定しております。

報酬委員会は、代表取締役豊島俊弘、社外取締役岡橋輝和及び社外有識者１名の３名により構成され、委員長は代表取締役豊島俊弘が務めております。

ｂ．内部統制システム整備の状況

当社は、会社法の規定に従い、取締役会決議により「内部統制システムの基本方針」を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他当社の業務並びに当社及び当社の子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図るとともに、その運用の徹底に努めております。

具体的には、取締役の職務が法令及び定款に適合するための体制、損失の危険の管理に関する体制、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、当社及び当社の子会社からなる当社グループにおける業務の適正を確保するための体制、財務報告の信頼性を確保するための体制、監査役を補助すべき使用人とその使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役への報告に関する体制、その他監査役監査の実効性を確保するための体制等につき取締役会決議を行い、必要に応じて、これを改定しております。

当該内部統制システムの整備・運用状況については、監査役・監査役会、コンプライアンス部及び内部監査部等が監視・監査を行い、その徹底及び継続的な改善に努めております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制としては、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス部を設置し、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理全般について、関係諸法令や公共性の観点から審議し、企業の社会的責任を深く自覚し、社会の利益及び法令を遵守しながら、収益性をもって事業活動を行っております。

ｃ．当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」において当社及び子会社からなる当社グループの業務の適正を確保するための体制を定めるとともに、当該体制が適切に確立されるよう必要な措置をとることとしております。そのため、当社グループ全体に適用される企業行動規範を制定するとともに、関係会社管理規程を制定し、職務執行に係る重要な事項の承認及び報告を義務付ける等、指導、監督を行っており、また、子会社からの毎月の財務情報を当社取締役会に報告しております。

また、当社監査役及び内部監査部は、子会社の重要な業務運営について、法令及び定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告しております。

③ リスク管理体制の整備状況

当社は、コンプライアンス部が中心となり各部門にリスク管理責任者を置き業務執行などに関する情報を収集・共有することにより、リスクの迅速な把握と未然防止に努めております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。

⑦ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年６月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑧ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

⑨ 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。責任の限度額は法令に規定する額としております。当社は、社外取締役及び社外監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

⑩ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 10名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 CEO	豊島 俊弘	1962年9月20日生	1985年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2001年8月 世界銀行入行 2004年10月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2005年10月 当社 取締役就任 2008年10月 当社 代表取締役就任（現任） 2009年5月 Beijing Hua-re real-estate Consultancy Co.,Ltd. Director就任（現任） 2011年8月 MIBJ Consulting (Beijing) Co.,Ltd.Director就任（現任） 2012年10月 株式会社アドミラルキャピタル 取締役就任（現任） 2013年1月 Spring Asset Management Limited Director就任（現任） 2013年1月 Wownew (Beijing)Commerce Co.,Ltd. Director就任（現任） 2014年1月 Allport Ltd. Director就任（現任） 2014年12月 合同会社ユニオン・ベイ 代表社員就任（現任）	(注) 3	950,400 (注)5
取締役COO 資産投資 部長	石野 英也	1963年9月16日生	1986年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社（現シティグループ証券株式会社）入社 2000年4月 スパイラルスター株式会社入社 2001年4月 ハローネットワークアジア株式会社 代表取締役副社長就任 2003年6月 スターキャピタルパートナーズ株式会社 取締役就任 2004年3月 スポーツバンガード株式会社 取締役副社長就任 2007年9月 アイ・キャピタル・インベストメント・アドバイザーズ株式会社（現MCP投資顧問株式会社） 社外取締役就任 2008年6月 当社 入社 2010年3月 当社 取締役就任（現任） 2011年6月 ユニファイドサービス株式会社 取締役就任（現任） 2011年8月 MIBJ Consulting (Beijing) Co.,Ltd. Director就任（現任） 2011年9月 ADC International Limited Director就任（現任） 2013年4月 Spring Asset Management Limited Director就任（現任） 2013年10月 株式会社アドミラルキャピタル 取締役就任（現任） 2014年12月 一般社団法人イズミ 職務執行者就任（現任） 2018年3月 Flight Plan Aviation Capital 2017-1 Limited Director就任（現任） 2019年1月 MIC International Limited Director就任（現任） 2019年3月 エネクス・アセットマネジメント株式会社 取締役就任（現任）	(注) 3	326,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役CIO 事業投資 部長	小山 潔人	1966年2月19日生	1990年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2008年9月 当社 取締役就任（現任） 2014年6月 株式会社日本政策投資銀行 企業投資部部長 2016年5月 シンクス株式会社 取締役就任（現任） 2016年5月 シンクステコム株式会社 取締役就任（現任） 2016年7月 当社 転籍 2016年11月 株式会社ビジネスマーケット 取締役就任（現任） 2017年9月 株式会社ツノダ 取締役就任（現任） 2018年12月 FL EN Company Limited Director就任（現任） 2019年12月 旭東压铸（上海）有限公司 董事就任（現任） 2019年12月 水谷精密零件制造（上海）有限公司 董事就任（現任） 2019年12月 上海水谷精密模具制造有限公司 董事就任（現任） 2019年12月 旭東汽车零部件制造（南通）有限公司 董事就任（現任） 2020年2月 水谷産業株式会社 取締役就任（現任） 2020年8月 CF Focus Limited Director就任（現任） 2020年8月 VGI General Partner Co., Ltd. Director就任（現任）	(注) 3	86,800
取締役	近藤 健太	1978年3月13日生	2000年4月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2017年4月 同行 企業金融6部課長 2020年6月 同行 企業投資部課長（現任） 2020年6月 株式会社シーユーシー社外取締役（現任） 2021年3月 当社 取締役就任（現任）	(注) 3	-
取締役	赤松 和人	1966年11月28日生	1991年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2007年6月 ADインベストメント・マネジメント株式会社取締役就任 2011年4月 伊藤忠商事株式会社 建設第一部建設事業統括 2012年4月 同社 建設・金融部門企画統轄課長 2016年4月 同社 建設第一部長代行 2019年4月 同社 建設第二部長代行（現任） 2021年3月 当社 取締役就任（現任）	(注) 3	-
取締役	岡橋 輝和	1949年11月25日生	1972年4月 三井物産株式会社入社 2006年4月 同社 執行役員就任 同社 関西支社副支社長就任 2009年4月 カナダ三井物産株式会社 社長就任 2011年5月 セイコーホールディングス株式会社顧問就任（現任） 2012年3月 株式会社インフォーマット 取締役就任（現任） 2014年6月 山九株式会社 取締役就任（現任） 2016年3月 当社 取締役就任（現任）	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	佐々木 敏夫	1952年3月3日生	1974年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2004年4月 同行 常務執行役員就任 2005年3月 みずほキャピタル株式会社 専務取締役就任 2006年6月 中央不動産株式会社 代表取締役副社長就任 2007年7月 いすゞ自動車株式会社 上席執行役員就任 2010年6月 同社 取締役常務執行役員就任 2011年2月 同社 取締役専務執行役員就任 2014年4月 いすゞ自動車近畿株式会社 代表取締役会長就任 2016年4月 いすゞシステムサービス株式会社 代表取締役会長就任 2017年4月 同社 相談役就任 2018年3月 当社 取締役就任（現任） 2018年4月 中央不動産株式会社 顧問就任	(注) 3	-
常勤監査役	石堂 英也	1952年8月17日生	1976年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1996年4月 同行 金融法人部次長 2001年6月 同行 市場事務部長 2004年4月 同行 外為営業第一部長 2006年4月 共立株式会社 営業開発部長 2010年4月 協和株式会社 監査役就任 2010年6月 共立株式会社 監査役就任 2015年6月 共立インシュアランス・ブローカー株式会社 監査役就任 2015年10月 当社 監査役就任（現任）	(注) 4	10,000
監査役	増田 健一	1963年1月11日生	1988年4月 最高裁判所司法研修所修了・第二東京弁護士会登録 1988年4月 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）入所 1993年9月 ニューヨーク州弁護士登録 1997年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）パートナー就任（現任） 2006年11月 あすかコーポレートアドバイザーズ株式会社 監査役就任（現任） 2007年5月 ライフネット生命保険株式会社 監査役就任（現任） 2011年3月 株式会社ブリヂストン 監査役就任 2016年3月 同社 取締役就任（現任） 2016年5月 当社 監査役就任（現任） 2020年3月 中外製薬株式会社 監査役（現任）	(注) 4	-
監査役	藤村 健一	1967年7月31日生	1990年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行 2011年6月 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社取締役 2013年4月 三井住友信託銀行株式会社 本店営業第八部次長 2015年4月 同行 松山支店長 2017年2月 同行 理事 名古屋営業第一部長 2018年7月 同行 福岡支店兼福岡天神支店 理事 支店長 2021年1月 同行 理事 情報開発部長（現任） 2021年3月 当社 監査役就任（現任）	(注) 4	-
計					1,373,600

(注) 1. 取締役 近藤健太、赤松和人、岡橋輝和及び佐々木敏夫は、社外取締役であります。

2. 監査役 石堂英也、増田健一及び藤村健一は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2021年3月30日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、石堂英也氏及び増田健一氏については、2020年3月26日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時まで、藤村健一氏については、2021年3月30日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時まで、であります。
5. 代表取締役豊島俊弘の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社ユニオン・ベイが所有する株式数を含んでおります。
6. 当社では、意思決定・監督と職務執行を分離することにより、それぞれの役割と責任を明確化し、機能の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

執行役員は以下のとおりであります。

執行役員	営業IR部長	中井 竜馬
執行役員	中国事業統括	許 曉林
執行役員	管理部長	滝川 祐介

② 社外役員の状況

当社は社外取締役4名及び社外監査役3名を選任しております。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針は定めていませんが、選任に当たっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外監査役石堂英也氏は、提出日現在、当社普通株式を10,000株所有しておりますが、当社と社外取締役及び社外監査役との間には、その他に人的・資金的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

当社が社外取締役及び社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、企業財務及び企業法務等の豊富な経験を有する社外取締役及び社外監査役で構成することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することです。

社外取締役近藤健太氏は、当社の発行済株式総数の24.5%を保有する株式会社日本政策投資銀行の投資部門に所属し、日本のみならず海外への成長投資に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を得られると判断したため招聘しております。

社外取締役赤松和人氏は、当社の発行済株式総数の14.2%を保有する伊藤忠商事株式会社の建設・物流部門に所属し、日本のみならず海外も含めた不動産投資分野に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を得られると判断したため招聘しております。

社外取締役岡橋輝和氏は、三井物産株式会社に要職を歴任後、カナダ三井物産株式会社の社長の経験を有していることから、独立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を得られると判断したため招聘しております。

社外取締役佐々木敏夫氏は、株式会社みずほ銀行で要職を歴任後、いすゞ自動車株式会社の取締役専務執行役員を含む数社の経営管理の経験を有していることから、独立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための助言・提言を得られると判断したため招聘しております。

社外監査役石堂英也氏は、株式会社みずほ銀行を歴任後、監査役としての豊富な経験を有していることから、経営を独立的な立場で監査することができると判断したため招聘しております。

社外監査役増田健一氏は、法律事務所において弁護士としての豊富な経験を有していることに加え、法律事務所におけるパートナーとして経営管理の経験を有していることから、経営を独立的な立場で監査することができると判断したため招聘しております。

社外監査役藤村健一氏は、三井住友信託銀行株式会社に所属し、資産運用分野に深い知見を有していることから、経営を独立的な立場で監査することができると判断したため招聘しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、相互の連携を図るために定期的に意見交換及び情報交換を行っており、十分な連携が取れていると考えております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社では、経営に対する監査の強化を図るため、会社の機関として監査役3名（全員社外監査役）から構成される監査役会を設置しております。監査役会は、原則月1回開催し、監査役による監査の向上を図っております。また、監査役は取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は社内の重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べております。なお、議長は常勤監査役が務めており、構成員の氏名につきましては、「(2) 役員の状況 ①役員一覧」に記載のとおりです。監査役会は、監査機能の維持強化を図るとともに、会計監査人及び内部監査部と積極的に情報交換を行い緊密な連携をとっております。

当事業年度において監査役会は14回開催されましたが、常勤監査役石堂英也氏及び監査役増田健一氏は全ての監査役会に出席、監査役大谷力氏は2020年3月26日就任後、当事業年度において開催された監査役会10回の全てに出席しております。監査役会における主な検討事項として、監査報告の作成、監査方針・監査計画・職務分担・報酬、会計監査人の解任・不再任の決定、会計監査人の監査報酬に対する同意、監査役選任議案に対する同意、等に関する審議・決定、社内の重要な会議に出席している常勤監査役からの情報共有等を行っています。

なお、常勤監査役石堂英也氏は、株式会社みずほ銀行を歴任後、監査役としての豊富な知見を有しております。また、監査役増田健一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する豊富な知見に加え、法律事務所におけるパートナーとして、経営管理の知見を有しております。監査役藤村健一氏は、三井住友信託銀行株式会社に所属し、資産運用分野に深い知見を有しております。

② 内部監査の状況

内部監査については、独立した組織として内部監査部を設けており、専任の内部監査部担当者1名が年間にわたる内部監査実施計画に沿って、当社グループ全体をカバーするように業務全般にわたる効率性、内部統制の有効性及びコンプライアンス状況についての監査を実施しております。監査結果は取締役会及び対象部門長に対して報告され、業務改善の必要性のある項目に関しては、各々監査結果を踏まえた改善対応を行っています。

また、適宜、会計監査人及び監査役と情報交換を行っており、それぞれの監査が連携・相互補完しあうことで監査効率の向上に加え、企業経営の健全性をチェックする機能を担っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

7年間

c. 業務を執行した公認会計士

野島 浩一郎

松井 貴志

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定に際しては、監査法人の独立性、職務遂行状況等を勘案し、総合的に判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理体制、監査の実施状況等について総合的に検討を行った結果、会計監査人に解任または不再任に該当する事由は認められないと評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	33,000	—	33,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	33,000	—	33,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	—	546	—	417
連結子会社	4,471	—	4,263	—
計	4,471	546	4,263	417

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、税務アドバイザー業務であります。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、税務アドバイザー業務であります。

e. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

f. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬限度額の範囲内において、経営内容、マーケット水準、実績等及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。

取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において取締役会で決定し、必要に応じて社外取締役及び社外有識者が過半を占める報酬委員会で決定しており、監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において監査役の協議により決定することとしております。

取締役の報酬限度額は、2018年3月29日開催の第13回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち、社外取締役分は年額100百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、取締役の員数は7名、うち、社外取締役は4名であります。

監査役の報酬限度額は、2016年8月8日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、監査役の員数は3名であります。

当事業年度に係る報酬等は、当該報酬限度額の範囲内において、取締役の報酬については2020年3月26日開催の取締役会にて報酬委員会への委任を決議した上で、同日開催の報酬委員会にて決定しており、監査役の報酬については、2020年3月26日開催の監査役会にて決定しております。

取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の役員報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型現金報酬、株式報酬及び役員賞与によって構成されています。

a. 基本報酬

各役員の役職毎の職責の大きさに応じて固定報酬として支給します。

b. 業績連動型現金報酬

取締役の業績連動型の現金報酬は、短期的インセンティブとして、取締役の報酬と当社の業績との連動性をより明確にし、取締役が業績の向上に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の業績及び各取締役の役職に応じたポイントをもとに定められた算式によって計算されます。

（業績連動型の現金報酬の計算方法）

業績連動型現金報酬＝評価対象期間（注1）における提出会社の営業利益（注2）×5%×各取締役のポイント÷取締役のポイント合計（注3）（但し、評価対象期間における成功報酬（注4）が5億円以上であることを業績連動型現金報酬の支給条件とする）

取締役の役職別ポイントは下表に基づき計算しています。

役職	ポイント	取締役の数（人）	ポイント計
代表取締役	3	1	3
取締役	2	2	4
合計	-	3	7

当社が当該業績連動報酬に係る指標として提出会社の営業利益を採用した理由は、当社主要事業であるファンド運用事業における成果と考えられる成功報酬とより密接に関係する指標であること、連結子会社における保有有価証券の評価損益の影響を排除することを理由に当該指標を採用しております。

当事業年度における提出会社の営業利益の目標は850百万円に対して、実績は157百万円となりました。

c. 株式報酬

株式報酬は、長期的インセンティブとして、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当社では信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておりますが、本制度は当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が当該取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて当該取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。また、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役退任時です。

d. 役員賞与

当社が管理運営を行うファンドから成功報酬を受領した際には、成功報酬への貢献度に応じて、各々相当と判断される水準の役員賞与が支給される場合があります。

なお、社外取締役及び監査役の役員報酬は役割に鑑み基本報酬のみで構成されています。

(注1) 評価対象期間は毎年、1月1日から12月31日までの期間をいいます。

(注2) 法人税法第34条第1項第3号イに規定する「利益の状況を示す指標」は提出会社の営業利益とします。

(注3) 法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定した額」は代表取締役(1名)は1事業年度あたり1.7億円を、取締役(2名)は1事業年度あたり2.3億円を限度とします。なお、取締役全員に支給する業績連動型金銭報酬の一事業年度における合計額は4億円を限度とし、提出会社の営業利益に5%を乗じた額が4億円を超えた場合は、4億円を各取締役が付与されたポイント数で按分して得られた金額をそれぞれに配分するものとします。

(注4) 「成功報酬」は、当社の有価証券報告書「3.事業の内容」記載の表「投資戦略別報酬」における「成功報酬」の合計欄に記載される金額を指します。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	株式報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	184,391	84,004	7,500	49,890	42,998	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	28,641	28,641	-	-	-	8

(注) 1. 業績連動型現金報酬の欄には当事業年度に係る役員賞与のうち業績連動型現金報酬に係る額を記載しております。

2. 株式報酬の欄には当事業年度に係る役員株式報酬引当金繰入額を記載しております。

3. 賞与の欄には当事業年度に係る役員賞与のうち役員賞与に係る額を記載しております。

4. 取締役(社外取締役を除く。)2名は、上記表中の基本報酬及び賞与とは別に連結子会社からの報酬等16,020千円が支給されております。

5. 取締役(社外取締役を除く。)2名は、上記表中の基本報酬及び賞与とは別に当社使用人給与69,976千円が支給されております。

③ 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(千円)				合計 (千円)
			基本報酬	業績連動 型現金報酬	株式報酬	賞与	
豊島 俊弘	代表取締役	提出会社	51,646	3,214	21,381	27,204	113,058
	Director	Spring Asset Management Limited	9,612	-	-	-	

(注) 1. 業績連動型現金報酬の欄には当事業年度に係る役員賞与のうち業績連動型現金報酬に係る額を記載しております。

2. 株式報酬の欄には当事業年度に係る役員株式報酬引当金繰入額を記載しております。

3. 賞与の欄には当事業年度に係る役員賞与のうち役員賞与に係る額を記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式に区分し、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の事業発展および企業価値向上につながるか否か総合的に検討のうえ、投資の可否を決定し、その効果について定期的にモニタリングのうえ保有継続の是非を判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	1	9,250
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、外部研修等への参加や社内研修を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,551,409	※4 2,880,262
営業未収入金	253,683	373,914
営業投資有価証券	※1,※4 10,384,737	※1,※4 9,623,074
営業貸付金	430,109	646,942
関係会社短期貸付金	—	293,250
立替金	109,100	71,998
その他	55,803	98,034
流動資産合計	14,784,841	13,987,474
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 117,103	※2 77,143
工具、器具及び備品（純額）	※2 5,813	※2 6,851
有形固定資産合計	122,916	83,994
無形固定資産		
ソフトウェア	904	610
のれん	9,339	1,868
無形固定資産合計	10,243	2,478
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 282,685	※3 305,185
敷金及び保証金	56,528	59,542
繰延税金資産	246,666	593,388
その他	332	20,555
投資その他の資産合計	586,211	978,669
固定資産合計	719,371	1,065,141
資産合計	15,504,211	15,052,615
負債の部		
流動負債		
短期借入金	—	293,250
1年内返済予定の長期借入金	※4 1,202,500	※4 130,000
未払金	227,331	160,744
未払費用	168,279	179,444
未払消費税等	17,873	—
未払法人税等	375,759	192,208
その他	47,601	41,945
流動負債合計	2,039,342	997,591
固定負債		
長期借入金	—	※4 873,500
役員退職慰労引当金	105,000	103,400
役員株式報酬引当金	87,307	137,197
従業員株式報酬引当金	3,750	11,250
退職給付に係る負債	87,320	117,210
長期未払金	349,094	291,704
長期預り金	11,814	11,814
その他	77,547	39,992
固定負債合計	721,832	1,586,067
負債合計	2,761,175	2,583,658

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,020,087	3,026,174
資本剰余金	3,105,517	3,303,411
利益剰余金	6,572,656	6,759,762
自己株式	△299,437	△597,190
株主資本合計	12,398,824	12,492,156
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△35,033	△382,916
為替換算調整勘定	△198,288	△200,808
その他の包括利益累計額合計	△233,321	△583,725
新株予約権	702	472
非支配株主持分	576,832	560,053
純資産合計	12,743,037	12,468,956
負債純資産合計	15,504,211	15,052,615

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業収益	※1 4,718,325	※1 6,183,866
営業原価	※2 983,066	※2 3,757,575
営業総利益	3,735,259	2,426,290
販売費及び一般管理費	※3 1,879,066	※3 1,653,851
営業利益	1,856,193	772,439
営業外収益		
受取利息	1,014	12,870
関係会社受取配当金	—	47,261
賃貸料収入	1,747	667
その他	152	6,148
営業外収益合計	2,913	66,945
営業外費用		
支払利息	27,809	12,261
為替差損	18,360	51,282
融資関連費用	11,970	16,330
その他	706	1,922
営業外費用合計	58,846	81,795
経常利益	1,800,260	757,589
特別損失		
固定資産除却損	222	—
特別損失合計	222	—
税金等調整前当期純利益	1,800,037	757,589
法人税、住民税及び事業税	600,038	387,112
法人税等調整額	△76,680	△206,397
法人税等合計	523,359	180,714
当期純利益	1,276,679	576,874
非支配株主に帰属する当期純利益	32,111	51,748
親会社株主に帰属する当期純利益	1,244,567	525,126

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益	1,276,679	576,874
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△158,332	△347,829
為替換算調整勘定	△57,995	△18,436
その他の包括利益合計	※1 △216,327	※1 △366,264
包括利益	1,060,351	210,610
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,042,522	157,604
非支配株主に係る包括利益	17,830	53,006

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,997,886	3,063,784	5,642,491	△149,736	11,554,425
当期変動額					
新株の発行	22,201	22,201			44,402
剰余金の配当			△314,388		△314,388
親会社株主に帰属する当期純利益			1,244,567		1,244,567
子会社等の持分変動による増減		19,532	△15		19,517
自己株式の取得				△149,700	△149,700
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	22,201	41,733	930,165	△149,700	844,399
当期末残高	3,020,087	3,105,517	6,572,656	△299,437	12,398,824

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	123,219	△154,495	△31,275	1,440	657,718	12,182,308
当期変動額						
新株の発行						44,402
剰余金の配当						△314,388
親会社株主に帰属する当期純利益						1,244,567
子会社等の持分変動による増減						19,517
自己株式の取得						△149,700
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△158,252	△43,793	△202,046	△738	△80,886	△283,670
当期変動額合計	△158,252	△43,793	△202,046	△738	△80,886	560,729
当期末残高	△35,033	△198,288	△233,321	702	576,832	12,743,037

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,020,087	3,105,517	6,572,656	△299,437	12,398,824
当期変動額					
新株の発行	6,086	6,086			12,173
剰余金の配当			△334,521		△334,521
親会社株主に帰属する当期純利益			525,126		525,126
子会社等の持分変動による増減		191,807			191,807
自己株式の取得				△297,753	△297,753
連結除外に伴う利益剰余金の減少額			△3,499		△3,499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6,086	197,894	187,106	△297,753	93,333
当期末残高	3,026,174	3,303,411	6,759,762	△597,190	12,492,156

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	△35,033	△198,288	△233,321	702	576,832	12,743,037
当期変動額						
新株の発行						12,173
剰余金の配当						△334,521
親会社株主に帰属する当期純利益						525,126
子会社等の持分変動による増減						191,807
自己株式の取得						△297,753
連結除外に伴う利益剰余金の減少額						△3,499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△347,883	△2,520	△350,404	△230	△16,779	△367,413
当期変動額合計	△347,883	△2,520	△350,404	△230	△16,779	△274,081
当期末残高	△382,916	△200,808	△583,725	472	560,053	12,468,956

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,800,037	757,589
減価償却費	9,577	41,200
のれん償却額	7,471	7,471
融資関連費用	11,970	16,330
成功報酬返戻引当金の増減額 (△は減少)	△25,000	—
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	—	△1,600
役員株式報酬引当金の増減額 (△は減少)	49,890	49,890
従業員株式報酬引当金の増減額 (△は減少)	3,750	7,500
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	12,730	29,890
受取利息及び受取配当金	△1,014	△60,131
支払利息	27,809	12,261
支払手数料	—	1,455
為替差損益 (△は益)	△636	8,378
売上債権の増減額 (△は増加)	29,363	△130,691
営業投資有価証券の増減額 (△は増加)	△1,417,084	72,811
営業貸付金の増減額 (△は増加)	△430,109	△216,833
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△89,018	△32,675
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△65,843	△79,845
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	115,817	△57,390
小計	39,712	425,611
利息及び配当金の受取額	1,014	58,090
利息の支払額	△27,809	△10,461
法人税等の支払額	△467,276	△649,326
営業活動によるキャッシュ・フロー	△454,360	△176,087
投資活動によるキャッシュ・フロー		
拘束性預金の預入による支出	—	△70,000
有形固定資産の取得による支出	△3,318	△5,836
敷金及び保証金の差入による支出	△2,272	△4,217
投資有価証券の取得による支出	△22,500	△22,500
関係会社貸付金の回収による収入	—	298,000
関係会社貸付けによる支出	—	△585,300
投資活動によるキャッシュ・フロー	△28,089	△389,852
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	50,000	287,300
短期借入金の返済による支出	△50,000	—
長期借入れによる収入	1,272,700	1,003,500
長期借入金の返済による支出	△858,260	△1,202,500
株式の発行による収入	43,664	11,942
配当金の支払額	△314,388	△334,521
自己株式の取得による支出	△149,700	△299,209
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	—	388,033
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△4,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,984	△149,855
現金及び現金同等物に係る換算差額	△12,015	△22,291
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△500,448	△738,085
現金及び現金同等物の期首残高	4,051,857	3,551,409
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△3,063
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,551,409	※1 2,810,262

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

Spring Asset Management Limited
MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.
ADC International Ltd.
合同会社イズミ
一般社団法人イズミ
CF Focus Limited
China Fintech L.P.
ZKJ Focus Limited
互金（蘇州）投資管理有限公司
MIC International Limited
SR Target, L.P.

(連結範囲の変更)

当連結会計年度からゲートシティBKK1匿名組合は組合を清算したため、Mercuria SPV Co., Ltd. は重要性が低下したため、それぞれ連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 18社

主要な非連結会社の名称

株式会社ビジネスマーケット
Mercuria (Thailand) Co., Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせる恐れがある非連結子会社4社については、連結の範囲から除外しております。

また、非連結子会社14社については、連結した場合における総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当ありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 27社

主要な会社等の名称

株式会社ビジネスマーケット
Mercuria (Thailand) Co., Ltd.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち合同会社イズミ、一般社団法人イズミの決算日は5月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、合同会社イズミ、一般社団法人イズミは11月30日で仮決算を行った財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 営業投資有価証券

a. その他営業投資有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

b. 投資事業有限責任組合等への出資

組合契約に規定される仮決算を行った組合等の財務諸表を基礎とし、その純資産及び純損益を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は主として定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～22年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 成功報酬返戻引当金

契約に基づく成功報酬の返戻による損失に備えるため、営業収益として計上した成功報酬のうち、返戻が見込まれる額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

当社は役員退職慰労金制度を廃止しております。これに伴い役員退職慰労引当金の繰入を停止し、廃止時までの既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

③ 役員株式報酬引当金

役員への将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

④ 従業員株式報酬引当金

従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日における直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資及びファンドの現金同等物の持分額からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(取締役に対する株式報酬制度)

当社は、2018年3月29日開催の第13期定時株主総会における決議に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。以下も同様。)を対象とする株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を準用し、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において149,669千円及び125,700株であります。

(従業員に対する株式報酬制度)

当社は、2019年5月17日開催の取締役会における決議に基づき、当社従業員を対象とする株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用し、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が各従業員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各従業員に對して交付される、という株式報酬制度です。

なお、従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において149,700千円及び199,900株であります。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は運営するファンドに対するセიმボート投資として、営業投資有価証券等を保有しておりますが、時価のない営業投資有価証券については、投資先の財政状態の悪化による実質価額の著しい低下の有無により減損処理の要否を、営業貸付金については、回収可能性の判断に基づき貸倒引当金の要否を検討しております。

減損処理の要否を検討する際の投資先の実質価額の見積り、および貸倒引当金の要否を検討する際の回収可能性の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は遅くとも翌連結会計年度末（2021年12月末）には収束し、経済は正常化するとの想定により、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや収束時期への影響が変化した場合には、営業投資有価証券の減損処理および営業貸付金に対する貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
営業投資有価証券	561,975千円	165,016千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
建物	37,856千円	72,564千円
工具、器具及び備品	19,575	22,251

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
投資有価証券	273,435千円	295,935千円

※4. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
現金及び預金	－千円	70,000千円
営業投資有価証券	2,894,728	1,154,190

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	1,202,500千円	130,000千円
長期借入金	－	873,500

5. 保証債務

連結子会社が管理・運営を行っているファンド及び非連結子会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

(債務保証)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
Mercuria SPV3 Co., Ltd. (借入債務)	309,400千円	－千円

(連結損益計算書関係)

※1 営業収益の主要な項目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
ファンド運用報酬	2,946,688千円	2,313,281千円
営業投資有価証券売却額	962,617	3,131,635
ファンド投資持分利益	456,552	260,183
営業受取配当金	262,939	244,738

※2 営業原価の主要な項目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業投資有価証券売却原価	923,508千円	3,443,848千円
ファンド投資持分損失	83,879	299,584
成功報酬返戻引当金戻入	△25,000	—

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給与及び手当	475,964千円	521,158千円
支払報酬	233,275	208,501
役員報酬	210,170	199,477
賞与	219,615	139,880
役員賞与	194,110	50,498
役員株式報酬引当金繰入額	49,890	49,890
退職給付費用	39,031	31,631
従業員株式報酬引当金繰入額	3,750	7,500

なお、概ね全額が一般管理費であるため、販売費と一般管理費の割合については記載しておりません。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△235,809千円	△518,413千円
組替調整額	—	29,083
税効果調整前	△235,809	△489,331
税効果額	77,477	141,502
その他有価証券評価差額金	△158,332	△347,829
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△57,995	△18,436
為替換算調整勘定	△57,995	△18,436
その他の包括利益合計	△216,327	△366,264

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	17,466,100	140,400	—	17,606,500
合計	17,466,100	140,400	—	17,606,500
自己株式				
普通株式(注) 2	125,811	199,900	—	325,711
合計	125,811	199,900	—	325,711

(注) 1. 新株予約権の権利行使により、発行済株式総数は140,400株増加し、17,606,500株となりました。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加199,900株は、2019年5月17日開催の取締役会決議にて導入された株式報酬制度において、信託により取得したものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第2回新株予約権	普通株式	240,000	—	123,000	117,000	702
	ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	240,000	—	123,000	117,000	702

(注) 新株予約権の権利行使による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月28日 定時株主総会	普通株式	314,388	18	2018年12月31日	2019年3月29日

(注) 2019年3月28日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2,263千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	334,521	19	2019年12月31日	2020年3月27日

(注) 2020年3月26日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金6,186千円が含まれております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	17,606,500	38,400	—	17,644,900
合計	17,606,500	38,400	—	17,644,900
自己株式				
普通株式（注）2	325,711	531,400	—	857,111
合計	325,711	531,400	—	857,111

（注）1. 新株予約権の権利行使により、発行済株式総数は38,400株増加し、17,644,900株となりました。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加531,400株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第2回新株予約権	普通株式	117,000	—	38,400	78,600	472
	ストックオプションと しての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	117,000	—	38,400	78,600	472

（注） 新株予約権の権利行使による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総 額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年3月26日 定時株主総会	普通株式	334,521	19	2019年12月31日	2020年3月27日

（注） 2020年3月26日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金6,186千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総 額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2021年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	342,268	20	2020年12月31日	2021年3月31日

（注） 2021年3月30日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金6,512千円が含まれております。

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金	3,551,409千円	2,880,262千円
拘束性預金	—	△70,000
現金及び現金同等物	3,551,409	2,810,262

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、ファンド組成等のためのセიმボート投資の他、安全性の高い債券及び預金等で運用する方針であります。資金調達については、資金需要の特性、金融市場環境、長期及び短期の償還期間等を総合的に勘案し、銀行借入による間接金融、社債及び株式発行等による直接金融により行う方針であります。なお、投機目的でのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、当社グループが管理するファンドへの債権であり、ファンドの信用リスクに晒されております。また、営業未収入金の一部、営業貸付金及び長期借入金は外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

当社グループが保有する営業投資有価証券のうち海外上場REITについては、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。また、投資事業組合への出資金については、投資事業組合の主たる投資対象が未上場企業であり、以下のリスクが存在します。

- ① 投資によってキャピタルゲインが得られるかどうかについての確約はありません。
- ② 投資によってキャピタルロスが発生するリスクがあります。
- ③ 投資対象は、ファンドの運用期間中に株式上場、売却等が見込める企業を前提としていますが、株式上場時期・売却等が見込みと大幅に異なる可能性があります。
- ④ 未上場株式等は上場企業の株式等に比べ流動性が著しく劣ります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、未上場の営業投資有価証券、営業未収入金及び営業貸付金について、以下の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。

a. 投資の実行時

投資担当部門が「投資運用規程」に従い、個別の案件ごとに信用リスクを含めたリスク分析を行い、所定の決裁会議において投資の可否を判断しております。また、一定額を超える投資案件については、取締役会において経営陣により実行の可否を決裁しております。

b. 投資実行後

営業債権である営業未収入金及び営業貸付金について、担当部署がファンド及びファンド投資先の状況をモニタリングし、相手先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクの管理

当社グループは、上場営業投資有価証券については、継続的に市場価格を把握し、保有状況を継続的に見直しており、外貨建営業投資有価証券については、為替変動の継続的モニタリングを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	3,551,409	3,551,409	—
(2) 営業未収入金	253,683	253,683	—
(3) 営業投資有価証券	4,467,226	4,467,226	—
(4) 営業貸付金	430,109	461,867	31,759
資産計	8,702,427	8,734,185	31,759
(1) 未払金	227,331	227,331	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	1,202,500	1,202,500	—
(3) 長期未払金	349,094	338,607	△10,487
負債計	1,778,925	1,768,438	△10,487

当連結会計年度（2020年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,880,262	2,880,262	—
(2) 営業未収入金	373,914	373,914	—
(3) 営業投資有価証券	2,504,677	2,504,677	—
(4) 営業貸付金	646,942	719,474	72,532
(5) 関係会社短期貸付金	293,250	293,250	—
資産計	6,699,045	6,771,577	72,532
(1) 未払金	160,744	160,744	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	130,000	130,000	—
(3) 短期借入金	293,250	293,250	—
(4) 長期借入金	873,500	873,500	—
(5) 長期未払金	291,704	285,038	△6,666
負債計	1,749,198	1,742,532	△6,666

（注）1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券

海外上場投資信託及び国内上場株式については取引所の価格により算出しております。

(4) 営業貸付金

将来キャッシュ・フローを同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、当社の子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期未払金

見積り将来キャッシュ・フローを、信用リスクを加味した利率で割り引いて算出する方法によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

前連結会計年度（2019年12月31日）

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等（※1）	1,515,556
出資金（※2）	4,684,640

（※1） 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（※2） 出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

当連結会計年度（2020年12月31日）

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等（※1）	1,536,623
出資金（※2）	5,886,958

（※1） 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（※2） 出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2019年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,551,409	—	—	—
営業未収入金	253,683	—	—	—
営業貸付金	—	—	430,109	—
合計	3,805,092	—	430,109	—

当連結会計年度（2020年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,880,262	—	—	—
営業未収入金	373,914	—	—	—
営業貸付金	—	646,942	—	—
関係会社短期貸付金	293,250	—	—	—
合計	3,547,426	646,942	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2019年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,202,500	—	—	—	—	—
合計	1,202,500	—	—	—	—	—

当連結会計年度（2020年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	130,000	—	—	—	—	—
短期借入金	293,250	—	—	—	—	—
長期借入金	—	130,000	130,000	130,000	483,500	—
合計	423,250	130,000	130,000	130,000	483,500	—

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. その他有価証券

前連結会計年度 (2019年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	521,063	230,930	290,133
	(2) 債券	—	—	—
	社債	—	—	—
	(3) その他	104,690	99,780	4,910
	小計	625,753	330,710	295,043
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	社債	—	—	—
	(3) その他	3,841,473	4,081,511	△240,038
	小計	3,841,473	4,081,511	△240,038
合計		4,467,226	4,412,221	55,005

(注) 以下については関係会社出資金等が含まれており、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式等	1,515,556
出資金	4,684,640
合計	6,200,196

当連結会計年度（2020年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	954,412	225,438	728,974
	(2) 債券	—	—	—
	社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	954,412	225,438	728,974
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	社債	—	—	—
	(3) その他	1,550,265	1,969,317	△419,052
	小計	1,550,265	1,969,317	△419,052
合計		2,504,677	2,194,755	309,922

（注） 以下については関係会社出資金等が含まれており、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式等	1,536,623
出資金	5,886,958
合計	7,423,581

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	863,408	135,408	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	98,731	1,988	—
合計	962,139	137,396	—

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	157,375	145,153	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	2,974,259	—	△457,366
合計	3,131,635	145,153	△457,366

5. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当連結会計年度において、営業投資有価証券について167,759千円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けており、一部の連結子会社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	74,590千円	87,320千円
退職給付費用	23,990千円	29,890千円
退職給付の支払額	11,260千円	一千円
退職給付に係る負債の期末残高	87,320千円	117,210千円

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	87,320千円	117,210千円
連結貸借対照表に計上された負債	87,320千円	117,210千円
退職給付に係る負債	87,320千円	117,210千円
連結貸借対照表に計上された負債	87,320千円	117,210千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 23,990千円 当連結会計年度 29,890千円

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度1,717千円、当連結会計年度1,741千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2015年11月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 16名 子会社役職員 11名
株式の種類及び付与数(注1、2)	普通株式 960,000株
付与日	2015年11月30日
権利確定条件	権利行使時において、当社または子会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2017年12月1日～2025年3月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行い、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記株式数は株式分割後の株式数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
決議年月日	2015年11月10日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	202,800
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	202,800

(注) 2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行い、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記株式数は株式分割後の株式数で記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権
決議年月日	2015年11月10日
権利行使価格 (円)	311
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行い、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記株式数は株式分割後の株式数で記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、付与日における公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算出しております。当該本源的価値を算定する基礎となる株式評価方法はDCF法により算定した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 71,588千円 |
| ② 当連結会計年度末において権利行使された本源的価値の合計額 | —千円 |

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下、「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 24名
株式の種類別の新株予約権の数(注1、2)	普通株式 240,000株
付与日(注3)	2015年12月24日
権利確定条件	権利行使時において、当社又は子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することが出来ます。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2017年12月1日～2025年3月31日

(注) 1. 株式数に換算しております。

2. 2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行い、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記株式数は株式分割後の株式数で記載しております。

3. 新株予約権の割当日を記載しております。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在した新株予約権を対象とし、新株予約権の数については、株式数に換算して記載しております。

①新株予約権の数

	第2回新株予約権
決議年月日	臨時株主総会 2015年12月18日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	117,000
権利確定	—
権利行使	38,400
失効	—
未確定残	78,600

(注) 2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行い、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記株式数は株式分割後の株式数で記載しております。

②単価情報

	第2回新株予約権
決議年月日	臨時株主総会 2015年12月18日
権利行使価格（円）	311
行使時平均株価（円）	656

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理します。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	10,264千円	7,660千円
未払費用	4,342	4,527
未払金（長期含む）	32,121	26,909
のれん償却	15,771	19,276
退職給付に係る負債	26,737	35,890
役員退職慰労引当金	32,151	31,661
役員株式報酬引当金	26,733	42,010
従業員株式報酬引当金	1,148	3,445
投資有価証券評価損	9,416	62,568
営業投資有価証券の現物出資による調整額	139,615	276,848
その他有価証券評価差額金	13,905	155,407
その他	10,105	8,825
繰延税金資産小計	322,309	675,026
評価性引当額	△58,884	△73,671
繰延税金資産合計	263,424	601,355
繰延税金負債		
子会社の留保利益	△16,758	△7,968
繰延税金負債合計	△16,758	△7,968
繰延税金資産の純額	246,666	593,388

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
在外子会社の適用税率差異	△4.0	△11.2
子会社留保利益に係る税効果額	△0.5	△1.2
評価性引当額の増減額	0.8	2.0
外国税額控除	△0.6	△1.3
受取配当金の益金不算入額	△1.0	△2.4
役員賞与	2.3	1.3
タックスヘイブン税制	1.4	2.4
雇用拡大税制	△1.1	—
子会社持分変動による調整額	—	4.3
その他	1.1	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1	23.9

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社は、本社事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社は、本社事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 千円)

	ファンド運用事業	自己投資事業	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,946,688	1,739,323	32,313	4,718,325

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位: 千円)

日本	中国	ケイマン	その他	合計
2,316,942	1,186,999	387,440	826,944	4,718,325

(注) 1. 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

2. 「中国」の区分は、香港を含んでおります。

(2) 有形固定資産

(単位: 千円)

日本	中国	合計
10,738	112,178	122,916

(注) 「中国」の区分は、香港を含んでおります。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
あすかDBJ投資事業有限責任組合	1,479,057	投資運用事業
Spring Real Estate Investment Trust	1,091,199	投資運用事業
Origin Property Public Co., Ltd.	863,887	投資運用事業
マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合	524,754	投資運用事業

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ファンド運用事業	自己投資事業	その他	合計
外部顧客への営業収益	2, 313, 281	3, 724, 430	146, 154	6, 183, 866

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	中国	ケイマン	その他	合計
1, 529, 609	1, 383, 693	3, 218, 965	51, 599	6, 183, 866

(注) 1. 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

2. 「中国」の区分は、香港を含んでおります。

(表示方法の変更)

ケイマンに所在している顧客への営業収益の金額が、連結営業収益の金額の10%以上となったため、当連結会計年度より記載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の「2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益」の表示を変更しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
13, 048	70, 946	83, 994

(注) 「中国」の区分は、香港を含んでおります。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
SR Focus L.P.	2, 869, 068	自己投資事業
Spring Real Estate Investment Trust	1, 095, 715	投資運用事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）1	科目	期末残高（千円）（注）1
非連結子会社	Mercuria SPV3 Co.,Ltd.	Bangkok, Thailand	THB1,000千	投資運用業	（所有）間接 99.00	債務保証	債務保証（注）2 保証料の受取	309,400 1,547	未収収益	1,547
関連会社	Flight Plan Aviation Capital 2017-1 Limited	Ireland	\$1	投資運用業	（所有）直接 19.70	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取（注）3	430,109 37,962	営業貸付金 未収収益	430,109 10,460

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）1	科目	期末残高（千円）（注）1
非連結子会社	Mercuria (Thailand) Co.,Ltd.	Bangkok, Thailand	THB10,000千	コンサルティング業	（所有）直接 100.00	コンサルティング契約の締結	資金の貸付 資金の回収 利息の受取（注）3	585,300 298,000 9,715	関係会社 短期貸付金 未収収益	293,250 2,041
関連会社	Flight Plan Aviation Capital 2017-1 Limited	Ireland	\$1	投資運用業	（所有）直接 8.62	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取（注）3	244,872 42,819	営業貸付金 未収収益	646,942 32,510

（注）1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っているものとあります。

3. 貸付の利率については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）1	科目	期末残高（千円）（注）1
その他の関係会社の子会社	あすかDB J 投資事業有限責任組合	東京都千代田区	3,460,240千円	投資運用業	（所有）直接 4.63	投資事業有限責任組合契約	成功報酬の受領（注）2	1,246,020	—	—

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）1	科目	期末残高（千円）（注）1
役員	小山 潔人	—	—	当社取締役	（被所有）直接 0.27	新株予約権の行使	新株予約権の行使（注）1	11,942	—	—

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注）1	科目	期末残高（千円）（注）1
役員	小山 潔人	—	—	当社取締役	（被所有）直接 0.51	新株予約権の行使	新株予約権の行使（注）1	11,942	—	—
重要な子会社の役員	LEUNG Kwok Hoe, Kevin	—	—	Spring Asset Management LimitedのDirector	なし	有価証券の譲渡	有価証券の譲渡（注）2	34,379	—	—

（注）1. 2015年12月18日臨時株主総会決議により付与された第2回新株予約権の、当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 有価証券の譲渡の取引価額については、市場価格等を勘案し、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	703.99円	709.35円
1株当たり当期純利益金額	71.98円	30.91円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	71.22円	30.66円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の算定において控除する自己株式に含めております（前連結会計年度325,600株、当連結会計年度325,600株）。

また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の算定において控除する自己株式に含めております（前連結会計年度227,235株、当連結会計年度325,600株）。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額（千円）	1,244,567	525,126
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益金額（千円）	1,244,567	525,126
普通株式の期中平均株式数（株）	17,291,658	16,986,289
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（千円）	—	—
普通株式増加数（株）	182,132	139,606
（うち新株予約権に係る増加数）	182,132	139,606
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

（重要な後発事象）

（単独株式移転による持株会社体制への移行について）

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、当社の定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）における承認決議等の所定の手続が得られることを前提として、2021年7月1日（予定）を期日として、当社単独による株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により持株会社（完全親会社）である「株式会社マーキュリアホールディングス」（以下、「持株会社」といいます。）を設立することについて決議いたしました。

なお、2021年3月30日に開催された当社の定時株主総会において、株式移転計画について承認されております。

1. 本株式移転の目的

当社グループは設立以来、国境や既成概念などの枠組みにとらわれずに挑戦する「クロスボーダー」を基本コンセプトに、マクロ環境に沿って、①成長投資戦略、②バリュー投資戦略、③バイアウト・承継投資戦略、④不動産投資戦略及び⑤キャッシュ・フロー投資戦略等の多様な投資戦略を策定するとともに、当該投資戦略に基づく新規ファンドを組成し、運用することで、マルチストラテジーのファンド運用会社としての基盤を確立して参りました。

現在においては、企業の事業承継、非公開化、ノンコア事業の売却等の企業の支配構造の変化を支援することを目的に、株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行株式会社を中心に組成した「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（バイアウト1号ファンド）」、不動産・物流分野におけるテクノロジーによる成長を支援することを目的に伊藤忠商事株式会社とともに組成した「マーキュリア・ビズテック投資事業有限責任組合」、再生可能エネルギー発電設備等に対して投資を行い、着実な資産規模の拡大と安定したキャッシュ・フローの創出を目的に、伊藤忠エネクス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社などの事業パートナーと共同で組成した「エネクス・インフラ投資法人（東京証券取引所インフラファンド市場上場）」、中国北京市の中心的なオフィスビル等へ投資を行う「Spring Real Estate Investment Trust（香港証券取引所上場）」等のファンド運用を行っております。

今後においては、引き続き「クロスボーダー」を基本コンセプトとした従前のファンド運用を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業構造の変化というマクロ環境の大きな変化に加えて、東京証券取引所の市場区分の見直しも予定されている中において、事業拡大による更なる成長機会を追求することが重要な経営課題と考えております。

これらを実現するために、M&A等による企業再編の可能性へ向けて、迅速かつ柔軟な経営判断ができる体制を構築するとともに、グループ各社の採算性と事業責任の明確化や経営資源の有効活用を図ることが必要不可欠と考え、2021年7月1日を効力発生日として本株式移転により当社の完全親会社となる持株会社を設立し、純粋持株会社体制へ移行することといたしました。

なお、本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、持株会社は株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（本株式移転の効力発生日）である2021年7月1日を予定しております。

2. 本株式移転の要旨

（1）本株式移転の日程

2020年12月31日	定時株主総会基準日
2021年2月19日	株式移転計画承認取締役会
2021年3月30日	株式移転計画承認定時株主総会
2021年6月29日（予定）	当社上場廃止日
2021年7月1日（予定）	持株会社設立登記日（効力発生日）
2021年7月1日（予定）	持株会社株式上場日

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

（2）本株式移転の方式

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転完全親会社とする単独株式移転です。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	株式会社マーキュリアホールディングス (完全親会社：持株会社)	株式会社マーキュリアインベストメント (完全子会社：当社)
株式移転比率	1	1

① 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する直前時（以下、「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

② 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

③ 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化が無いことから、株主の皆様の不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。

④ 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記③のとおり、本株式移転は当社単独による株式移転でありますので、第三者算定機関による算定は行っておりません。

⑤ 本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式17,644,900株

上記新株式数は、当社の発行済株式総数17,644,900株（2020年12月31日時点）に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、基準時において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることになります。これに伴い、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することになりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定です。

(4) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行している新株予約権につきましては、当該新株予約権の保有者に対し、その有する当社新株予約権に代えて、当社の新株予約権と同等の内容かつ同一の数の持株会社新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 持株会社の上場申請に関する事項

当社は、新たに設立する持株会社の普通株式について、東京証券取引所市場第一部に新規上場（テクニカル上場）を申請する予定であり、上場日は2021年7月1日を予定しております。また、当社は本株式移転により持株会社の完全子会社となりますので、持株会社の上場に先立ち、2021年6月29日に上場廃止となる予定であります。なお、上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に基づき決定されるため変更になる可能性があります。

3. 本株式移転により新たに設立する会社（持株会社）の概要（予定）

(1)	名 称	株式会社マーキュリアホールディングス
(2)	所 在 地	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル
(3)	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 CEO 豊島 俊弘
(4)	事 業 内 容	子会社等の経営管理及びこれに付帯する業務
(5)	資 本 金	3,000,000千円
(6)	設 立 年 月 日	2021年7月1日
(7)	決 算 期	毎年12月31日
(8)	取 締 役 及 び 監 査 役	取締役 豊島 俊弘 取締役 石野 英也 取締役 小山 潔人 取締役 近藤 健太 取締役 赤松 和人 取締役 岡橋 輝和 取締役 佐々木 敏夫 監査役 石堂 英也 監査役 増田 健一 監査役 藤村 健一
(9)	純 資 産	未定
(10)	総 資 産	未定

4. 会計処理の概要

企業会計上の「共通支配下の取引」に該当するため、損益への影響はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	293,250	1.8	—
1年以内に返済予定の長期借入金	1,202,500	130,000	0.8	—
1年以内に返済予定のリース債務	34,429	33,485	2.4	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	—	873,500	0.8	2025年3月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	69,818	32,807	2.4	2022年12月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,306,747	1,363,042	—	—

（注）1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	32,807	—	—	—

3. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	130,000	130,000	130,000	483,500

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(千円)	1,306,740	2,141,431	3,458,161	6,183,866
税金等調整前四半期(当期) 純利益又は純損失金額 (△は損失)(千円)	△272,031	171,465	1,044,481	757,589
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益又は純損失金額 (△は損失)(千円)	△201,649	116,598	632,028	525,126
1株当たり四半期(当期)純 利益又は純損失金額 (△は損失)(円)	△11.67	6.78	37.04	30.91

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 純損失金額 (△は損失)(円)	△11.67	18.61	30.65	△6.38

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,709,439	※3 2,187,433
営業未収入金	※2 85,506	※2 172,739
営業投資有価証券	※1, ※3 9,274,519	※1, ※3 9,132,521
営業貸付金	※2 430,109	※2 646,942
関係会社短期貸付金	—	※2 293,250
立替金	※2 109,337	※2 72,663
未収消費税等	—	21,999
前払費用	34,304	27,269
その他	※2 30,384	※2 45,598
流動資産合計	12,673,598	12,600,414
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	5,818	7,211
工具、器具及び備品（純額）	4,920	5,837
有形固定資産合計	10,738	13,048
無形固定資産		
ソフトウェア	850	566
無形固定資産合計	850	566
投資その他の資産		
投資有価証券	9,250	9,250
関係会社株式	439,903	451,009
敷金及び保証金	41,154	44,741
繰延税金資産	260,820	599,044
長期前払費用	332	20,555
投資その他の資産合計	751,460	1,124,599
固定資産合計	763,048	1,138,213
資産合計	13,436,647	13,738,628

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	—	293,250
1年内返済予定の長期借入金	※3 1,202,500	※3 130,000
未払金	227,301	158,628
未払費用	※2 117,413	※2 130,379
未払消費税等	19,070	—
未払法人税等	275,730	189,090
預り金	13,165	8,459
流動負債合計	1,855,178	909,806
固定負債		
長期借入金	—	※3 873,500
役員退職慰労引当金	105,000	103,400
役員株式報酬引当金	87,307	137,197
従業員株式報酬引当金	3,750	11,250
退職給付引当金	87,320	117,210
長期未払金	349,094	291,704
長期預り金	11,814	11,814
固定負債合計	644,285	1,546,075
負債合計	2,499,464	2,455,881
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,020,087	3,026,174
資本剰余金		
資本準備金	2,990,087	2,996,174
資本剰余金合計	2,990,087	2,996,174
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,257,251	6,210,132
利益剰余金合計	5,257,251	6,210,132
自己株式	△299,437	△597,190
株主資本合計	10,967,989	11,635,289
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△31,507	△353,014
評価・換算差額等合計	△31,507	△353,014
新株予約権	702	472
純資産合計	10,937,183	11,282,747
負債純資産合計	13,436,647	13,738,628

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業収益	2,901,945	5,057,848
営業原価	59,558	3,566,846
営業総利益	2,842,387	1,491,002
販売費及び一般管理費	※1 1,552,639	※1 1,334,432
営業利益	1,289,748	156,570
営業外収益		
受取利息	833	11,991
受取配当金	※2 908,724	※2 998,826
その他	1,769	954
営業外収益合計	911,326	1,011,772
営業外費用		
為替差損	21,308	50,738
融資関連費用	11,970	16,330
支払利息	7,592	10,294
その他	—	1,455
営業外費用合計	40,870	78,818
経常利益	2,160,205	1,089,524
特別利益		
関係会社株式売却益	18,222	383,506
特別利益合計	18,222	383,506
特別損失		
固定資産除却損	222	—
特別損失合計	222	—
税引前当期純利益	2,178,205	1,473,031
法人税、住民税及び事業税	505,480	383,235
法人税等調整額	△67,405	△197,607
法人税等合計	438,075	185,628
当期純利益	1,740,130	1,287,403

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	2,997,886	2,967,886	2,967,886	3,831,508	3,831,508	△149,736	9,647,544
当期変動額							
新株の発行	22,201	22,201	22,201				44,402
剰余金の配当				△314,388	△314,388		△314,388
当期純利益				1,740,130	1,740,130		1,740,130
自己株式の取得						△149,700	△149,700
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	22,201	22,201	22,201	1,425,742	1,425,742	△149,700	1,320,444
当期末残高	3,020,087	2,990,087	2,990,087	5,257,251	5,257,251	△299,437	10,967,989

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	142,942	142,942	1,440	9,791,926
当期変動額				
新株の発行				44,402
剰余金の配当				△314,388
当期純利益				1,740,130
自己株式の取得				△149,700
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△174,449	△174,449	△738	△175,187
当期変動額合計	△174,449	△174,449	△738	1,145,257
当期末残高	△31,507	△31,507	702	10,937,183

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	3, 020, 087	2, 990, 087	2, 990, 087	5, 257, 251	5, 257, 251	△299, 437	10, 967, 989
当期変動額							
新株の発行	6, 086	6, 086	6, 086				12, 173
剰余金の配当				△334, 521	△334, 521		△334, 521
当期純利益				1, 287, 403	1, 287, 403		1, 287, 403
自己株式の取得						△297, 753	△297, 753
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	6, 086	6, 086	6, 086	952, 881	952, 881	△297, 753	667, 301
当期末残高	3, 026, 174	2, 996, 174	2, 996, 174	6, 210, 132	6, 210, 132	△597, 190	11, 635, 289

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△31,507	△31,507	702	10,937,183
当期変動額				
新株の発行				12,173
剰余金の配当				△334,521
当期純利益				1,287,403
自己株式の取得				△297,753
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△321,507	△321,507	△230	△321,737
当期変動額合計	△321,507	△321,507	△230	345,563
当期末残高	△353,014	△353,014	472	11,282,747

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 営業投資有価証券の評価基準及び評価方法

その他営業投資有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資……………連結子会社となる組合については、当社の決算日における組合等の財務諸表に基づいて組合等の資産、負債及び収益、費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。その他の組合については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書又は仮決算を行った組合等の財務諸表を基礎とし、その純資産及び純損益を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～22年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 成功報酬返戻引当金

契約に基づく成功報酬の返戻による損失に備えるため、営業収益として計上した成功報酬のうち、返戻が見込まれる額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

当社は役員退職慰労金制度を廃止しております。これに伴い役員退職慰労引当金の繰入を停止し、廃止時までの既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員株式報酬引当金

役員への将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 従業員株式報酬引当金

従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（ストック・オプション等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(取締役に対する株式報酬制度)

取締役に対する株式報酬制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(従業員に対する株式報酬制度)

従業員に対する株式報酬制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りに関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
営業投資有価証券	1,466,491千円	1,062,698千円

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	42,193千円	362,112千円
長期金銭債権	430,109	646,942
短期金銭債務	7,209	6,705

※3. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
現金預金	一千円	70,000千円
営業投資有価証券	2,894,728	1,154,189

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	1,202,500千円	130,000千円
長期借入金	—	873,500

4. 保証債務

連結子会社、非連結子会社及び連結子会社が管理・運営を行っているファンドの金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

(債務保証)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
Mercuria SPV3 Co.,Ltd. (借入債務)	309,400千円	一千円
計	309,400	計 ー

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給料及び手当	350,101千円	384,321千円
支払報酬	232,806	211,655
賞与	209,612	130,531
役員報酬	126,345	112,645
役員賞与	194,110	50,498
役員株式報酬引当金繰入額	49,890	49,890
退職給付費用	25,322	29,890
従業員株式報酬引当金繰入額	3,750	7,500

なお、概ね全額が一般管理費であるため、販売費と一般管理費の割合については記載しておりません。

※2 全額関係会社からのものであります。

(有価証券関係)

前事業年度 (2019年12月31日)

子会社及び関連会社株式 (貸借対照表計上額は、子会社株式220,189千円、関連会社株式219,715千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2020年12月31日)

子会社及び関連会社株式 (貸借対照表計上額は、子会社株式208,794千円、関連会社株式242,215千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	10,264千円	7,660千円
未払費用	4,342	4,527
未払金（長期含む）	32,121	26,909
のれん償却	15,771	19,276
退職給付引当金	26,737	35,890
役員退職慰労引当金	32,151	31,661
役員株式報酬引当金	26,733	42,010
従業員株式報酬引当金	1,148	3,445
投資有価証券評価損	9,416	62,568
営業投資有価証券の現物出資による調整額	139,615	276,848
その他有価証券評価差額金	13,905	155,407
その他	7,501	6,514
繰延税金資産小計	319,705	672,715
評価性引当額	△58,884	△73,671
繰延税金資産合計	260,820	599,044
繰延税金資産の純額	260,820	599,044

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△13.0	△20.0
評価性引当額の増減額	0.7	1.0
役員賞与	1.9	0.7
タックスヘイブン税制	1.2	1.3
外国法人税額控除	△0.5	△0.7
雇用拡大税制	△0.9	—
その他	0.1	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.1	12.6

(重要な後発事象)

(単独株式移転による持株会社体制への移行について)

単独株式移転による持株会社体制への移行について、連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）（単独株式移転による持株会社体制への移行について）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	12,033	1,965	—	13,998	6,787	571	7,211
工具、器具及び備品	13,516	5,248	930	17,835	11,997	3,401	5,837
有形固定資産計	25,550	7,213	930	31,833	18,784	3,973	13,048
無形固定資産							
ソフトウェア	1,420	—	—	1,420	854	284	566
無形固定資産計	1,420	—	—	1,420	854	284	566
長期前払費用	2,600	20,400	1,800	21,200	1,645	177	20,555

(注) 当期首残高及び当期末残高は、取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
役員退職慰労引当金	105,000	—	1,600	—	103,400
役員株式報酬引当金	87,307	49,890	—	—	137,197
従業員株式報酬引当金	3,750	7,500	—	—	11,250

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後から3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.mercuria.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第15期）（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）2020年3月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年3月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第16期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）2020年5月14日関東財務局長に提出

第16期第2四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月13日関東財務局長に提出

第16期第3四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書（定時株主総会決議事項）

2020年3月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。

2021年2月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

自己株券買付状況報告書（自 2020年3月1日 至 2020年3月31日）2020年4月14日関東財務局長に提出

自己株券買付状況報告書（自 2020年4月1日 至 2020年4月30日）2020年5月14日関東財務局長に提出

自己株券買付状況報告書（自 2020年5月1日 至 2020年5月31日）2020年6月12日関東財務局長に提出

自己株券買付状況報告書（自 2020年6月1日 至 2020年6月30日）2020年7月14日関東財務局長に提出

自己株券買付状況報告書（自 2020年7月1日 至 2020年7月31日）2020年8月13日関東財務局長に提出

自己株券買付状況報告書（自 2020年8月1日 至 2020年8月31日）2020年9月14日関東財務局長に提出

自己株券買付状況報告書（自 2020年9月1日 至 2020年9月30日）2020年10月14日関東財務局長に提出

自己株券買付状況報告書（自 2020年10月1日 至 2020年10月31日）2020年11月12日関東財務局長に提出

自己株券買付状況報告書（自 2020年11月1日 至 2020年11月30日）2020年12月14日関東財務局長に提出

自己株券買付状況報告書（自 2020年12月1日 至 2020年12月31日）2021年1月14日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2021年3月30日

株式会社マーキュリアインベストメント

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松井 貴志
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーキュリアインベストメントの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーキュリアインベストメント及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年2月19日開催の取締役会において、会社単独による株式移転により持株会社である「株式会社マーキュリアホールディングス」を設立することを決議し、2021年3月30日に開催の定時株主総会において承認された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査法人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社マーキュリアインベストメントの2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社マーキュリアインベストメントが2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告にかかる内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

2021年3月30日

株式会社マーキュリアインベストメント

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松井 貴志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーキュリアインベストメントの2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーキュリアインベストメントの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年2月19日開催の取締役会において、会社単独による株式移転により持株会社である「株式会社マーキュリアホールディングス」を設立することを決議し、2021年3月30日に開催の定時株主総会において承認された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月11日
【四半期会計期間】	第1期第3四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	株式会社マーキュリアホールディングス
【英訳名】	Mercuria Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 豊島 俊弘
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル
【電話番号】	03-3500-9870（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理統括 滝川 祐介
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル
【電話番号】	03-3500-9870（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理統括 滝川 祐介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期 第3四半期連結 累計期間
会計期間	自2021年1月1日 至2021年9月30日
営業収益 (千円)	2,818,825
経常利益 (千円)	1,499,424
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	1,032,255
四半期包括利益 (千円)	1,684,407
純資産額 (千円)	13,819,259
総資産額 (千円)	16,007,961
1株当たり四半期純利益金額 (円)	61.43
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 (円)	60.88
自己資本比率 (%)	82.1

回次	第1期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	12.42

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、2021年7月1日設立のため、前連結会計年度以前に係る記載はしておりません。
4. 第1期第3四半期連結累計期間（2021年1月1日から2021年9月30日まで）の四半期連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社マーキュリアインベストメントの四半期連結財務諸表を引き継いで作成しております。
5. 当四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）は、当社設立後最初の四半期連結会計期間ですが、「第3四半期連結会計期間」として記載しております。

2 【事業の内容】

当社は、2021年7月1日に単独株式移転により、株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立されました。

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。また、当社グループの事業の内容は以下の通りであります。

当社グループは、当社、連結子会社11社、非連結子会社18社、持分法適用関連会社1社、及び持分法非適用関連会社7社により構成されております。

当社グループは、国内外投資家の資金を投資事業組合等のファンドを通じて運用を行うファンド運用事業、自己資金の運用を行う自己投資事業を主たる業務としております。

当社グループの報告セグメントは投資運用事業の単一セグメントとなっておりますが、以下では投資運用事業を投資戦略ごとに分類して記載しております。

当社グループではクロスボーダー（国や地域を超えること、既存のビジネスの枠組みにとらわれずに挑戦すること）をコンセプトとした投資運用を行っており、投資対象の性質により事業投資と資産投資に大別されます。

① 成長投資戦略：[事業投資]

当社グループの成長投資戦略は、例えば伝統的な金融業と新たな技術の融合といった、既存のビジネスの枠組みにとらわれずに挑戦する事業への投資を行い、投資リターンをもたらしています。中でも主に次のような要素に着目しています。

- ・マクロ経済の成長に伴い需要の伸びが予想される新しいサービスの展開
- ・社会構造の変化に伴い変化が求められる既存産業における新たなビジネスモデル
- ・モノ造りに関する管理の技術やノウハウ等の日本の優れた特性を活かすことができる分野の海外市場への展開

当社グループでは、このような観点で主要プレーヤーとなりうる企業に対し、中長期的な視野による投資を行い、一時的な状況の変化に左右されない資金面、事業面等の分野での継続的なサポートを提供します。

② バリューストック投資戦略：[事業投資][資産投資]

バリューストック投資とは理論的な価格より安く取引される事業・資産への投資です。金融法人、事業法人、個人といった様々な投資家の投資サイクル等の関係で、安定的な資産及び事業であっても理論的な価格よりも安い価格で取引されることがあります。当社グループは、グループ会社のネットワークや役職員のネットワークを活用することでそのような機会を見つけ、ローン債権（流動化された貸付金）や不動産などキャッシュ・フローを伴う投資資産を中心にバリューストック投資を行っております。

③ バイアウト投資戦略：[事業投資]

バイアウト投資とは、企業への株式投資を行うことにより、経営に参画し、事業の拡大や再編、構造改革などにより企業価値の向上を目指す投資です。経営を改善することで企業価値の向上の余地のある企業を友好的に買収することにより、投資先経営陣と共に経営改革の推進、投資先企業の成長および企業価値向上を目指します。特に当社グループでは、グループ会社のネットワークやリソースも活用した新たな成長シナリオを描くことで企業価値の向上を図ります。

④ 不動産投資戦略：[資産投資]

当社グループでは、地域毎に異なる経済発展レベルや経済環境に照らし合わせた不動産投資によりリスクに見合ったリターンが得られる不動産投資を目指しています。

経済が成長局面にあるアジア地域においては、中国国内の個人消費の拡大とともに北京の貸オフィスビルへの需要が拡大することを見越し、北京市の中心的なオフィス街にあるオフィスビル2棟にいち早く投資を行いました。当社グループでは、当社子会社であるSpring Asset Management Limitedにおいて、香港証券取引所へ上場しているリート（不動産投資信託）であるSpring REITの管理運営を行うなどの実績を上げています。

日本やその他の先進国においても、主にバリューストック投資やキャッシュ・フロー投資戦略のアプローチも取り込んでおります。

⑤ キャッシュ・フロー投資戦略（CF投資戦略）：[資産投資]

社会インフラ関連、賃貸不動産など、安定的なキャッシュ・フロー収入が期待できる資産に対するファンド投資を通じ、一定のキャッシュ・フローをもたらす金融商品として投資家へ提供しています。安定したリターン確保には、資産の種類だけでなく、資産管理体制も重要なファクターであり、当社ではそれぞれの分野でグローバルなフランチャイズや実績を持つパートナーと組み、投資機会の発掘や運用管理を行っています。

キャッシュ・フロー投資戦略は、従前は不動産投資戦略と一体として取り組んで参りましたが、今後は国内外の投資家に対して安定運用機会を提供すべく、独立した戦略としてより強化していく分野となります。

当社グループの主な収益は以下のとおりです。

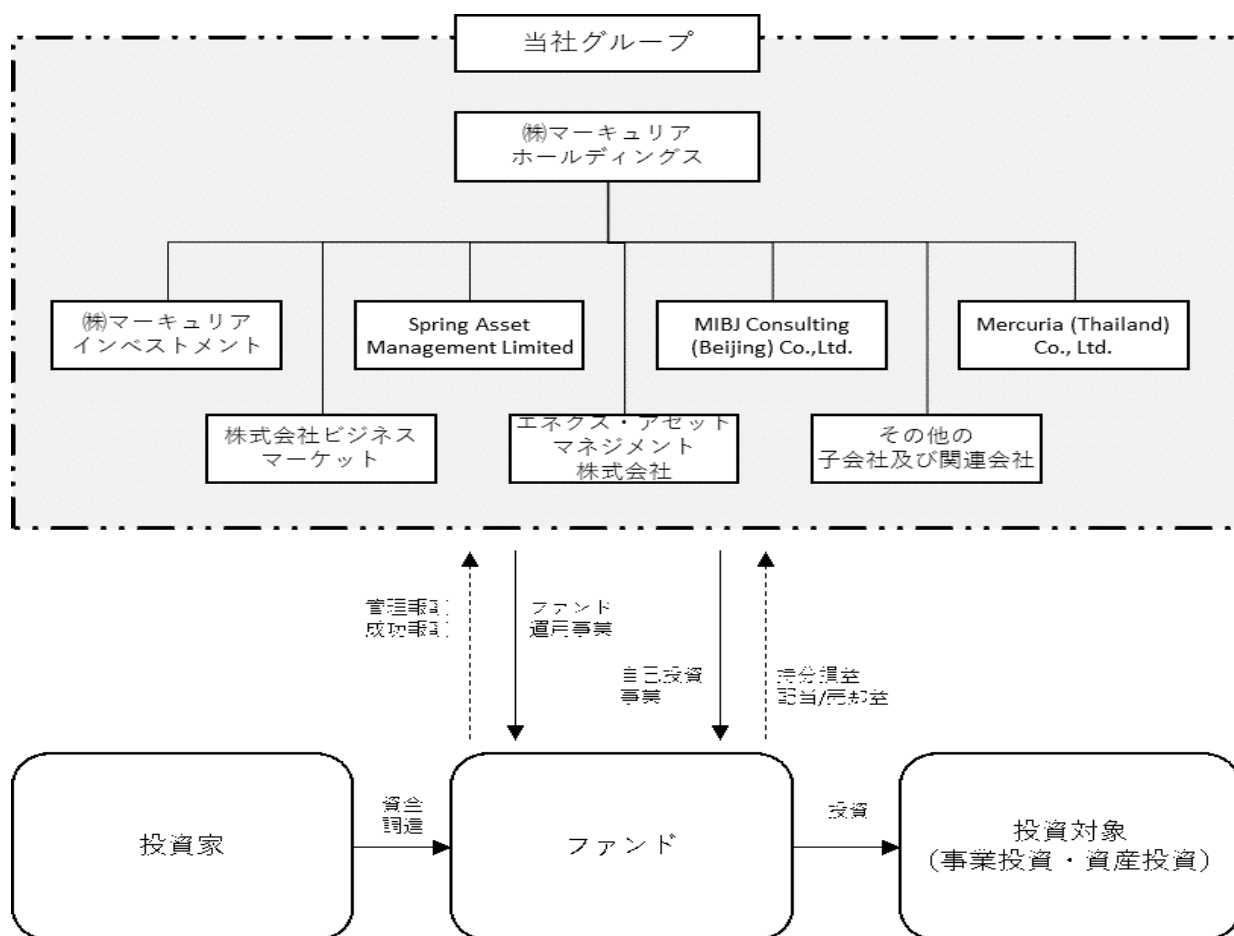
(1) ファンド運用事業

当社グループは、投資事業組合等のファンドを組成し、国内外投資家から資金調達、投資対象の発掘、投資対象への投資実行、投資対象のモニタリング、投資対象の売却等による投資回収等の管理運営業務を行うことでファンドより管理報酬を得ております。また、投資家に対する分配実績や投資家の投資採算等に応じてファンドより成功報酬を得ております。

(2) 自己投資事業

当社グループは、管理運営を行うファンドに対して自己投資を実行し、当該ファンドにおける持分損益を得ております。また、自己投資対象からの配当や自己投資対象の売却による売却益を得ております。

[事業系統図]



第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または新規設立に伴う有価証券届出書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

当社は、2021年7月1日に単独株式移転により株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立されましたが、連結の範囲に実質的な変更はないため、前年同四半期と比較を行っている項目については、株式会社マーキュリアインベストメントの2020年12月期第3四半期連結累計期間（2020年1月1日から2020年9月30日まで）と、また、前連結会計年度末と比較を行っている項目については、株式会社マーキュリアインベストメントの2020年12月期連結会計年度末（2020年12月31日）と比較しております。また、当第3四半期連結累計期間（2021年1月1日から2021年9月30日まで）の四半期連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社マーキュリアインベストメントの四半期連結財務諸表を引き継いで作成しております。

(1) 財政状態の分析及び経営成績の状況

(経営成績の状況)

当第3四半期連結累計期間（2021年1月1日～2021年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し経済活動の抑制が続く中、一部では持ち直しの動きもみられるものの、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下で、当社グループでは中長期的な成長を目指し、既存ファンドにおいては、株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行株式会社を中心に組成した「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（パイアウト1号ファンド）」において保有する株式を売却したことにより、当該ファンドに対するセიმボート投資を通じたファンド投資持分利益を計上しました。また、同ファンドより、事業会社への新たな投資も行いました。

新規ファンドにおいては、伊藤忠エネクス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社などの事業パートナーと共同で組成したエネクス・インフラ投資法人への太陽光発電施設の組入を基本戦略とするインフラ・ウェアハウジングファンドが、当初想定を上回る投資家コミットメント総額にて組成完了するなど、管理報酬の底上げを行うべくマクロ環境に沿った投資戦略に基づく事業企画を行ってまいりました。

この結果、当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績は、営業収益2,818,825千円となりました。対前年同期比については、当第3四半期連結累計期間では自己投資事業において、パイアウト1号ファンドの保有株式売却に係るファンド持分利益、及び太陽光発電施設のエネクス・インフラ投資法人への組入による営業収益を計上したものの、前第3四半期連結累計期間には、当社グループが保有していたSpring REITユニットの譲渡取引を行い多額の営業収益を計上していたこと、及び当社が管理運営を行う「あすかDBJ投資事業有限責任組合」にて保有する株式の売却による投資回収を行うことで成功報酬を計上していたことから、18.5%の減少となりました。

一方で、経常利益は、上述のパイアウト1号ファンドの保有株式売却及び太陽光発電施設の組入による利益が生じたこと、並びに前第3四半期連結累計期間には前述のSpring REITユニットの譲渡取引において損失が生じていたことから前年同期から43.6%増加し、1,499,424千円となりました。

これにより、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期から63.3%増加し、1,032,255千円となりました。

なお、当社グループは投資運用事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(財政状態の分析)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比較して955,347千円増加して16,007,961千円となりました。これは主に、現金及び預金が1,439,890千円、関係会社短期貸付金が293,250千円減少した一方で、エネクス・インフラ投資法人への組入を目的とした太陽光発電施設保有ビークルの取得、及び保有有価証券に係る時価評価の影響等により、営業投資有価証券が2,692,331千円増加したことによるものです。

負債総額は、前連結会計年度末と比較して394,956千円減少して2,188,703千円となりました。これは主に、返済により短期借入金が293,250千円減少したことによるものです。

純資産額は、前連結会計年度末と比較して1,350,303千円増加して13,819,259千円となりました。これは主にその他有価証券評価差額金が430,883千円、利益剰余金が689,987千円増加したことによるものです。

(2) 会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

株式会社マーキュリアインベストメントの前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した対処すべき課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において従業員数の著しい増減はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	45,000,000
計	45,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （2021年9月30日）	提出日現在発行数（株） （2021年11月11日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,670,100	17,670,100	東京証券取引所 （市場第一部）	1単元の株式数は100株であります。
計	17,670,100	17,670,100	—	—

（注） 「提出日現在発行数」欄には、2021年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、2021年7月1日に単独株式移転により株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立されたことに伴い、株式会社マーキュリアインベストメントが発行したストックオプションとしての新株予約権は、同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付いたしました。

当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりとなります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 株式会社マーキュリアホールディングス第1回新株予約権

決議年月日	2015年3月31日(定時株主総会決議)(注)1
付与対象者の区分及び人数	株式会社マーキュリアインベストメント取締役3名 株式会社マーキュリアインベストメント従業員16名 株式会社マーキュリアインベストメント子会社役職員11名
新株予約権の数(個)	338
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	202,800(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	311(注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2021年7月1日 至 2025年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 311 資本組入額 156 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 株式会社マーキュリアインベストメント第1回新株予約権の決議年月日です。

2. 新株予約権1個につき目的となる当社普通株式の数(以下、「付与株式数」という。)は600株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。

3. 決議日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／株式分割又は株式併合の比率

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

調整後行使価額＝調整前行使価額×(既発行株式数＋新規発行株式数×1株当たり払込金額／時価)
／(既発行株式数＋新規発行株式数)

i 行使価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。

- ア) 当社の株式公開（下記 イ）に定める場合をいう）の日の前日以前の場合
調整後行使価額を適用する日（以下、「適用日」という）の前日における調整前行使価額
- イ) 当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合（「株式公開」という）適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式の上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出するものとする。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とするものとする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
4. (1) 新株予約権の割り当てを受けた当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役及び使用人又は当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割り当てを受けた当社の受入出向者は、新株予約権行使時において、当社への出向を継続していること、あるいは当社への転籍を行っていることを要する。
- (3) 新株予約権の割り当てを受けた外部協力者は、新株予約権行使時において、当社の外部協力者の地位にあることを要する。
- (4) 当社普通株式にかかる株式公開があった場合、新株予約権を行使することができる。
- (5) 当社普通株式にかかる株式公開を取り止める旨の取締役会決議、もしくは、株式公開を取り止める旨の取締役会への報告がなされた場合、新株予約権を行使することができる。
- (6) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の(i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(v) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

6. 株式会社マーキュリアインベストメントにおいて発行した当時の新株予約権の発行価額を基に算出しております。なお、株式会社マーキュリアインベストメントでは、2016年7月5日開催の取締役会決議により、2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2016年12月16日開催の取締役会決議により、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

また、当社はストックオプション制度に準じた制度として第2回新株予約権を発行しております。

② 株式会社マーキュリアホールディングス第2回新株予約権

決議年月日	2015年12月18日(臨時株主総会決議)(注)1
付与対象者の区分及び人数	株式会社マーキュリアインベストメント取締役2名 株式会社マーキュリアインベストメント従業員24名
新株予約権の数(個)	89
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,400(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	311(注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2021年7月1日 至 2025年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 317(注)6 資本組入額 159(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 株式会社マーキュリアインベストメント第2回新株予約権の決議年月日です。

2. 新株予約権1個につき目的となる当社普通株式の数(以下、「付与株式数」という。)は600株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。

3. 決議日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合
調整後行使価額＝調整前行使価額×1／株式分割又は株式併合の比率
- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）
調整後行使価額＝調整前行使価額×（既発行株式数＋新規発行株式数×1株当たり払込金額／時価）
／（既発行株式数＋新規発行株式数）
- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。
- ア 当社の株式公開（下記 イ）に定める場合をいう）の日の前日以前の場合
調整後行使価額を適用する日（以下、「適用日」という）の前日における調整前行使価額
- イ 当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合（「株式公開」という）
適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式の上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出するものとする。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とするものとする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
4. (1) 新株予約権の割り当てを受けた当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役及び使用人又は当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではないものとする。
- (2) 当社普通株式にかかる株式公開があった場合、新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 当社普通株式にかかる株式公開を取り止める旨の取締役会決議、もしくは、株式公開を取り止める旨の取締役会への報告がなされた場合、新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使することができないものとする。
- ① 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項、第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
- ② 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- ③ 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。
- ④ 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本(5)④への該当を判断するものとする。）。
5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移

転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
 - ① 以下の(i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (v) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(5)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記に準じて決定する。
6. 株式会社マーキュリアインベストメントにおいて発行した当時の新株予約権の発行価額を基に算出しております。なお、株式会社マーキュリアインベストメントでは、2016年7月5日開催の取締役会決議により、2016年8月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2016年12月16日開催の取締役会決議により、2017年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年7月1日	17,670,100	17,670,100	3,000,000	3,000,000	750,000	750,000

(注) 2021年7月1日に単独株式移転により当社が設立されたことによる増加であります。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 531,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 17,136,200	171,362	—
単元未満株式	普通株式 2,500	—	—
発行済株式総数	17,670,100	—	—
総株主の議決権	—	171,362	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の普通株式数には、株式報酬制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式325,600株 (議決権の数3,256個) が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社マーキュリアホールディングス	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号	531,400	—	531,400	3.00
計	—	531,400	—	531,400	3.00

(注) 株式報酬制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式325,600株は、上記の自己株式等には含まれておりません。

2 【役員の状況】

当社は2021年7月1日に単独株式移転により株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立され、当事業年度が第1期となるため、当四半期報告書の提出日現在における当社役員の状況を記載しております。

男性 10名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	豊島 俊弘	1962年9月20日生	1985年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行） 入行 2001年8月 世界銀行入行 2004年10月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行） 入行 2005年10月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締役 役就任 2008年10月 株式会社マーキュリアインベストメント 代表 取締役就任（現任） 2009年5月 Beijing Hua-re real-estate Consultancy Co.,Ltd. Director就任（現任） 2011年8月 MIBJ Consulting (Beijing) Co.,Ltd.Director 就任（現任） 2012年10月 株式会社アドミラルキャピタル 取締役就任 （現任） 2013年1月 Spring Asset Management Limited Director 就任（現任） 2013年1月 Wownew (Beijing)Commerce Co.,Ltd. Director就任（現任） 2014年1月 Allport Ltd. Director就任（現任） 2014年12月 合同会社ユニオン・ベイ 代表社員就任（現 任） 2021年7月 当社 代表取締役就任（現任） 2021年7月 株式会社マーキュリアエアボーンキャピタル 代表取締役就任 2021年9月 株式会社マーキュリアエアボーンキャピタル 代表取締役会長就任（現任）	(注) 3	950,400 (注) 5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	石野 英也	1963年9月16日生	1986年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社（現シ ティグループ証券株式会社）入社 2000年4月 スパイラルスター株式会社入社 2001年4月 ハローネットワークアジア株式会社 代表取締 役副社長就任 2003年6月 スターキャピタルパートナーズ株式会社 取締 役就任 2004年3月 スポーツバンガード株式会社 取締役副社長就 任 2007年9月 アイ・キャピタル・インベストメント・アドバ イザーズ株式会社（現MC P投資顧問株式会 社） 社外取締役就任 2008年6月 株式会社マーキュリアインベストメント 入社 2010年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締 役就任（現任） 2011年6月 ユニファイドサービス株式会社 取締役就任 （現任） 2011年8月 MIBJ Consulting (Beijing) Co.,Ltd. Director就任（現任） 2011年9月 ADC International Limited Director就任 （現任） 2013年4月 Spring Asset Management Limited Director 就任（現任） 2013年10月 株式会社アドミラルキャピタル 取締役就任 （現任） 2014年12月 一般社団法人イズミ 職務執行者就任（現任） 2018年3月 Flight Plan Aviation Capital 2017-1 Limited Director就任（現任） 2019年1月 MIC International Limited Director就任 （現任） 2019年3月 エネクス・アセットマネジメント株式会社 取 締役就任（現任） 2021年7月 当社 取締役就任（現任） 2021年7月 株式会社マーキュリアエアボーンキャピタル 取締役就任（現任）	(注) 3	326,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	小山 潔人	1966年2月19日生	1990年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行） 入行 2008年9月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締 役就任（現任） 2014年6月 株式会社日本政策投資銀行 企業投資部部長 2016年5月 シンクス株式会社 取締役就任（現任） 2016年5月 シンクステコム株式会社 取締役就任（現任） 2016年7月 株式会社マーキュリアインベストメント 転籍 2016年11月 株式会社ビジネスマーケット 取締役就任（現 任） 2018年12月 FL EN Company Limited Director就任（現 任） 2019年12月 旭東压铸（上海）有限公司 董事就任（現任） 2019年12月 水谷精密零件制造（上海）有限公司 董事就任 （現任） 2019年12月 上海水谷精密模具制造有限公司 董事就任（現 任） 2019年12月 旭東汽車零部件制造（南通）有限公司 董事就 任（現任） 2020年2月 水谷産業株式会社 取締役就任（現任） 2020年8月 CF Focus Limited Director就任（現任） 2020年8月 VGI General Partner Co., Ltd. Director就 任（現任） 2021年7月 当社 取締役就任（現任）	(注) 3	86,800
取締役	近藤 健太	1978年3月13日生	2000年4月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀 行）入行 2017年4月 同行 企業金融6部 課長 2020年6月 同行 企業投資部 課長（現任） 2020年6月 株式会社シーユーシー社外取締役（現任） 2021年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締 役就任 2021年7月 当社 取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役	赤松 和人	1966年11月28日生	1991年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2007年6月 ADインベストメント・マネジメント株式会社 取締役就任 2011年4月 伊藤忠商事株式会社 建設第一部建設事業統括 室長 2012年4月 同社 建設・金融部門企画統轄課長 2016年4月 同社 建設第一部長代行 2019年4月 同社 建設第二部長代行 2021年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締 役就任 2021年4月 伊藤忠商事株式会社 建設第二部長（現任） 2021年7月 当社 取締役就任（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	岡橋 輝和	1949年11月25日生	1972年4月 三井物産株式会社入社 2006年4月 同社 執行役員就任 同社 関西支社副支社長就任 2009年4月 カナダ三井物産株式会社 社長就任 2011年5月 セイコーホールディングス株式会社顧問就任 (現任) 2012年3月 株式会社インフォマート 取締役就任 (現任) 2014年6月 山九株式会社 取締役就任 (現任) 2016年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締 役就任 2021年7月 当社 取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	佐々木 敏夫	1952年3月3日生	1974年4月 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀 行) 入行 2004年4月 同行 常務執行役員就任 2005年3月 みずほキャピタル株式会社 専務取締役就任 2006年6月 中央不動産株式会社 代表取締役副社長就任 2007年7月 いすゞ自動車株式会社 上席執行役員就任 2010年6月 同社 取締役常務執行役員就任 2011年2月 同社 取締役専務執行役員就任 2014年4月 いすゞ自動車近畿株式会社 代表取締役会長就 任 2016年4月 いすゞシステムサービス株式会社 代表取締役 会長就任 2017年4月 同社 相談役就任 2018年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締 役就任 2018年4月 中央不動産株式会社 顧問就任 2021年7月 当社 取締役就任 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役	石堂 英也	1952年8月17日生	1976年4月 株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀 行) 入行 1996年4月 同行 金融法人部次長 2001年6月 同行 市場事務部長 2004年4月 同行 外為営業第一部長 2006年4月 共立株式会社 営業開発部長 2010年4月 協和株式会社 監査役就任 2010年6月 共立株式会社 監査役就任 2015年6月 共立インシュアランス・ブローカー株式会社 監査役就任 2015年10月 株式会社マーキュリアインベストメント 監査 役就任 (現任) 2021年7月 当社 監査役就任 (現任)	(注) 4	10,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	増田 健一	1963年1月11日生	1988年4月 最高裁判所司法研修所修了・第二東京弁護士会登録 1988年4月 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）入所 1993年9月 ニューヨーク州弁護士登録 1997年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）パートナー就任（現任） 2006年11月 あすかコーポレートアドバイザーズ株式会社 監査役就任（現任） 2007年5月 ライフネット生命保険株式会社 監査役就任（現任） 2011年3月 株式会社ブリヂストン 監査役就任 2016年3月 同社 取締役就任（現任） 2016年5月 株式会社マーキュリアインベストメント 監査役就任 2020年3月 中外製薬株式会社 監査役（現任） 2021年7月 当社 監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	藤村 健一	1967年7月31日生	1990年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行 2011年6月 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 取締役 2013年4月 三井住友信託銀行株式会社 本店営業第八部次長 2015年4月 同行 松山支店長 2017年2月 同行 理事 名古屋営業第一部長 2018年7月 同行 福岡支店兼福岡天神支店 理事 支店長 2021年1月 同行 理事 情報開発部長（現任） 2021年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 監査役就任 2021年7月 当社 監査役就任（現任）	(注) 4	—
計					1,373,600

- (注) 1. 取締役 近藤健太、赤松和人、岡橋輝和及び佐々木敏夫は、社外取締役であります。
2. 監査役 石堂英也、増田健一及び藤村健一は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2021年7月1日より2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2021年7月1日より2024年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役豊島俊弘の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社ユニオン・ベイが所有する株式数を含んでおります。
6. 当社では、意思決定・監督と職務執行を分離することにより、それぞれの役割と責任を明確化し、機能の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

執行役員は以下のとおりであります。

執行役員 事業企画統括	中井 竜馬
執行役員 中国事業統括	許 曉林
執行役員 経営管理統括	滝川 祐介

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社は、2021年7月1日設立のため、前連結会計年度以前に係る記載はしていません。

なお、当第3四半期連結累計期間（2021年1月1日から2021年9月30日まで）の四半期連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社マーキュリアインベストメントの四半期連結財務諸表を引き継いで作成しております。

当四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）は、当社設立後最初の四半期連結会計期間ですが、「第3四半期連結会計期間」として記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年1月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2021年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	1,440,372
営業未収入金	372,561
営業投資有価証券	12,315,405
営業貸付金	699,760
立替金	49,290
その他	252,837
流動資産合計	15,130,224

固定資産

有形固定資産

建物（純額）	53,209
工具、器具及び備品（純額）	5,747
有形固定資産合計	58,956

無形固定資産

ソフトウェア	392
無形固定資産合計	392

投資その他の資産

投資有価証券	315,185
敷金及び保証金	83,075
繰延税金資産	405,053
その他	15,076
投資その他の資産合計	818,389

固定資産合計

877,738

資産合計

16,007,961

負債の部

流動負債

1年内返済予定の長期借入金	130,000
未払金	67,224
未払費用	85,790
未払法人税等	161,227
前受収益	156,842
賞与引当金	79,920
その他	50,577
流動負債合計	731,579

固定負債

長期借入金	776,000
役員退職慰労引当金	102,000
役員株式報酬引当金	158,419
従業員株式報酬引当金	16,875
退職給付に係る負債	135,430
長期未払金	233,755
長期預り金	19,337
その他	15,307
固定負債合計	1,457,124

負債合計

2,188,703

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2021年9月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	3,000,000
資本剰余金	3,453,269
利益剰余金	7,449,749
自己株式	△712,885
株主資本合計	13,190,132
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	47,967
為替換算調整勘定	△100,610
その他の包括利益累計額合計	△52,643
新株予約権	320
非支配株主持分	681,449
純資産合計	13,819,259
負債純資産合計	16,007,961

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)
営業収益	2,818,825
営業原価	137,206
営業総利益	2,681,619
販売費及び一般管理費	1,221,622
営業利益	1,459,997
営業外収益	
受取利息	4,595
為替差益	51,519
賃貸料収入	431
その他	1,872
営業外収益合計	58,418
営業外費用	
支払利息	14,491
融資関連費用	4,500
営業外費用合計	18,991
経常利益	1,499,424
税金等調整前四半期純利益	1,499,424
法人税等	389,591
四半期純利益	1,109,833
非支配株主に帰属する四半期純利益	77,578
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,032,255

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)
四半期純利益	1,109,833
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	430,883
為替換算調整勘定	143,902
持分法適用会社に対する持分相当額	△212
その他の包括利益合計	574,573
四半期包括利益	1,684,407
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	1,580,455
非支配株主に係る四半期包括利益	103,951

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用の計算については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

(追加情報)

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当社は2021年7月1日設立ですが、設立日前の株式会社マーキュリアインベストメントの2021年1月1日から2021年6月30日までの第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の数値を含めて、第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表を作成しています。

四半期連結財務諸表は、当第3四半期連結会計期間から作成しておりますので、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」を記載しております。

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

株式会社マーキュリアインベストメント

Spring Asset Management Limited

MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.

ADC International Ltd.

一般社団法人イズミ

CF Focus Limited

China Fintech L.P.

ZKJ Focus Limited

互金（蘇州）投資管理有限公司

MIC International Limited

SR Target, L.P.

(連結範囲の変更)

当第3四半期連結会計期間より、合同会社イズミは会社を清算したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 18社

主要な非連結子会社の名称

株式会社ビジネスマーケット

Mercuria (Thailand) Co., Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせる恐れがある非連結子会社4社については、連結の範囲から除外しております。

また、非連結子会社14社については、連結した場合における総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社 1社

関連会社等の名称

Flight Plan Aviation Capital 2017-1 Limited

(持分法適用範囲の変更)

第2四半期連結会計期間より、重要性が増したため、Flight Plan Aviation Capital 2017-1 Limitedを
持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 25社

主要な会社等の名称

株式会社ビジネスマーケット

Mercuria (Thailand) Co., Ltd.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても四半期連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち合同会社イズミ、一般社団法人イズミの決算日は5月31日であります。四半期連結財務諸表の作成に当たっては、合同会社イズミは清算終了した8月10日の財務諸表を使用しており、一般社団法人イズミは8月31日で仮決算を行った財務諸表を使用しております。ただし、四半期連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の四半期決算日は、四半期連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 営業投資有価証券

a. その他営業投資有価証券

時価のあるもの

四半期連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

b. 投資事業有限責任組合等への出資

組合契約に規定される仮決算を行った組合等の財務諸表を基礎とし、その純資産及び純損益を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～22年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度を廃止しております。これに伴い役員退職慰労引当金の繰入を停止し、廃止時までの既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

② 役員株式報酬引当金

役員への将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当第3四半期連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

③ 従業員株式報酬引当金

従業員への将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、支給見込額のうち当第3四半期連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、四半期連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、四半期連結決算日における直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(7) その他四半期連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当第3四半期連結累計期間の費用として処理しております。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社及び当社の子会社である株式会社マーキュリアインベストメントは運営するファンドに対するセイムポート投資として、営業投資有価証券等を保有しておりますが、時価のない営業投資有価証券については、投資先の財政状態の悪化による実質価額の著しい低下の有無により減損処理の可否を、営業貸付金については、回収可能性の判断に基づき貸倒引当金の可否を検討しております。

減損処理の可否を検討する際の投資先の実質価額の見積り、および貸倒引当金の可否を検討する際の回収可能性の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症による影響は常態化すると仮定し、本感染症の影響を織り込んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりがさらに悪化した場合には、営業投資有価証券の減損処理および営業貸付金に対する貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社の土地賃貸借契約に係る契約残存期間の賃借料に対して、次のとおり債務保証を行っております。

当第3四半期連結会計期間 (2021年9月30日)	
福岡ドリーム株式会社	43,502千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	
減価償却費	36,698千円
のれんの償却額	1,868

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

配当金支払額

当社は、2021年7月1日に単独株式移転により設立された持株会社であるため、配当金の支払額は以下の完全子会社の定時株主総会において決議された金額であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 定時株主総会	普通株式 (株式会社 マーキュリ アインベス トメント)	利益剰余金	342,268	20	2020年12月31日	2021年3月31日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する株式会社マーキュリアインベストメントの株式に対する配当金6,512千円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

株式移転完全子会社 株式会社マーキュリアインベストメント（投資運用事業）

(2) 企業結合日

2021年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

(4) 結合後企業の名称

株式移転設立完全親会社 株式会社マーキュリアホールディングス

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、国境や既成概念などの枠組みにとらわれずに挑戦する「クロスボーダー」を基本コンセプトとしたファンド運用を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業構造の変化というマクロ環境の大きな変化に加えて、東京証券取引所の市場区分の見直しも予定されている中において、事業拡大による更なる成長機会を追求することを重要な経営課題と考えております。

これらを実現するため、M&A等による企業再編の可能性へ向けて、迅速かつ柔軟な経営判断ができる体制を構築するとともに、グループ各社の採算性と事業責任の明確化や経営資源の有効活用を図ることを目的に設立されました。

なお、当社は、当社の完全子会社である株式会社マーキュリアインベストメントの保有する、Spring Asset Management Limited、MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.、Mercuria (Thailand) Co., Ltd.、株式会社ビジネスマーケット、エネクス・アセットマネジメント株式会社及びSR Target, L.P.の全株式又は持分を、株式会社マーキュリアインベストメントから現物配当を受ける方法を用いて2021年7月2日付及び2021年9月3日付で取得し、当該6社を当社の直接出資会社としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	61円43銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	1,032,255
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	1,032,255
普通株式の期中平均株式数(株)	16,804,266
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	60円88銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	—
普通株式増加数(株)	151,226
(うち新株予約権に係る増加数(株))	(151,226)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当第3四半期連結累計期間325,600株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2021年11月11日

株式会社マーキュリアホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーキュリアホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年1月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マーキュリアホールディングス及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書に

において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

